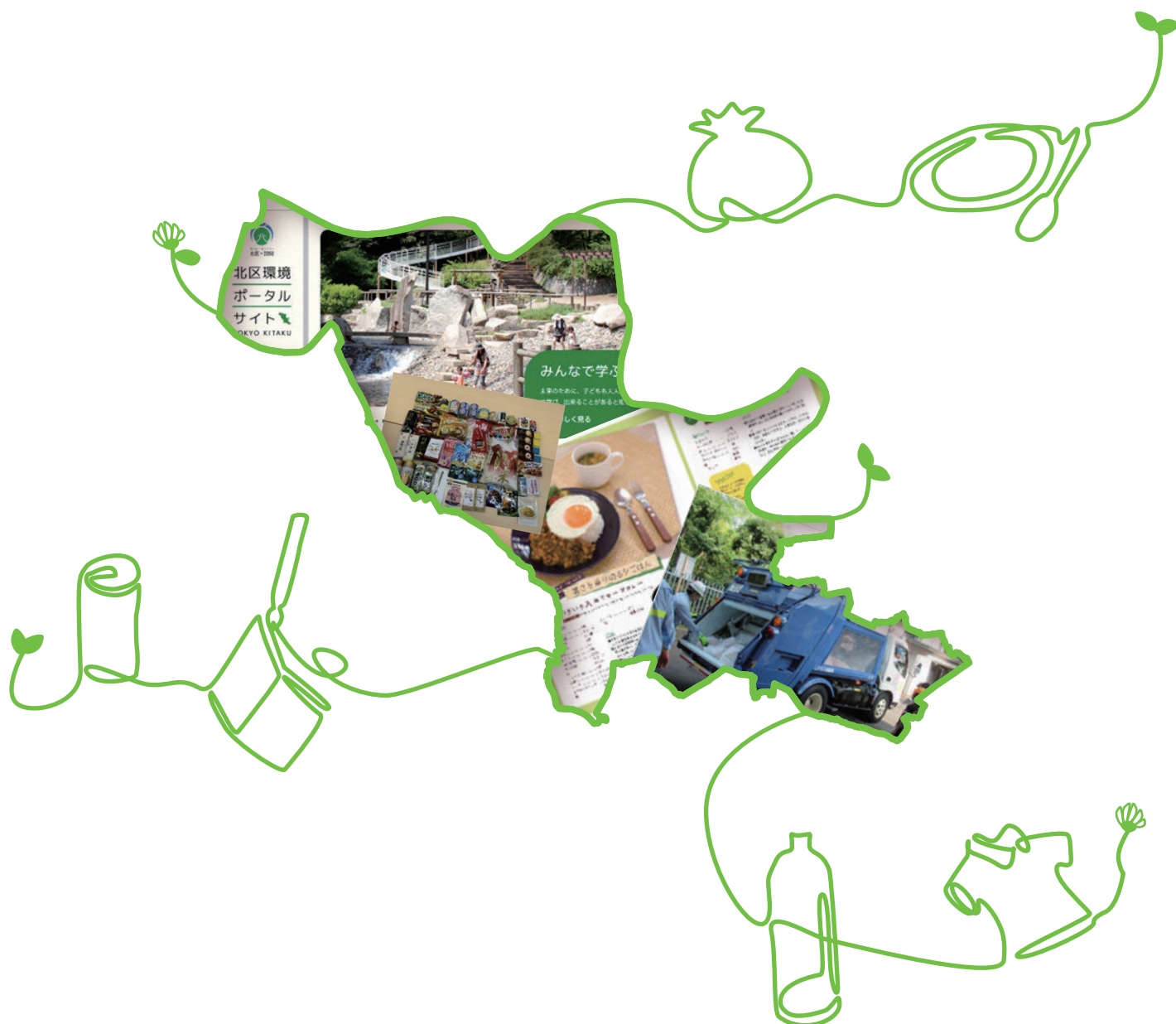


北区一般廃棄物処理基本計画 2025

～ ごみゼロの未来にむけ、みんなでつくる資源循環のまち ～



令和7年3月

北区

北区一般廃棄物処理基本計画 2025 の策定にあたって

～ごみゼロの未来にむけ、みんなでつくる資源循環のまち～

現在、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は目覚ましく変化しています。

国では、「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、資源消費を最小化し廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を実現する有効な手段である循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進しています。

また、東京都では、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」及び「東京都食品ロス削減推進計画」において、プラスチックの資源循環や食品ロス対策の具体的な目標を掲げるとともに、重点施策として位置づけ取り組んでいます。



北区においては、北区一般廃棄物処理基本計画 2020 の策定以降、フードドライブを新たに実施するなど、食品ロスの削減に向けて具体的に取り組んできました。また、プラスチックの一括回収の開始による資源化など、ごみの減量・資源化を積極的に推進してきましたが、昨今の国や東京都の状況や社会情勢の変化などを踏まえると、さらなるごみの減量・資源化を推進することは必要不可欠であり、本計画の策定に至りました。

策定にあたっては、東京都北区資源循環推進審議会へ諮問し、精力的なご議論の末答申いただいた内容をふまえ、さらなるごみの減量・資源化に向けた具体的な取り組みを検討し、このたび本計画をとりまとめました。

北区はごみの減量・資源化に向け新たな一歩を踏み出しましたが、私たち、そして子どもたちによりよい未来を残すためには、さらなるごみの減量・資源化が必要です。区民、事業者、区、みんなそれぞれが「今、自分たちにできること」を意識して行動し、「ゼロ・ウェイスト（ごみゼロ）のまち」の実現に向けて取り組んでいきましょう。

最後に、区議会をはじめ、パブリックコメントで区民の皆さまから多くの貴重なご意見をいただきました。ご多用の中、ご意見やご提案をいただきました皆さま方に、この場を借りて改めてお礼を申し上げます。

令和7年3月

東京都北区長

やまだ 加奈子

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要	2
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画策定の背景	
(3) 計画期間	
(4) 用語の定義	
2 北区の状況	8
(1) 人口及び世帯の状況	
(2) 事業所の状況	
(3) ごみ・資源の状況	
(4) 前回計画の実績と評価	
3 北区の清掃リサイクル事業における課題	18
(1) 人口等の地域特性による課題	
(2) 社会の変化による課題	
(3) 発生・排出抑制及び資源化の課題	
(4) 収集・運搬の現状と課題	
(5) 課題のまとめ	

第2章 ごみ処理基本計画

1 基本理念・基本方針	30
(1) 基本理念	
(2) 基本方針	
2 ごみ排出に係る目標値の設定	33
(1) 目標値の設定	
(2) 目標値積算の基礎	
(3) 目標達成までのごみ量推移	
3 具体的施策	39
(1) 施策の体系	
(2) 重点施策	
(3) 基本方針ごとの具体的な施策	
基本方針1 区民・事業者・区の協働による3Rを推進します	
基本方針2 さらなるごみの減量化と資源の有効利用を推進します	
基本方針3 安全で安心なごみの適正処理を推進します	
(4) 具体的施策の方向性	
4 計画の進行管理	69
(1) 推進体制	
(2) 進捗管理	

第3章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状	72
(1) し尿・汚泥処理状況	
(2) し尿収集量の推移	

2 生活排水処理基本計画	73
(1) 計画期間	
(2) 基本方針	
(3) 収集運搬及び処理・処分計画	

○文章中などに「＊」がある語句は、巻末の「■用語の解説」に掲載しています。
○端数処理の関係で、図表内の合計が一致しない場合があります。

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画の概要
2. 北区の状況
3. 北区の清掃リサイクル事業における課題

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

一般廃棄物*処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物の処理責任を負う区市町村が、区域内のごみの減量・資源化や、ごみ・生活排水の適正な処理を推進していくための基本的な方針として定めるものです。また、東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年 12 月東京都北区条例第 28 号）第 32 条に定める「一般廃棄物の処理に関する計画」に位置付けられます。なお、本計画は、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」、東京都の「資源循環・廃棄物処理計画」等の各種計画及び北区の上位計画である「北区基本計画 2024」（2024（令和 6）年 3 月策定）を踏まえて策定しました。

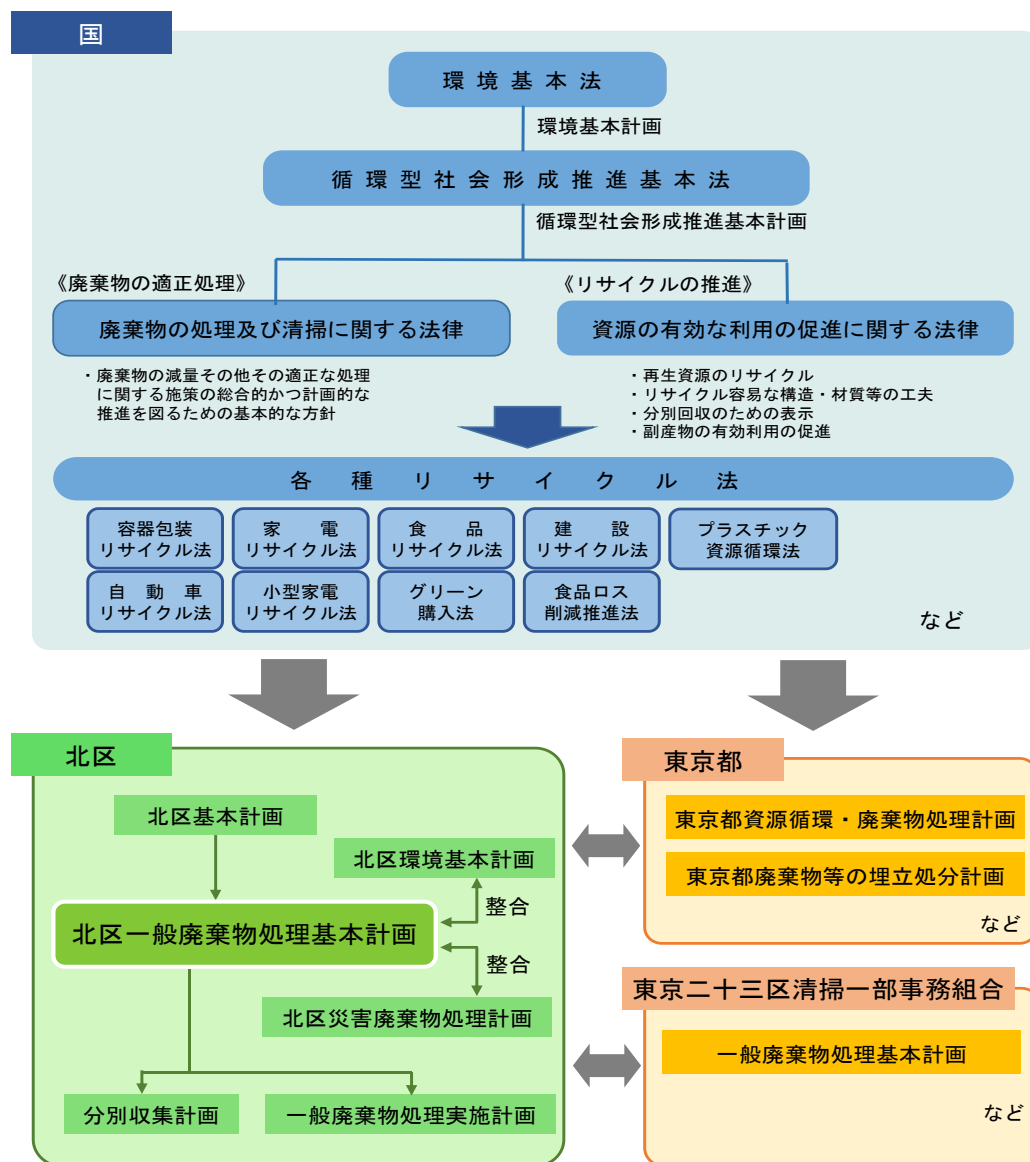


図 1-1 本計画の位置付け

本計画は「ごみ処理基本計画」（第2章）及び「生活排水処理基本計画」（第3章）の2つの計画で構成されています。

北区では2021（令和3）年10月に「北区食品ロス*削減推進計画」を策定しましたが、食品ロスの削減はごみの減量と密接に関係することから、今回の改定に合わせ、本計画に含むものとします。食品ロス削減推進計画にかかる事項については、第2章内で示しています。

なお、本計画の背景となる北区の概況や、北区のごみ処理の現状の詳細は巻末の資料編にまとめています。

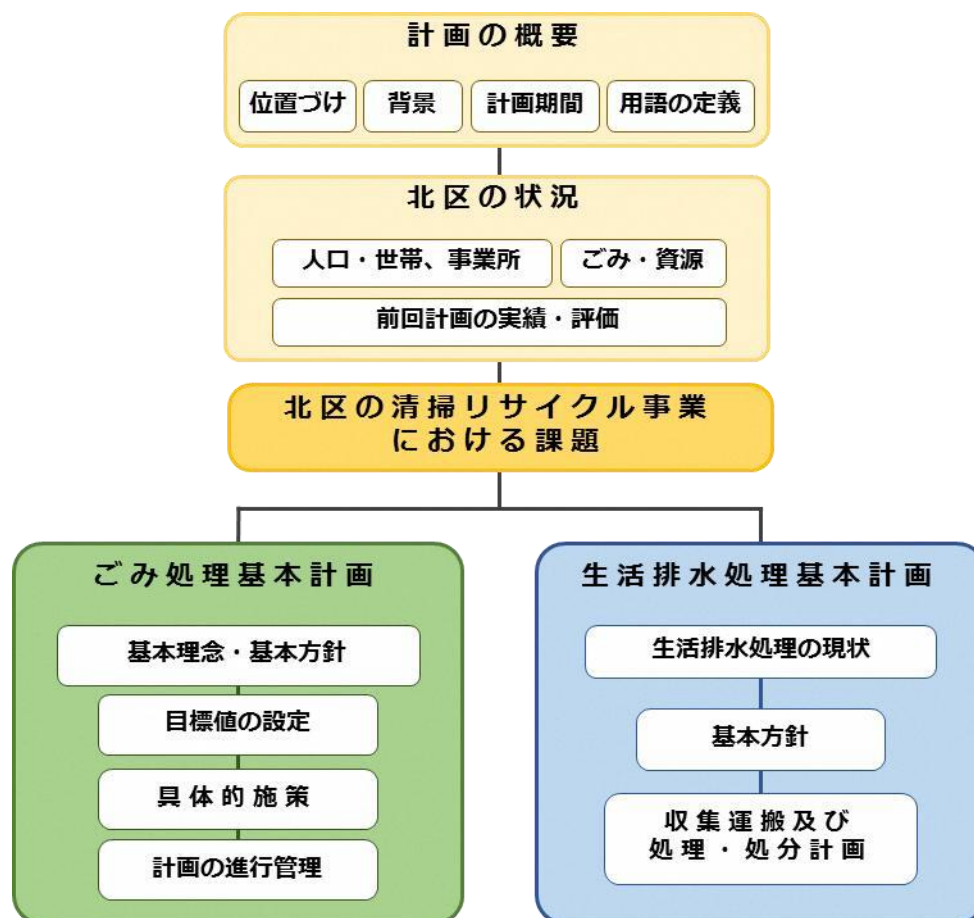


図 1-2 本計画の構成

（２）計画策定の背景

清掃事業が 2000（平成 12）年度に東京都から区に移管されることを受け、同年 3 月に初めての北区一般廃棄物処理基本計画である「エコプラン 2011」を策定し、その後概ね 5～6 年ごとに、新たな期間を設定した新しい北区一般廃棄物処理基本計画を策定してまいりました。2020（令和 2）年には「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」（目標年度：2029（令和 11）年度）（以下「基本計画 2020」という。）を策定しましたが、策定以来、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は目覚ましく変化しています。

① 国際的な動き

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs*）」が示されました。特に食品ロスや海洋生物等への影響が懸念されている海洋プラスチック*ごみへの関心は高くなっています。

食品ロス削減に向けた法整備や A I 等のデジタル技術を活用した新たな取り組みが国内外で進んでいます。プラスチックについても、欧州を中心に使い捨てプラスチックの使用禁止等の規制やプラスチック包装税の導入のほか、循環経済（サーキュラーエコノミー*）への移行を目指した取り組みが強化されており、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の制定に向け、政府間交渉委員会による協議が進められています。



図 1-3 SDGs 17 のゴール

② 国の動き

国においては、2019（令和元）年5月、3R*+Renewableを基本原則とする「プラスチック資源循環戦略」を策定し、プラスチックの排出抑制や有効利用、バイオマスプラスチックの導入などを進めていくこととしました。同年10月には食品ロスの削減に向けて、多様な主体が連携し、国民運動として取組みを推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減法」という。）が施行されました。

2024（令和6）年7月には、「食品ロス削減」、「食品寄附促進」、「食品アクセスの確保」について、関係府省庁や地方公共団体が組織を超えて一体的に取り組めるよう、3つの施策を包括する概念を「『食の環（わ）』プロジェクト」と称し、行政や団体、事業者を含めた地域における取組みの拡大を図っています。

2024（令和6）年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が前面に打ち出されています。大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも資するものとし、循環利用率や温室効果ガス排出量などの取組指標を定めています。

③ 東京都の動き

東京都が2021（令和3）年9月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」では、「1．持続可能な資源利用の実現」、「2．廃棄物処理システムのレベルアップ」、「3．社会的課題への果敢なチャレンジ」を三本の柱とし、資源ロスの削減や循環利用のさらなる推進に取り組んでいくことに加えて、社会的な課題である、感染症対策や災害への備え、ゼロエミッションに向けた政策の検討が掲げられています。

さらに2019（令和元）年12月に公表された「ゼロエミッション東京戦略」では、資源・産業分野における廃棄物にかかる政策として「3Rの推進」、「プラスチック対策」、「食品ロス対策」を定めています。2030（令和12）年の目標としても「一般廃棄物のリサイクル率37%」、「廃プラスチックの焼却量40%削減（2017（平成29）年度比）」、「食品ロス発生量の半減（2000（平成12）年度比）」を掲げ、取組みを推進しています。

④ 北区の動き

北区においては、2020（令和2）年に策定した基本計画2020の中で、“未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり”を基本理念に掲げ、「区民1人1日あたりのごみ総排出量700g/人日」、「区民1人1日あたりのごみ排出量563g/人日」

を目標に、様々な施策に取り組んできました。2023（令和5）年4月からは、ごみの減量化やプラスチックのリサイクルに向けた取組みとして、北区全域でのプラスチック一括回収による資源化を始めています。

また、2021（令和3）年6月には、「北区ゼロカーボン*シティ宣言」を表明し、行政・区民・事業者等が一体となって脱炭素社会*への移行に取り組み、“2050年までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロ”を目指しています。

今回、新たな一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、これらの国際社会の動向や国・東京都、区の上位計画等との整合性を図り、持続可能な循環型社会の形成を目指していくため、実効性のある取組みを推進していきます。



（3）計画期間

本計画の計画期間は、2025（令和7）年度を計画初年度とし、2034（令和16）年度を計画最終（目標）年度とした10年間とします。また、2025（令和7）年度～2029（令和11）年度を前期、2030（令和12）年度～2034（令和16）年度を後期と定めます。

なお、本計画はおおむね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変化があった場合には見直しを行います。



図 1-4 計画期間

(4) 用語の定義

本計画で使用する用語の定義を図1-5に示します。

本計画では、北区内で発生する量の把握が困難な潜在ごみ(事業所独自で処理・リサイクル等を実施しているものや区民による自家処理(生ごみの減量化等))を含めた全ての不要物を「ごみ発生量」とします。なお、「ごみ発生量」の中に含まれる潜在ごみは、量の把握が困難であるため、本計画内では数値化しないこととします。

「ごみ発生量」から潜在ごみを除いたものを「ごみ総排出量」とし、「ごみ総排出量」から「集団回収*」及び「資源(区が回収)」を除いたものを「ごみ排出量」とします。「ごみ排出量」のうち、家庭から排出されるものを「家庭ごみ」、事業所から排出される一般廃棄物を「事業系ごみ」とします。「家庭ごみ」とは、区が収集した「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」のことを、「事業系ごみ」とは、区が事業系有料ごみ処理券の貼付により収集した「可燃ごみ」、「不燃ごみ」と区の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者(以下「許可業者」という。)等により持ち込まれる「持込ごみ」のことを指します。この「持込ごみ」とは、許可業者及び排出事業者自らが、清掃工場や不燃ごみ処理センター*へ搬入する事業系一般廃棄物のことです。

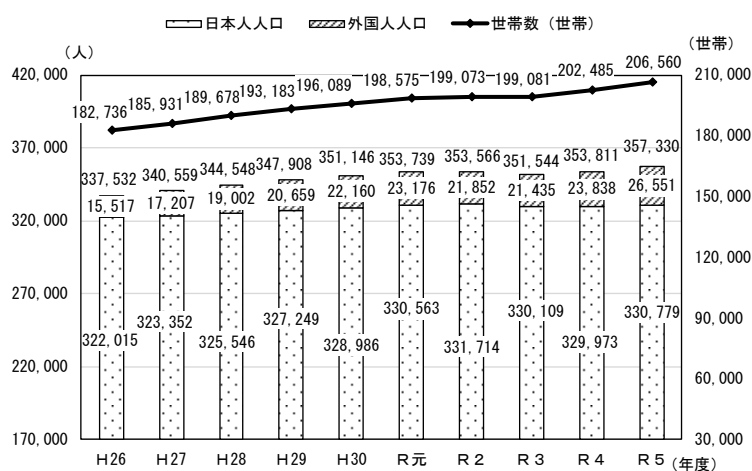
ごみ発生量	ごみ総排出量	総資源化量	集 団 回 収	
			資 源 （ 区 が 回 収 ）	
		ごみ排出量	家庭ごみ	可 燃 ごみ （ 区 が 収 集 ）
				不 燃 ごみ （ 区 が 収 集 ）
				粗 大 ごみ （ 区 が 収 集 ）
		ごみ排出量	事業系ごみ	可 燃 ごみ （ 区 が 収 集 ）
				不 燃 ごみ （ 区 が 収 集 ）
				持 込 ごみ （許可業者等による収集）
		潜在ごみ（量の把握が困難なもの） ※事業所独自の処理・リサイクル、事業者による処理・リサイクル、 家庭での自家処理（生ごみの減量化）等		

図1-5 用語の定義

2 北区の状況

(1) 人口及び世帯数の状況

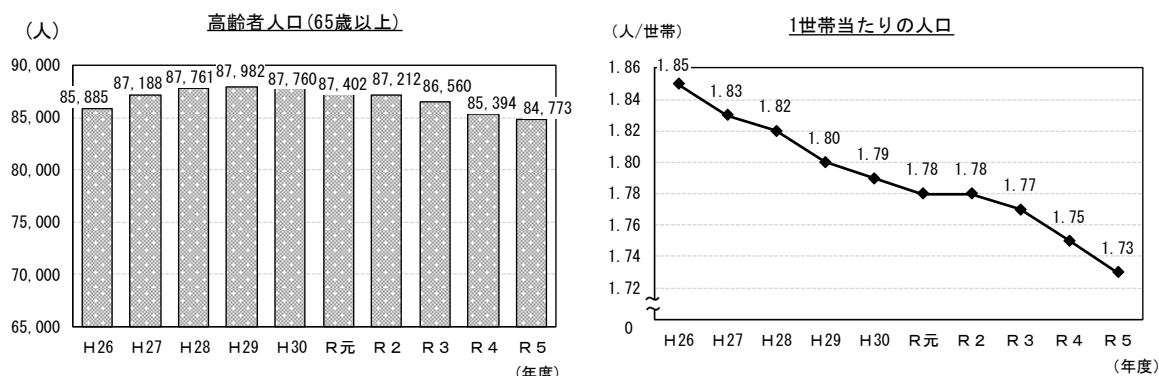
北区の過去10年間の人口及び世帯数の推移を図1-6に、高齢者人口及び1世帯あたりの人口の推移を図1-7に示します。北区の人口は、約33万人～36万人の間で推移しています。北区の総人口は、2019（令和元）年度まで毎年増加していたものの、2020（令和2）年と2021（令和3）年で一旦減少しますが、2022（令和4）年以降は増加に転じています。2014（平成26）年度以降は外国人人口が急増しており、10年間で約1万1千人増加しています。



注) 1. 各年度10月1日現在（出典：住民基本台帳）
2. 外国人世帯を含む。

図1-6 人口及び世帯数の推移

北区の65歳以上の高齢者人口は、北区人口の約24%を占めており、これは、特別区の中でも高い値です。また、世帯数は年々増加しており、1世帯あたりの人口は、2014（平成26）年度の1.85人から、2023（令和5）年度には1.73人となっています。



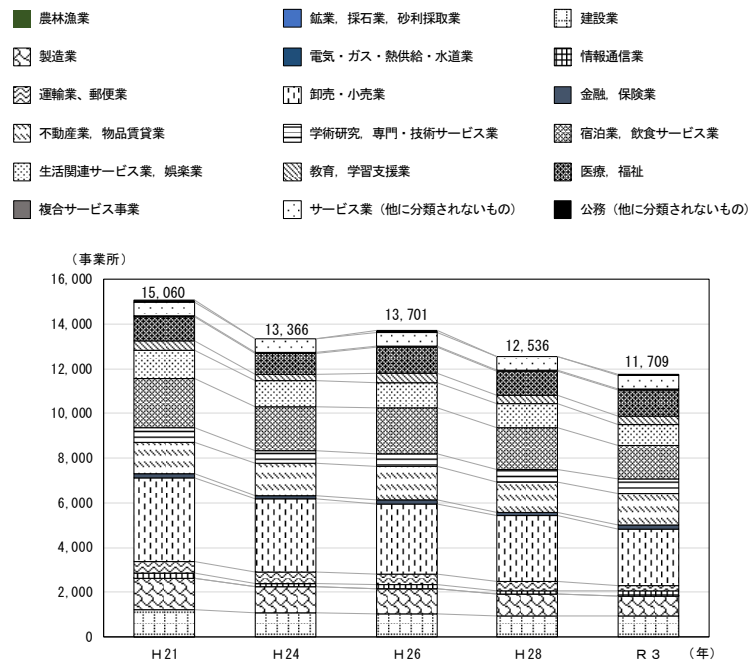
注) 1. 高齢者人口は各年度1月1日現在、外国人を含む（出典：北区行政資料集）
2. 1世帯あたりの人口は、各年度10月1日現在（出典：住民基本台帳）

図1-7 高齢者人口及び1世帯あたりの人口の推移

(2) 事業所の状況

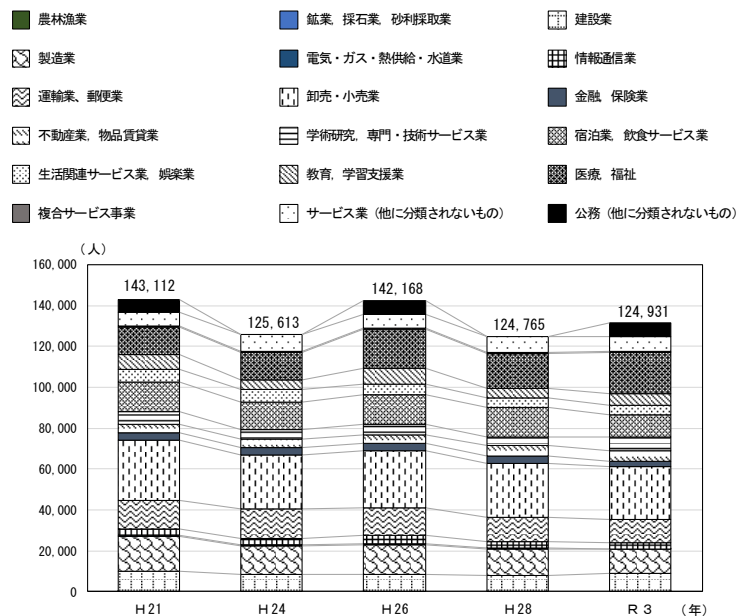
① 事業所数及び従業者数の推移

北区における業種別の事業所数及び従業者数の推移を、図1-8及び図1-9に示します。事業所の数は、卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業、不動産業、物品賃貸業などが多く、従業者数は、卸売・小売業、医療、福祉業、宿泊業、飲食サービス業などが多い傾向にあります。



出典：経済センサス基礎調査・活動調査（2012（平成24）年、2016（平成28）年は公務を除く）
注）男女別の不詳を含む。

図1-8 業種別の事業所数の推移



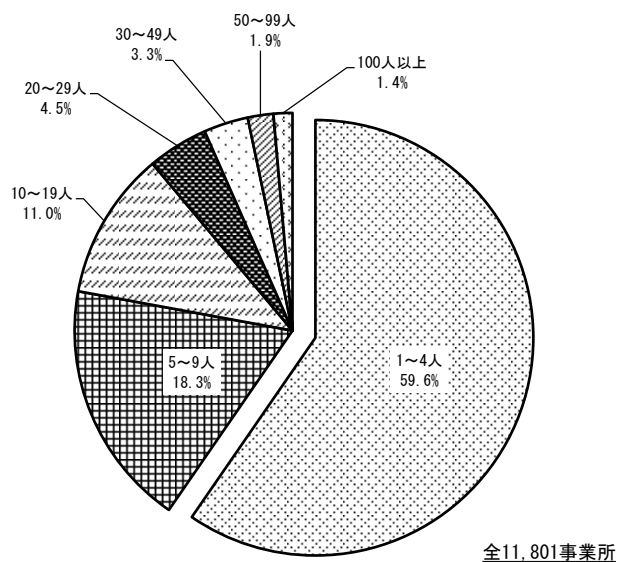
出典：経済センサス基礎調査・活動調査（2012（平成24）年、2016（平成28）年は公務を除く）
注）男女別の不詳を含む。

図1-9 業種別の従業者数の推移

② 従業者規模別の事業所数

北区の2021(令和3)年の従業者規模別の事業所数は、図1-10のとおりです。

従業者数が1～4人の小規模事業所が約60%、10人未満の事業所が約80%を占め、中小規模の事業所が多い状況となっています。



出典：令和3年経済センサス

注) 全事業所 11,801 には「出向・派遣従事者のみの事業所」の 59 事業所を含まない。

図 1-10 従業者規模別の事業所数 (2021 (令和3年))

(3) ごみ・資源の状況

① 北区におけるごみ・資源の分別と処理の流れ

北区におけるごみ・資源の分別、収集・運搬、処理の流れは図1-11のとおりです。可燃・粗大・不燃ごみの中間処理*については、特別区で共同処理を行っています。

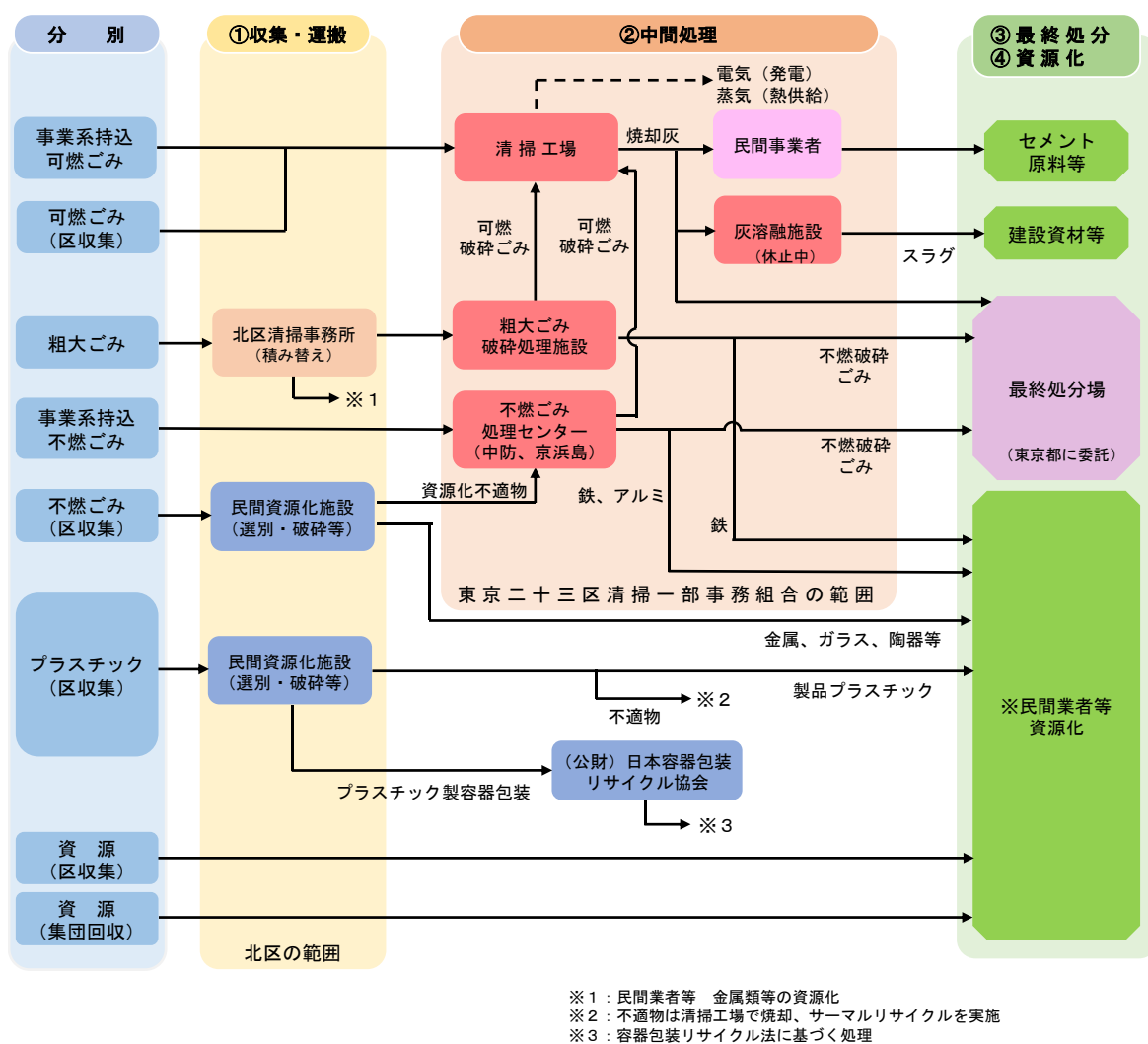
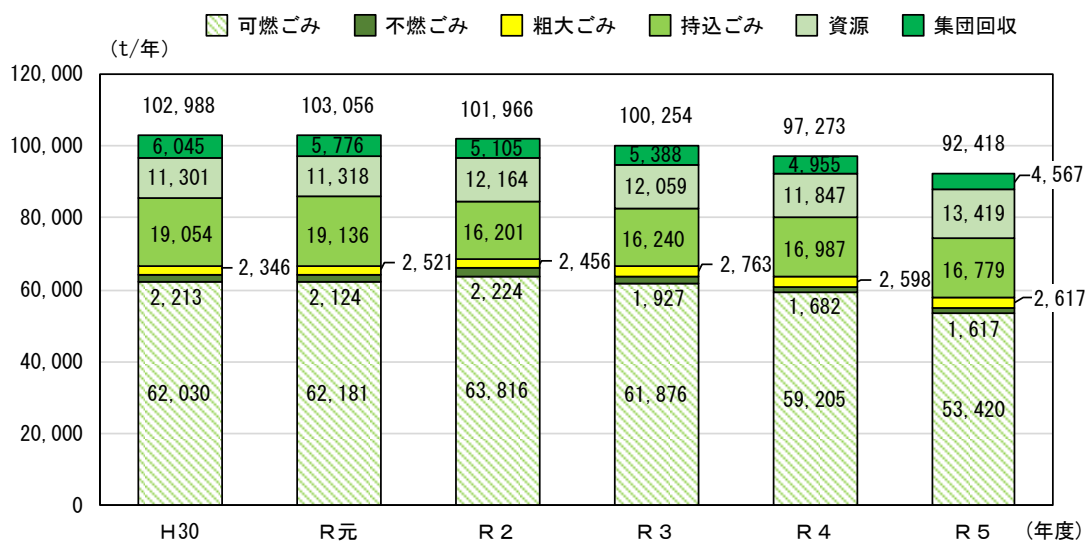


図1-11 ごみ・資源の分別と処理の主な流れ (2024 (令和6) 年7月現在)

② ごみ総排出量、資源回収量の推移

近年のごみ総排出量については、2019（令和元）年度に一時増加しましたが、2020（令和2）年度以降は減少しています。2023（令和5）年度は、粗大ごみ、資源が増加し、可燃ごみ、不燃ごみ、持込ごみ、集団回収は減少しています。

なお、2023（令和5）年度に増加した資源には、プラスチックが1,902 t含まれており、可燃ごみが大きく減った要因のひとつと考えられます。



注）単数処理により、総量は各数値の合計と一致しない場合がある。

図 1-12 ごみ総排出量の推移

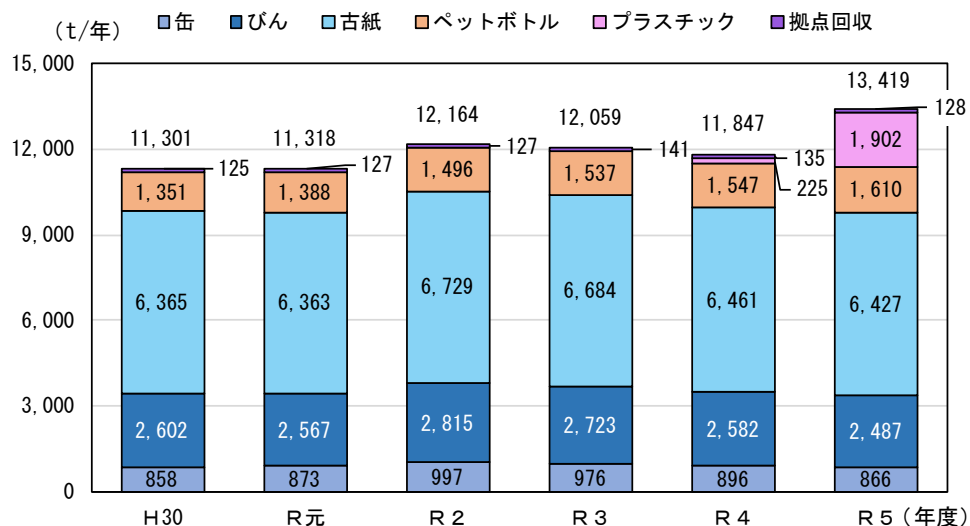
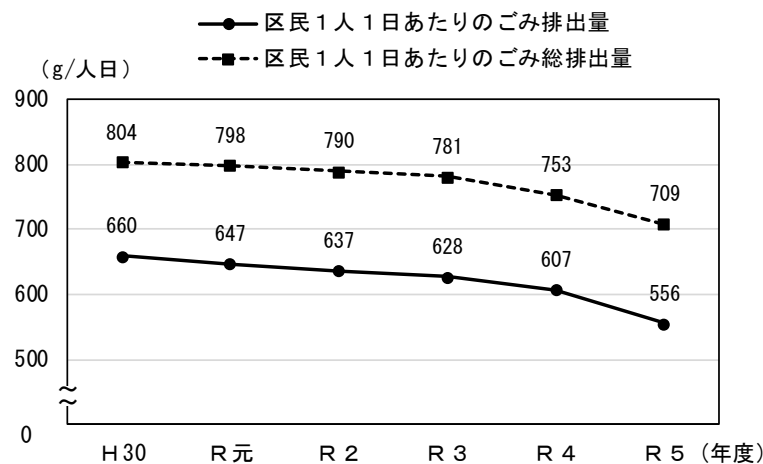


図 1-13 資源回収量の推移

③ 区民1人1日あたりのごみ排出量、区民1人1日あたりのごみ総排出量の推移

北区の区民1人1日あたりのごみ排出量は、減少傾向にあり、2023（令和5）年度には556g/人日となっています。同じく、区民1人1日あたりのごみ総排出量も減少傾向にあり、2023（令和5）年度には709g/人日となっています。



- 注) 1. 「区民1人1日あたりのごみ排出量」は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「持込ごみ」の合計を人口と365日で除した数値。
 2. 「区民1人1日あたりのごみ総排出量」は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「持込ごみ」の合計に「資源」と「集団回収」を加えた量を人口と365日で除した数値。

図 1-14 区民1人1日あたりごみ排出量の推移

④ 北区におけるごみの排出実態

次に、2023（令和5）年度に実施した北区のごみの排出原単位調査*から推計される世帯人数別の区民1人1日あたりのごみ排出量を図1-15に示します。また、同調査での資源化可能物及び不適正分別の割合を図1-16に示します。

世帯人数別のごみ排出原単位の全体平均は、可燃ごみは279.9g、不燃ごみは18.3gです。4人以上世帯のごみ排出原単位が最も少なく、世帯人数が少ない方が、ごみ排出量が多い傾向にあると言えます。

可燃ごみに含まれる分別不適物の割合は27.2%で、資源化可能物の割合は26.1%となっています。そのうち約半分の13.2%がプラスチック類、残りの約半分が紙類で12.6%となっています。同様に、不燃ごみに含まれる分別不適物の割合は13.0%で、資源化可能物の割合は9.2%となっています。

さらなるごみ減量と適正処理を進めるためには、資源化可能物のリサイクルや、可燃ごみと不燃ごみの分別の徹底が必要です。

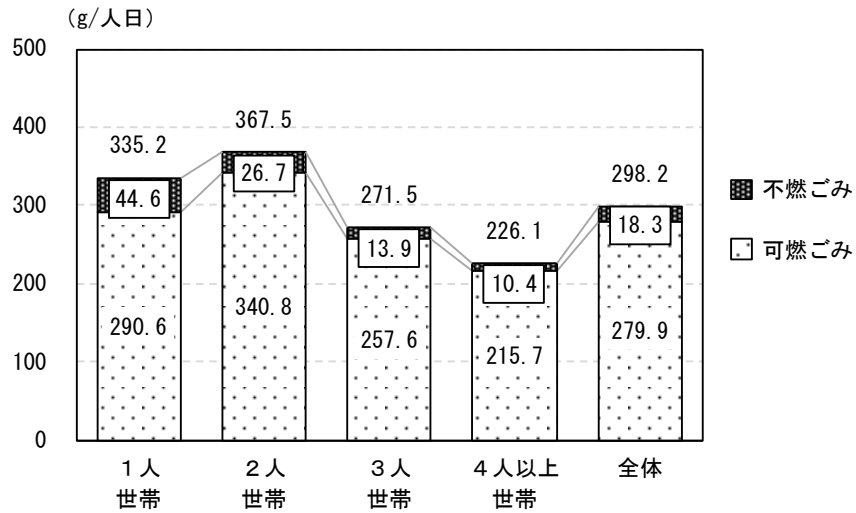


図 1-15 世帯人数別の区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量

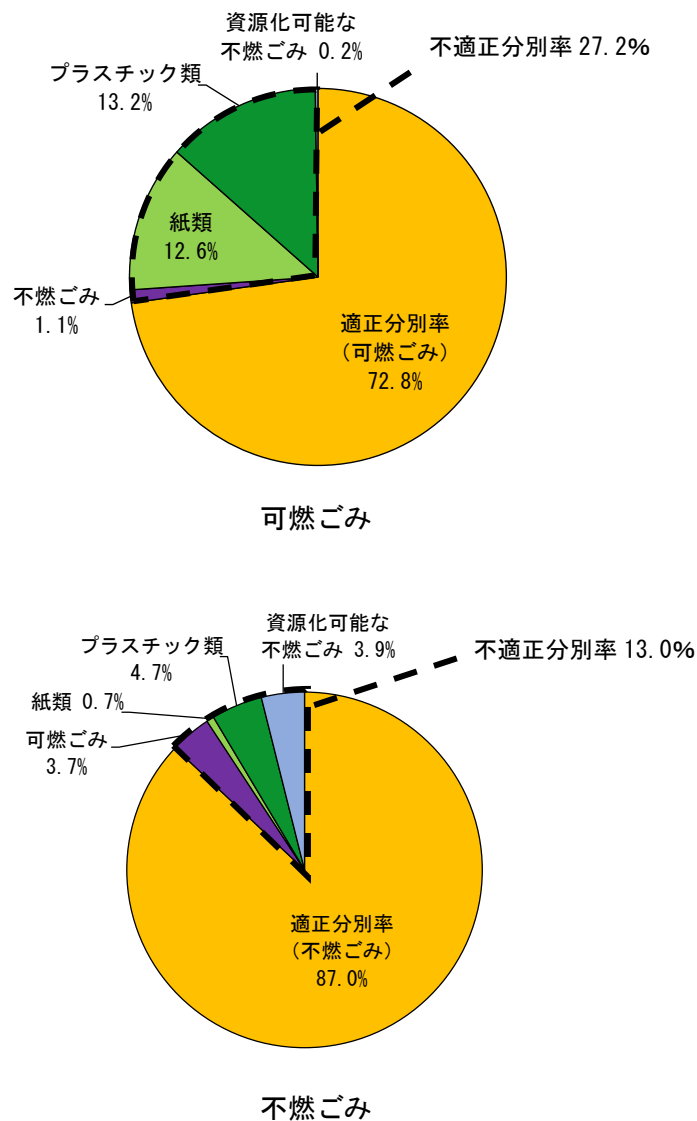


図 1-16 資源化可能物及び不適正分別の割合

⑤ 資源化の状況（集団回収含む）

北区では、資源の有効利用の観点等から、小型家電*の回収・リサイクルを促進するため、2014（平成26）年4月に粗大ごみ、同年10月に不燃ごみに含まれる金属類や小型家電の資源化を開始しました。

2019（令和元）年度からは不燃ごみを「金属資源（小型家電含む）」と「その他不燃（ガラス・陶器等）」に分けて収集し、民間事業者による資源化を行っています。これにより、不燃ごみの資源化率は90%以上を維持しています。

さらに、2022（令和4）年10月からは滝野川地区でプラスチック（プラスチック製容器包装*と製品プラスチック*）の分別回収を開始し、2023（令和5）年4月には区内全域に拡大して実施しています。回収したプラスチックは、容器包装リサイクル法に基づく処理を行っているほか、独自に民間事業者処理を委託しています。

集団回収については、回収団体に対して資源回収量に応じた報奨金の支給等を行っています。回収量は年々減少傾向にあり、2023（令和5）年度の回収量は約4,600tとなっています。

総資源化量は、区全域でのプラスチックの分別回収の効果もあり、2023（令和5）年度には約20,000tに達し、リサイクル率*は21.6%となっています。

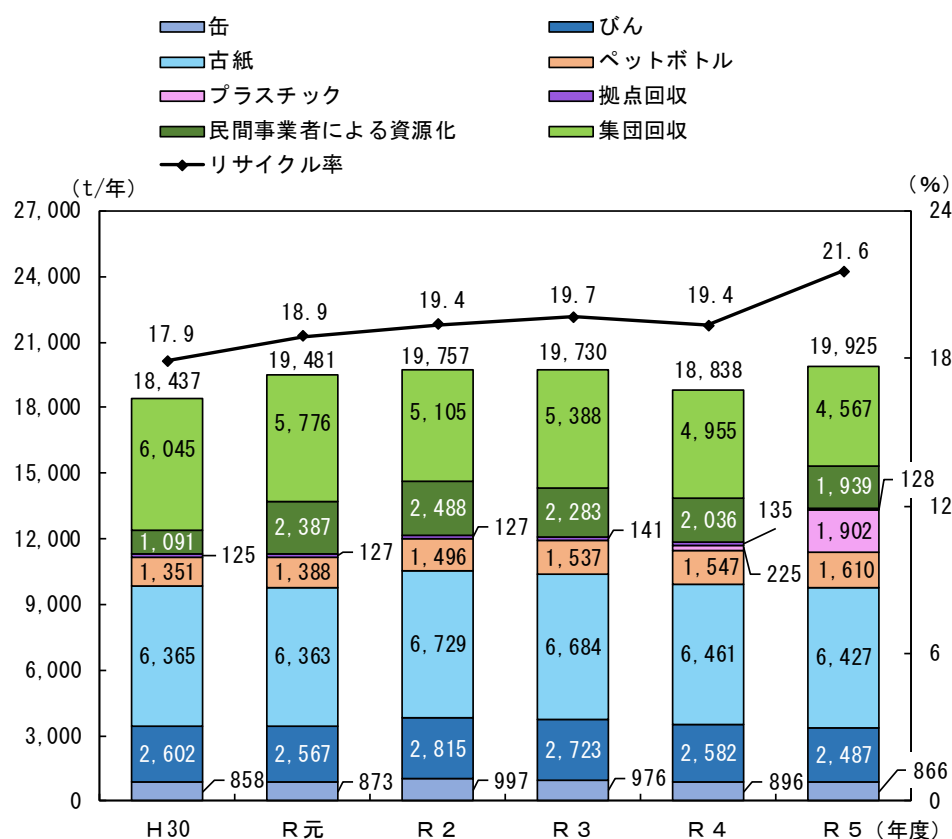


図 1-17 総資源化量及びリサイクル率の推移

(4) 前回計画の実績と評価

基本計画 2020 では、2024（令和 6）年度における指標（数値目標）として、「指標 1：区民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量 733g」、「指標 2：区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量 592g」を掲げ、取組みを進めてきました。

【指標 1：区民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量 733g】

指標 1 について年度別目標値と推移をみると、2023（令和 5）年の実績は 709g/人日となっており、2018（平成 30）年度からの 5 年間で 95g 減少し、同年度目標値の 742g/人日を達成しています。

新型コロナウイルス感染症による一時的な生活ごみの増加や事業活動への影響による減少が落ち着きつつあり、さらに 2023（令和 5）年度から区内全域で開始したプラスチックの分別回収によって、可燃ごみの減量が進んだこと等も一因と考えられます。

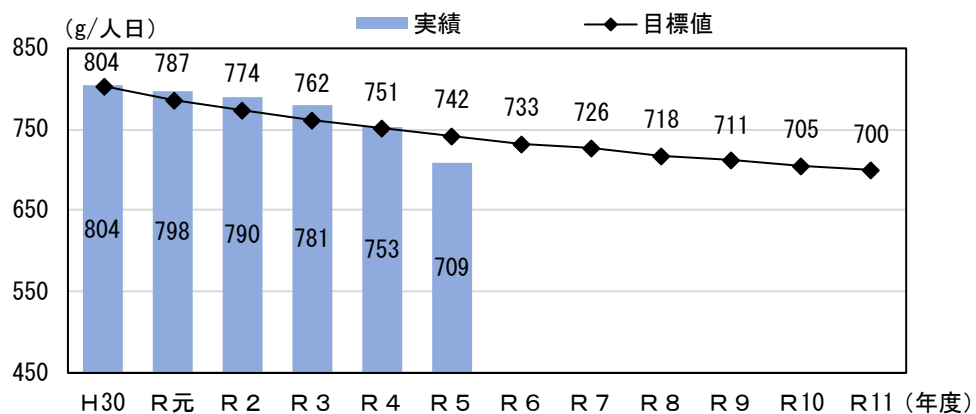


図 1-18 区民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量の目標値と実績の推移

【指標 2：区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量 592g】

指標 2 について年度別目標値と推移をみると、2023（令和 5）年度の実績は 556g/人日となっており、同年度目標値の 600g/人日を達成しています。2029（令和 11）年度における目標値 563g と比較しても少なくなっており、先述したとおりプラスチックの分別回収の開始により資源化が進んだことも一因と考えられます。

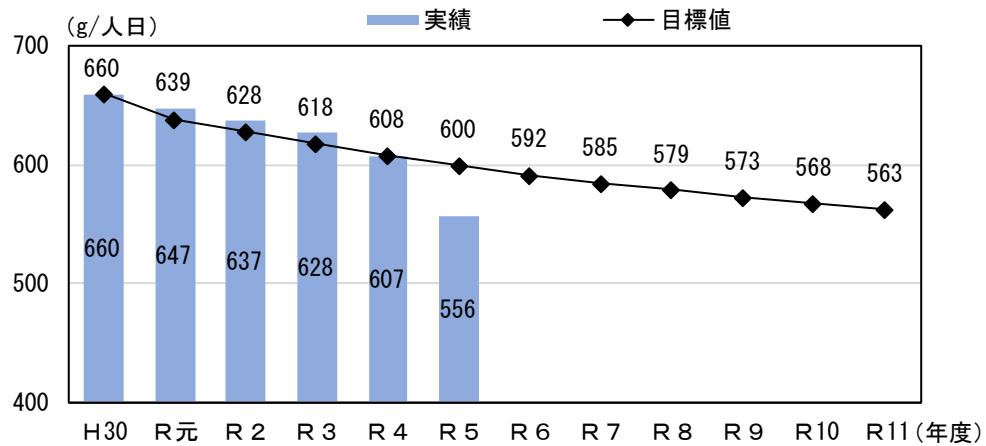


図 1-19 区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量の目標値と実績の推移

基本計画 2020 の 2 つの目標指標については、2023（令和 5）年度時点でどちらの指標も達成することができました。特に令和 5 年度は、区内全域でのプラスチックの分別回収の開始などにより、区民一人ひとりが適正分別などを意識したことで、大幅に指標を達成することができたと考えられます。

3 北区の清掃リサイクル事業における課題

(1) 人口等の地域特性による課題

① 当面の人口増加

2 (1) 内の図 1－6 で示したとおり、北区の過去 10 年間の人口は概ね増加しており、今後も増加が予想されます。1 人あたりのごみの排出量が減少しなければ人口の増加により区全体の排出量が増加の一途を辿る可能性があり、一層のごみ減量や資源化に向けた取組みが求められます。

② 単身世帯の増加

2 (1) 内の図 1－6 及び図 1－7 で示したとおり、北区の世帯数は年々増加しているところ、1 世帯あたりの人口は減少傾向にあります。世帯人数が少ないほど 1 人あたりごみの排出量が多いという実態からも、特に働き盛りで行政との接点の少ない若年層の単身世帯に対して、ごみ・資源の分別・排出のルールや資源化などの区取組みについて、効果的に伝える必要があります。

③ 外国人人口の増加

2 (1) 内の図 1－6 で示したとおり、北区では外国人の人口が急増しています。急増する外国人に対し、ごみ・資源の分別や排出のルールについて、様々な媒体での日本語以外の言語によるわかりやすい周知など、きめ細やかに対応する必要があります。

(2) 社会の変化による課題

① プラスチックの資源循環

世界規模の海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題への対策、諸外国の廃棄物輸入規制強化等が進む中で、国内においてもプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。2022 (令和 4) 年 4 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (以下「プラスチック資源循環法」という。)」が施行され、自治体にはプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に向けた取組み等が求められています。

② 食品ロス削減に向けた取組みの広がり

食品ロスについても、削減に向けた取組みが全国に広がっています。自治体による「食品ロス削減推進計画」の策定及び住民への啓発や事業者との連携、フー

ドドライブ*の実施といった取組みを通して、「食品ロス」も浸透してきていることに加え、各企業においても様々な取組みが行われています。

このような状況を踏まえながら、区としての取組みを一層推進し食品ロスの削減に取り組んでいく必要があります。

③ 新たな感染症への対応

2019（令和元）年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大においては、一部資源物の輸出が滞ったことによる収集の一時的な中止や生活の変化（外出の自粛、家庭での食事の増加、宅配の利用など）によって、家庭ごみの内容や事業活動に大きな影響が生じました。現在はその影響も小さくなりつつありますが、今後、新たな感染症が起きる可能性も踏まえ、安全で安定した収集体制の確保などの対策を検討していく必要があります。

（３）発生・排出抑制及び資源化の課題

① 生ごみの削減

2021（令和3）年10月に「北区食品ロス削減推進計画」を策定し、「区民1人1日あたりの食品ロス量15.4g（2026（令和8）年度）」を目標に、様々な取組みを行っています。2022（令和4）年度に実施したアンケートでは、「食品ロス」の言葉と意味の認知度は90%を超えていましたが、2023（令和5）年度の家庭ごみ排出実態調査では、可燃ごみの中に「食べ残し・未利用食品」が約22g/人日（約7.9%）含まれており、さらなる取組みが必要です。

また、2020（令和2）年度以降拡大した新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、家庭での食事の増加・宅配の利用といった行動変容が新たな生活様式として定着しつつあることも踏まえ、改めて生ごみや食品ロスの削減についてより多くの人に周知啓発を行う必要があります。

② 資源の回収

資源については、区民と区が協働し、古紙、びん・缶・ペットボトルの回収や、紙パック、廃食油、古布等の拠点回収*といったリサイクル活動、不燃ごみや粗大ごみに含まれる金属等の資源化などの取組みを継続しています。

加えて、2022（令和4）年10月に滝野川地区、2023（令和5）年4月には王子・赤羽地区を含めた区内全域で、プラスチックの分別回収を開始しました。しかしながら、14ページの図1-16に示すとおり、2023（令和5）年度の家庭ごみ排出実態調査の結果によると、可燃ごみの中には資源化できるプラスチック類が13.2%含まれていました。プラスチックの分別回収は始まったばかりである

ため、今後プラスチックの適正分別が進んでいくようさらなる周知啓発を行っていく必要があります。

雑がみ*については、2022（令和4）年度に実施したアンケートにおいて、「主に可燃ごみに排出している」という回答が45.9%となっており、さらなる資源化に向けて改善の余地があります。事業所従業者を含め、知らない人に知ってもらえるような効果的な周知啓発への取組みを検討する必要があります。

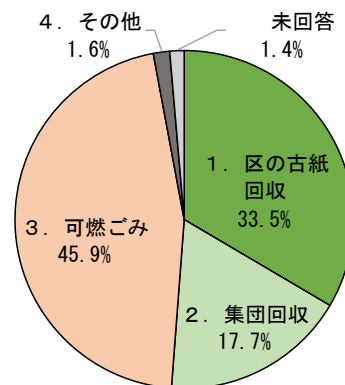


図 1-20 雑がみの出し方（2022（令和4）年区民アンケート調査）

一方、粗大ごみの回収状況は表 1－1 に示すとおりとなっていますが、資源化については、現状として金属類のみとなっており、資源化の品目拡大を検討していく必要があります。

表 1-1 主な粗大ごみの収集状況（令和5年度実績）

品目		個数（収集）	個数（持込）	品目		個数（収集）	個数（持込）
電気・ガス・石油器具類	電気掃除機	7,550	325	家具・寝具	ふとん	35,041	2,204
	ビデオデッキ	1,888	109		箱物家具	31,792	1,104
	プリンター	3,548	209		いす・座いす	23,088	1,072
	電子レンジ	4,018	109		衣装箱	13,070	676
	扇風機	5,529	242		敷物	10,740	551
	ガステーブル	1,713	66		テーブル	8,606	325
	こたつ	1,946	81		ソファー	3,788	160
	照明器具	6,127	344		自転車	5,878	276
	ファンヒーター	1,435	120	その他	スーツケース	7,525	356
	ストーブ	1,544	96		たたみ	1,092	178
			ゴルフ用品		1,567	133	
			スキー板		474	112	
			その他	126,444	6,118		
			合 計	304,403	14,966		

さらに、新たな資源化の可能性として、使用済紙おむつのリサイクルがあります。使用済紙おむつについては、可燃ごみに一定割合含まれており、高齢化が進む中で今後も増加する可能性が高いと見込まれることから、ごみの減量化に有意義であると言えます。しかしながら、使用済紙おむつのリサイクル技術は発展途上にあり、収集・運搬、処理に際して衛生面やコスト面における課題が多くあるため、今後国や都の動きを注視していく必要があります。

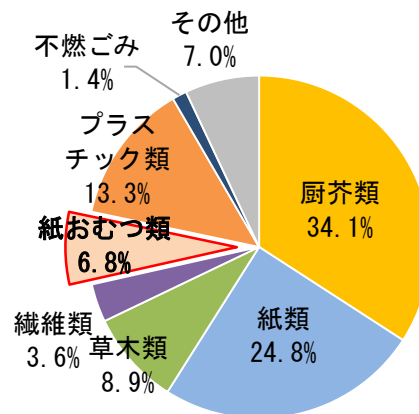


図 1-21 可燃ごみの組成 (2023 (令和 5) 年度家庭ごみ排出実態調査)

③ 集団回収の推進

集団回収を年 1 回以上行っている区内の団体数は、約 390 件で推移していますが、近年、ライフスタイルの変化による回収量の減少や、活動団体の高齢化による担い手不足が課題となっています。

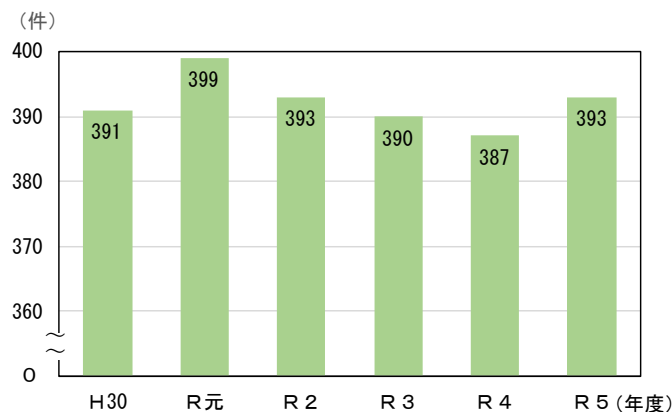


図 1-22 集団回収 (年 1 回以上実績団体)

集団回収は、区民の自主的なリサイクル活動であり、区の資源回収と比較して少ない経費で資源を回収することができるだけでなく、地域のきずなづくりやごみ減量への意識啓発、環境学習の場としても有効な取り組みです。

今後も区民が安心して集団回収を継続できる仕組みづくりを検討する必要があります。

④ 家庭ごみの有料化の検討

家庭ごみの有料化は全国で6割以上の市町村が導入し、東京都では、多摩地域のすべての自治体で導入し、ごみ減量効果をあげています。また、排出量に応じた処理費用の公平な負担を求めるとともに、排出者の分別や減量に対する意識を変えることもねらいであり、非常に有効な施策でもあります。

ただし、特別区においては、ごみの共同処理を行っていることや隣接区へ不法投棄のおそれがあることから、他区との連携を図りながら検討を進めていく必要があります。

また、導入の検討にあたっては、導入の効果を明らかにするとともに、経済的・社会的に配慮が必要な世帯への対応や区民へのきめ細やかな説明を行うとともに、手数料の使途についても区の清掃事業のサービス向上に充てるなど、区民が納得できる仕組みを検討する必要があります。

⑤ 事業系ごみの減量

廃棄物処理法では、事業系ごみは排出事業者自らの責任で処理することを定めており、資源化などによりごみの減量に努めることとされています。事業者がごみの減量や資源化の取組みを行うことは、地球環境の保全、コストの削減や事業者のイメージアップにつながるといったメリットもあります。

事業系ごみの推移について、事業者が自らまたは許可業者に委託して清掃工場等に持ち込んでいるいわゆる持込ごみの量は、図1-23に示したとおりです。2020（令和2）年度には、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い大きく減少しました。経済活動の回復に伴い徐々に増加傾向にありましたが、2023（令和5）年度には減少に転じているため、今後も経済の動向等に注視しながら、ごみの減量や資源化に対する助言・指導を行っていく必要があります。

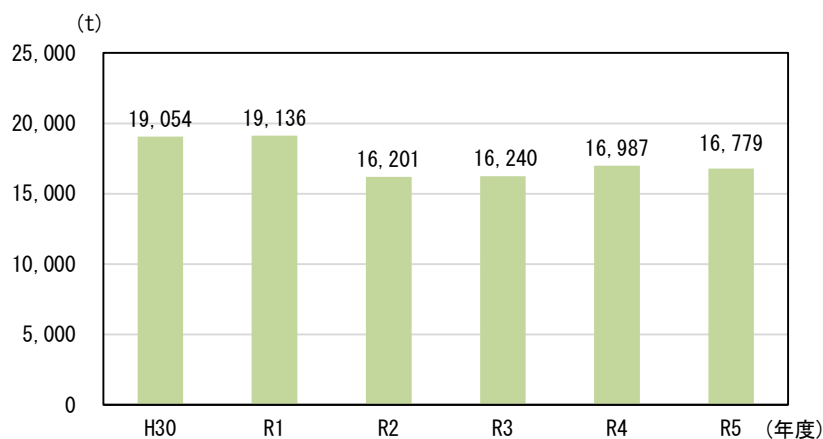
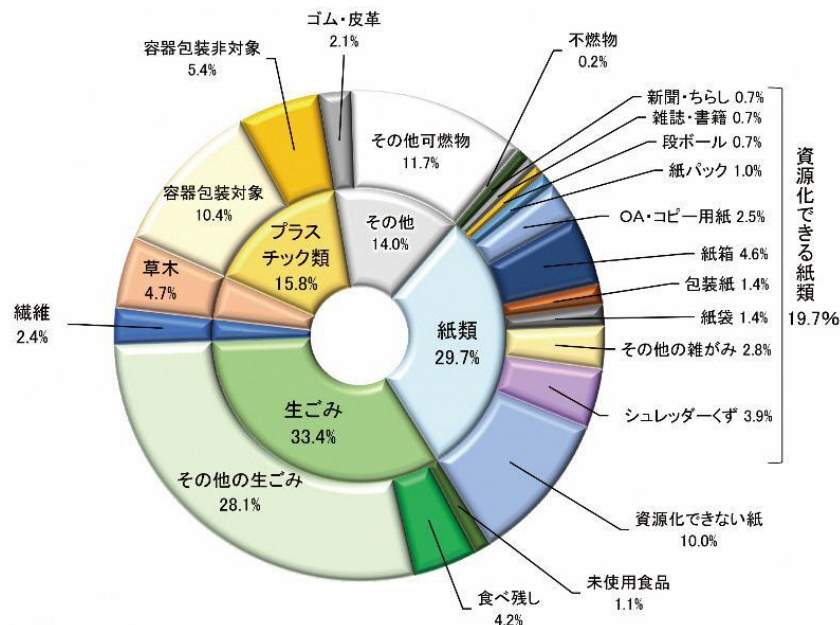


図1-23 持込ごみ量の推移

事業系ごみの排出指導にあたっては、排出するごみの実態を把握することが重要です。特別区全体で清掃工場に持ち込まれた事業系の可燃ごみには生ごみや紙類が多く含まれていますが、業種や事業者の規模によって排出するごみの組成は異なります。そのため、区内の事業者が排出するごみの実態を把握する必要があります。



出典：東京二十三区清掃一部事務組合「令和5年度ごみ排出原単位等実態調査報告書 概要版」（令和6年3月）

参考 事業系可燃ごみの組成

北区では、事業用延べ床面積 3,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者に対し、条例により区への再利用計画書*の提出を義務付けています。また、延べ床面積 1,000 m²以上 3,000 m²未満の建築物を所有する事業者に対しても、3,000 m²以上の事業用大規模建築物に準じて、ごみ減量・再利用計画書の提出を求め、ごみの発生量や再利用量の把握に努めています。

区が定期的の実施する立入検査では、提出された再利用計画書を基に事業者の規模や業種に合わせた指導や情報提供などを行い、ごみの減量を働きかけていく必要があります。

一方で、助言・指導の実施体制の維持に向けた人員の確保や、専門的知識や経験の蓄積・継承が課題となっています。

なお、ごみ量が少なく廃棄物処理業者との契約が困難な小規模事業者は、「事業系有料ごみ処理券」を貼付し区で収集していますが、家庭ごみと併せて収集するため排出実態が把握しづらく、指導が課題となっています。

事業者は、ごみの減量、適正処理及び資源化を推進するため、排出するごみや資源の量などの実態を自らが把握することが大切です。また、ごみの分別ルールや排出・保管場所を明確にし、従業員などに周知徹底を行うことが必要です。

しかしながら、事業者の業種や規模によっては、事業者単独でそのような取組みを進めることが困難な場合もあるため、区による支援策を工夫していくことも求められています。

⑥ 情報発信・普及啓発の充実

区の人口については、今後しばらくは増加が予測されており、北区へ転入してきた新たな区民や、外国人区民に対しても3Rの周知啓発を行い、地域住民と区が一丸となった資源化への取組みが求められています。

区の取組みや情報、環境に配慮した行動等の啓発を、子どもから高齢者までの幅広い世代や外国人区民等、誰にとっても分かりやすく、できる限り「見える化」し、多様な媒体による情報提供を実施していくことが重要です。

また、環境教育等での周知啓発を継続するとともに、エコ広場館の取組みや指定管理者との連携を強化し、区民が情報を得やすい場所や機会を増やす等、新しい視点で情報発信に取り組む必要があります。

(4) 収集・運搬の課題

① 環境負荷の低減・ごみ処理経費の削減

清掃事業は区民の生活に必要であり、欠かすことはできません。特別区から排出される一般廃棄物は、特別区が共同で設立した東京二十三区清掃一部事務組合*（以下「清掃一組」という。）で中間処理を行っており、その施設の整備及び運営を清掃一組が担っています。

現在、北清掃工場の建替工事が行われており、供用が開始される2029(令和11)年度までは、他の処理施設（清掃工場）への運搬を行うことになります。区民生活への影響を最小限に抑えるための収集運搬体制を維持する必要があります、できる限りごみの減量や資源化への取組みを進め、収集運搬による環境負荷の低減やごみ処理経費の削減を図る必要があります。

② 収集方式の検討（戸別収集*の地域拡大の検討）

現在、北区では滝野川地区において戸別収集のモデル実施を行っています。

戸別収集のメリットとしては、集積所の維持管理に係る負担軽減、高齢化によるごみ出しの負担の緩和などが挙げられます。一方、デメリットとしては、地域コミュニティの場の喪失、収集・運搬経費の増加があります。また、戸別収集は排出者が明確になるため、可燃ごみへの資源物の混入が少なくなる等、適正分別の促進が見込まれますが、それには、一人ひとりが意識して分別に取り組むことが重要です。

2022（令和4）年度の区民アンケートでは、ごみ集積所で収集している赤羽・王子地区では、現状のごみ集積所での収集を希望する意見が多く、滝野川地区では戸別収集を望む意見が多い結果となりました。

また、ごみ集積所や資源回収ステーション*では、管理者の高齢化が進む中で、不法投棄や資源の持ち去りが増加したり、集合住宅の新設により資源回収ステーションでの回収量が急増し管理者の負担が増加するなど、地域それぞれの問題が生じており、安定的な管理に懸念が生じています。

戸別収集の地域拡大については、ごみ集積所や資源回収ステーションの管理を含めたごみ収集に関する区民ニーズを把握するとともに、北清掃工場の建替工事や他自治体の動向を踏まえ、区民の合意を得られるよう十分な情報提供を行いながら、検討を進める必要があります。

③ 柔軟な収集体制（高齢化等に対応したきめ細やかな収集）

現在北区では、高齢者等のごみ出しが困難な区民を対象として、「訪問収集*」を実施しています。また、訪問収集を行う際、ごみの排出がない場合に安否確認を併せて行う「ふれあい訪問収集*」も実施しています。

今後は、高齢化がさらに進むため、訪問収集希望者が増加し、収集品目の拡充の必要性も高まる可能性があります。訪問収集事業は継続を原則とし、収集人員の確保に努めながら、収集品目拡充などの検討も行う必要があります。

④ 有害・危険な廃棄物の適正処理

水銀を含む廃棄物の取り扱いについては、これまでも蛍光灯や水銀体温計などの水銀使用製品の混入が原因と見られる清掃工場の停止がたびたび起きており、分別の周知徹底が課題となっていました。2017（平成29）年8月の「水銀に関する水俣条約」の発効後は、水銀の取り扱いについて関係法令が整備され、水銀を含む廃棄物の適正な回収が引き続き求められています。

また、一般家庭に広く普及しているエアゾール缶やコンロ用カセットボンベのほか、近年ではモバイルバッテリーなどに搭載されているリチウムイオン電池が不適切に廃棄されたことが原因による収集運搬車や廃棄物処理施設の火災事故がたびたび起きています。火災事故は、作業員等が危険にさらされるとともに、収集の一時停止や遅延、処理施設での受入停止、それに伴う経費の増大など、多大な影響を及ぼします。適正排出のさらなる周知が必要です。



リチウムイオン電池を含む製品の例（不燃ごみとして適正排出されたもの）



収集運搬車の火災



中防処理施設での火災(清掃一組)

そのほか、高齢化の進行に伴う在宅医療の普及によって、一般家庭における注射針等の使用が増えており、家庭ごみに混入して排出されると針刺し事故等の原因となります。

これらの有害なごみ、危険なごみを安全かつ適切に処理するために、事業者や関係機関と連携を図るとともに、区民に対するより一層の普及啓発に努めていく必要があります。

⑤ 災害廃棄物の処理

災害発生後の早期復旧、復興のためには、膨大な量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する必要があります。また、災害時であっても日常生活から発生する家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、生活排水について、円滑に処理できる体制を平時から築いておくことが重要です。

北区では「北区災害廃棄物処理計画」を策定しており、当該計画に基づき、具体的なルールを定める各種マニュアルの改定等、災害時の実効性をより高める取り組みを進める必要があります。

(5) 課題のまとめ

これまで基本計画 2020 を踏まえ、区民・事業者・行政が協力して発生抑制*や排出抑制*、資源化に取り組み、ごみ排出量の削減を進めてきました。SDGs の達成や脱炭素社会に向けた動きが不可欠となる中、北区は「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、家庭や事業所から排出されるごみについても、その排出量を減らすことで収集運搬や廃棄物処理における温室効果ガスの発生量を抑制することにつながります。

今後、さらなるごみの発生抑制・排出抑制を実現するためには、区民一人ひとりがごみの減量を「我が事」としてとらえ、ごみの「発生抑制・排出抑制」を意識し、行動を起こしていくことが必要です。

また、区民だけではなく、事業者、行政が一丸となって、それぞれが「今、自分たちにできること」を意識し、ごみの減量・適正な排出に取り組んでいくことが求められています。

第 2 章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念・基本方針
2. ごみ排出に係る目標値の設定
3. 具体施策
4. 計画の進行管理

1 基本理念・基本方針

(1) 基本理念

ごみゼロの未来にむけ、みんなでつくる資源循環のまち

基本計画 2020 においては、“～未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり～”を基本理念に掲げ、区民、事業者とともに様々な取組みを実施してきました。これらの取組みによりごみの量は減少傾向にあります。次世代により良い環境を引き継いでいくためには、さらなるごみの減量が欠かせません。

そもそもなぜごみの減量や資源化を進める必要があるのか、その主な理由としては、以下の3点が挙げられます。

① 環境負荷の軽減

ごみが減れば、ごみを運搬する車両や、焼却の際に発生するCO₂の量を削減でき、北区が目指すゼロカーボンシティ実現への一歩になります。また、資源として再利用することは、有限である天然資源の保全にもつながります。

② 安定的なごみ処理・最終処分場の延命

ごみ処理量が減ると、ごみ処理施設や設備への負担が軽減され、施設を長く安定して使用することが可能となります。

また、中間処理後のごみは中央防波堤の最終処分場で埋め立てていますが、あと50年ほどで満杯になると想定されています。現在の場所以外での新設は難しいため、埋立処分量を減らし、より長く使い続ける必要があります。

③ ごみ処理に要する経費の抑制

排出量を減らすことは処理量の削減、さらにはごみ処理経費の削減につながります。また、特別区が共同処理を実施するために設置している清掃一組に支払う分担金の抑制にもつながります。

今後10年間における計画を策定し取組みを実行するにあたっては、上記の3点について区民・事業者へより一層の周知を図り、区民・事業者・区が連携しながら、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の取組みを継続・展開していく必要があります。

また、区独自の不燃ごみ・粗大ごみの資源化や、2023（令和5）年4月に北区全域で開始したプラスチック一括回収による資源化等をさらに進め、できる限りごみが発生しない資源循環システムの構築、さらには未来の“ごみゼロ”社会の実現のため、「ごみゼロの未来にむけ、みんなでつくる資源循環のまち」を基本理念として定めます。

(2) 基本方針

基本理念「ごみゼロの未来にむけ、みんなでつくる資源循環のまち」を目指すため、基本計画 2020 に引き続き以下の 3 つの基本方針を掲げます。

基本方針 1 区民・事業者・区の協働による 3 R を推進します。

北区では、これまでも 3 R の推進に向けた施策を区民・事業者と協働して実施してきました。今後もさらなるごみの減量・資源化に向けてより一層 3 R の施策を推進し、脱炭素社会・資源循環型社会を実現していくためには、区民、事業者、区それぞれが「今、自分たちにできること」を意識して主体的に取り組むとともに、相互に連携、協力することが不可欠です。

区は、集団回収を行う団体に対する支援や、その活動を支える事業者に対する支援を引き続き実施し、区民の自主的なリサイクル活動を推進します。

また、区民や事業者が自主的に行っている 3 R の取組みを、環境ポータルサイト等を用いて、幅広い層に対し、わかりやすく発信します。

それにより、区民や事業者が 3 R を生活や事業活動の具体的な場面で取り入れ、ライフスタイルの見直しへの行動変容につなげていけるよう、積極的な周知を行っていきます。

基本方針 2 さらなるごみの減量化と資源の有効利用を推進します。

北区におけるごみの排出量は減少傾向にありますが、今後の人口増加などにより排出量全体が増加に転じることも懸念され、区民一人ひとりが「我が事」としてごみの減量に向けた行動が必要となります。そのため、

- ・ **R e d u c e** リデュース（発生抑制）
- ・ **R e u s e** リユース（再使用）

の 2 R* に重点をおいた取組みを特に強化し、家庭ごみだけでなく事業系ごみについても、生ごみや食品ロスの削減、使い捨て容器の削減など、ごみの減量化を進めていきます。また、プラスチックの分別回収の徹底など、リサイクル（再生利用）の取組みに対しても引き続き力を入れていきます。

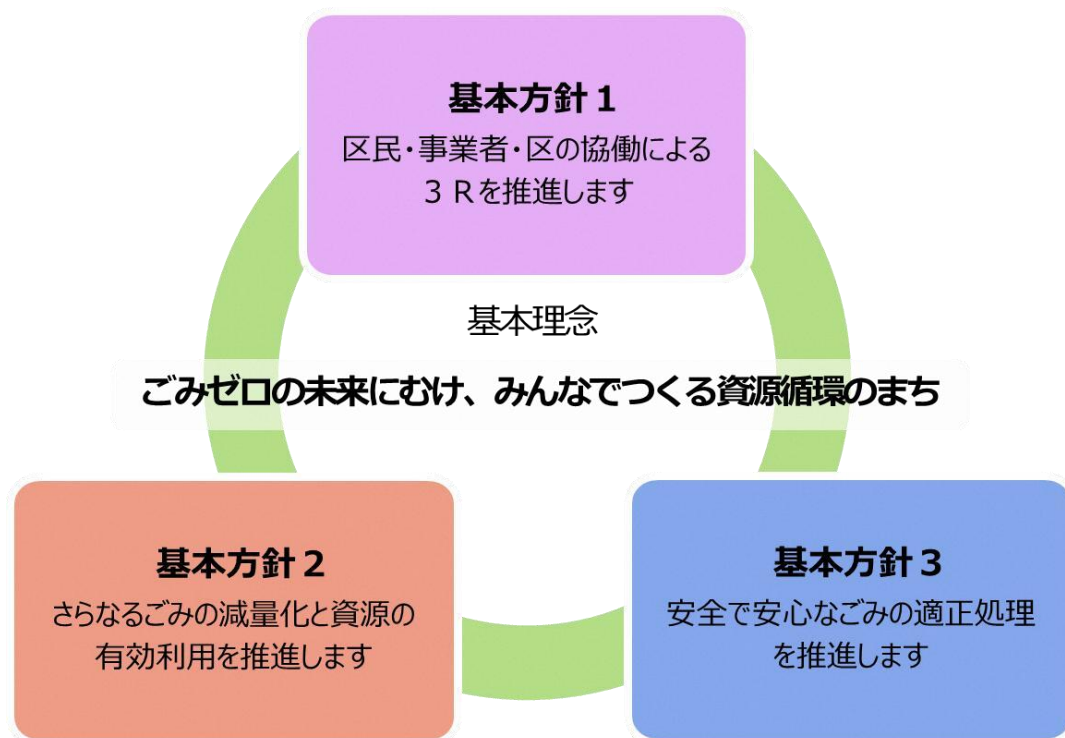
家庭ごみ、事業系ごみともに、発生抑制・排出抑制を第一として、排出したごみについては可能な限りリサイクルに努め、さらなるごみの減量化と資源の有効利用を推進します。

基本方針3 安全で安心なごみの適正処理を推進します。

区は、区民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、環境負荷の低減にも配慮しながら、排出されたごみ・資源を遅滞なく収集し、適正に処理する必要があります。

有害性、危険性のあるごみについては、火災などの事故の発生や環境への流出がないように、安全に処理を行います。

また、集積所・資源回収ステーションが抱える課題を把握・整理し対応を検討するとともに、災害時における円滑なごみ処理を行える体制の確立などの対策を講じ、安全で安心なごみの適正処理を推進します。



2 ごみ排出に係る目標値の設定

(1) 目標値の設定

前計画では、指標1として「区民1人1日あたりのごみ総排出量」、指標2として「区民1人1日あたりのごみ排出量」を掲げてきました。2023（令和5）年度時点において、指標2では2018（平成30）年度比104g減で目標達成できましたが、指標1はわずかながら未達成となっています。今後より一層のごみの削減を進めるためには、3Rの中でも優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組みを評価する必要があります。

そのため、本計画ではこれらの2つの指標を引き続き採用することとします。さらに、家庭ごみと事業系ごみそれぞれの減量への取組みの効果を確認しやすいよう、指標2に家庭ごみ・事業系ごみそれぞれに対する2つの指標を新たに設定します。また、資源化施策の効果をよりわかりやすく判断できる指標も採用し、ごみ量の推移やごみ排出実態調査の分析結果等を踏まえて、2034（令和16）年度を目標年度とする目標値を設定します。

指標1：区民1人1日あたりのごみ総排出量

3Rの中でも優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の進捗状況を評価するため、2Rによる資源排出量の減量が反映される指標として、区民1人1日あたりのごみ総排出量を設定します。

指標2：区民1人1日あたりのごみ排出量

リサイクルを含めた3Rの進捗を評価するため、引き続き、区民1人1日あたりのごみ排出量を設定します。

指標2－1：区収集のごみ量

指標2のごみ排出量のうち、区で収集する「家庭ごみ」と小規模の事業者から出るごみに対する減量施策の効果を評価するため、区収集のごみ量（年間総量）を新たに設定します。

※区収集のごみ・・・①家庭ごみ【可燃・不燃・粗大】

②事業系ごみ（事業者の一部）【可燃・不燃】

指標2－2：事業系ごみ量（持込ごみ量）

指標2のごみ排出量のうち、区収集以外の事業者が排出するごみに対する減量施策の効果を評価するため、事業系ごみ量（持込ごみ量/年間総量）を新たに設定します。

指標3：リサイクル率

区全体で排出されるものの資源化の状況を評価する値として、ごみ総排出量のうちの総資源化量の割合である、リサイクル率を新たに設定します。

目 標 の 指 標		数 値 目 標 (2023 (令和5) 年度比)	
指標 1	区民 1 人 1 日あたりの ごみ総排出量	79 g 減量 709g/人日 → 666g/人日 → 630g/人日 (R5実績) (R11) (R16)	
指標 2	区民 1 人 1 日あたりの ごみ排出量	78 g 減量 556g/人日 → 513g/人日 → 478g/人日 (R5実績) (R11) (R16)	
	指標 2-1 区収集ごみ量	【年間総量】 7,111 トン減量 (区民 1 人 1 日あたり 62 g/人日減量) 55,715 トン → 52,129 トン → 48,604 トン (R5実績) (R11) (R16)	
	指標 2-2 事業系ごみ量 (持込ごみ量)	【年間総量】 1,644 トン減量 16,779 トン → 15,882 トン → 15,135 トン (R5実績) (R11) (R16)	
指標 3	リサイクル率	2.5 ポイント増 21.6% → 22.9% → 24.1% (R5実績) (R11) (R16)	

ごみ発生量	ごみ総排出量	総資源化量	集 団 回 収	
			資 源 （ 区 が 回 収 ）	
		ごみ排出量	家庭ごみ	可 燃 ごみ （ 区 が 収 集 ）
				不 燃 ごみ （ 区 が 収 集 ）
				粗 大 ごみ （ 区 が 収 集 ）
		ごみ排出量	事業系ごみ	可 燃 ごみ （ 区 が 収 集 ）
				不 燃 ごみ （ 区 が 収 集 ）
				持 込 ごみ （許可業者等による収集）
		潜在ごみ（量の把握が困難なもの） ※事業所独自の処理・リサイクル、事業者による処理・リサイクル、 家庭での自家処理（生ごみの減量化）等		

図 2-1 用語の定義 (再掲)

① 年度別目標値

各指標について、年度ごとの目標値を図 2－2 から図 2－6 まで示します。

なお、資料編 37 ページ及び 38 ページの図表に、全体のごみ量や品目別のごみ量等の年度別の推移を示しています。

[指標 1] 区民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量

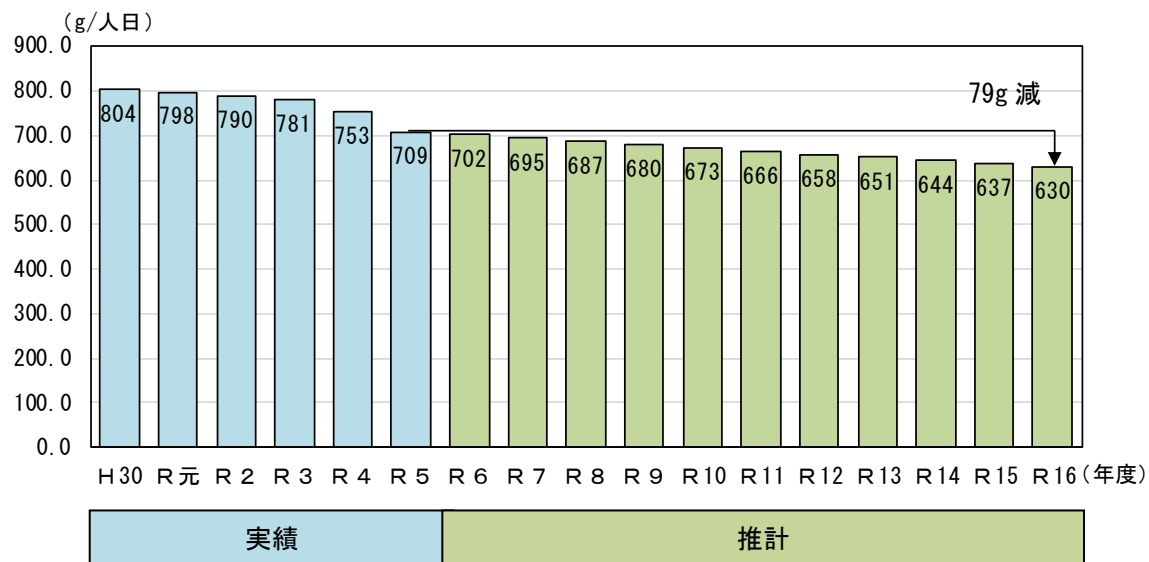


図 2-2 区民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量の目標達成時の推移

[指標 2] 区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量

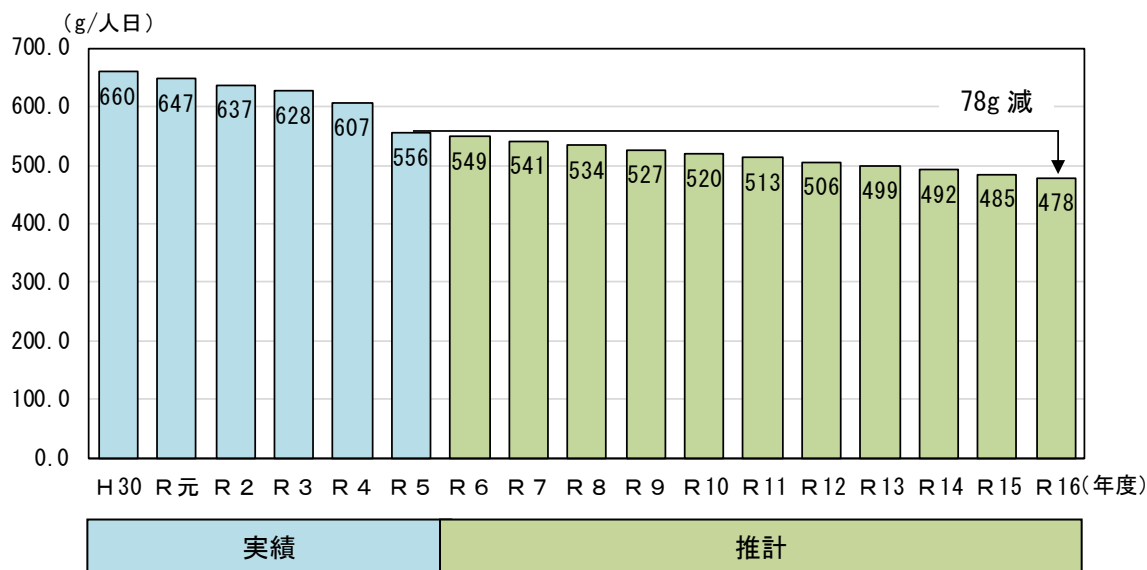


図 2-3 区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量の目標達成時の推移

[指標 2-1] 区収集ごみ量

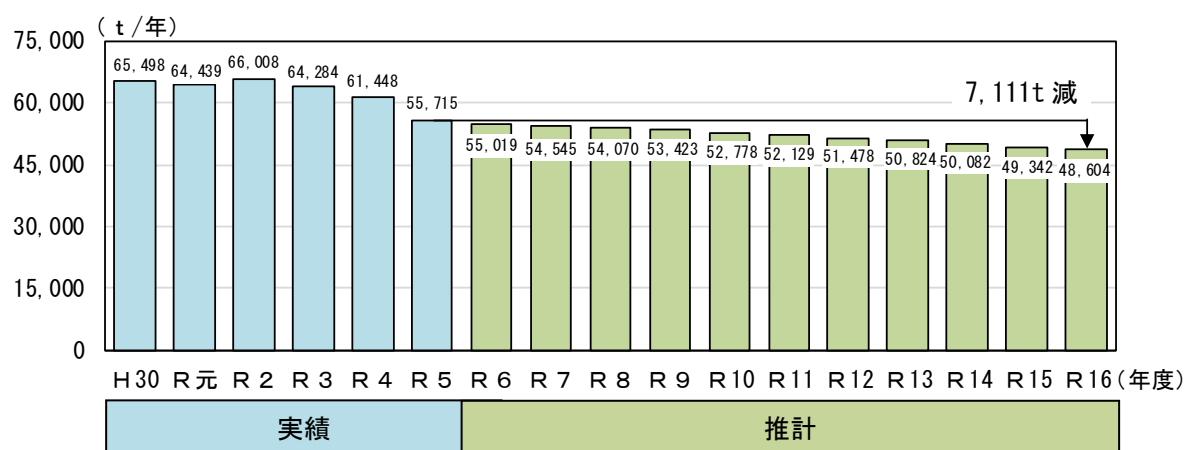


図 2-4 区収集ごみ量の目標達成時の推移

[指標 2-2] 事業系ごみ量 (持込ごみ量)

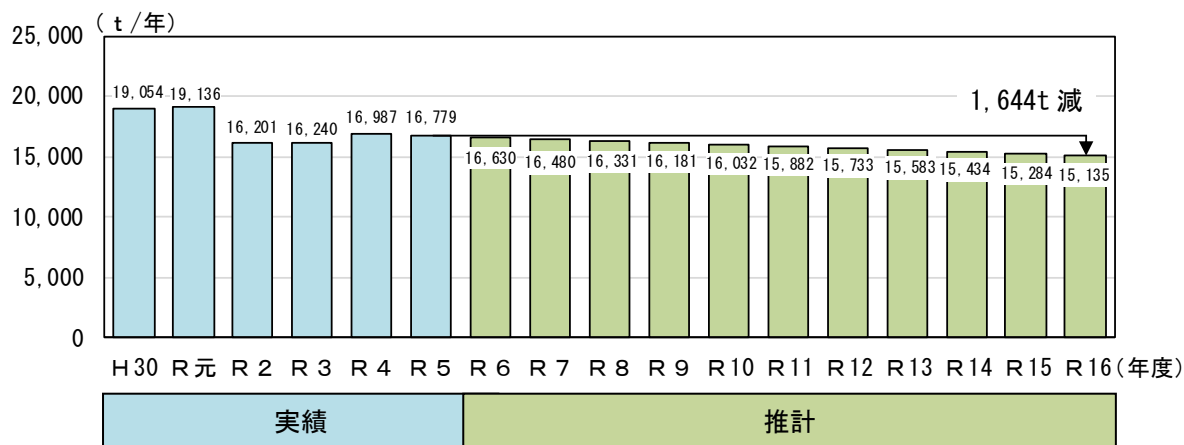


図 2-5 事業系ごみ量 (持込ごみ量) の目標達成時の推移

[指標 3] リサイクル率

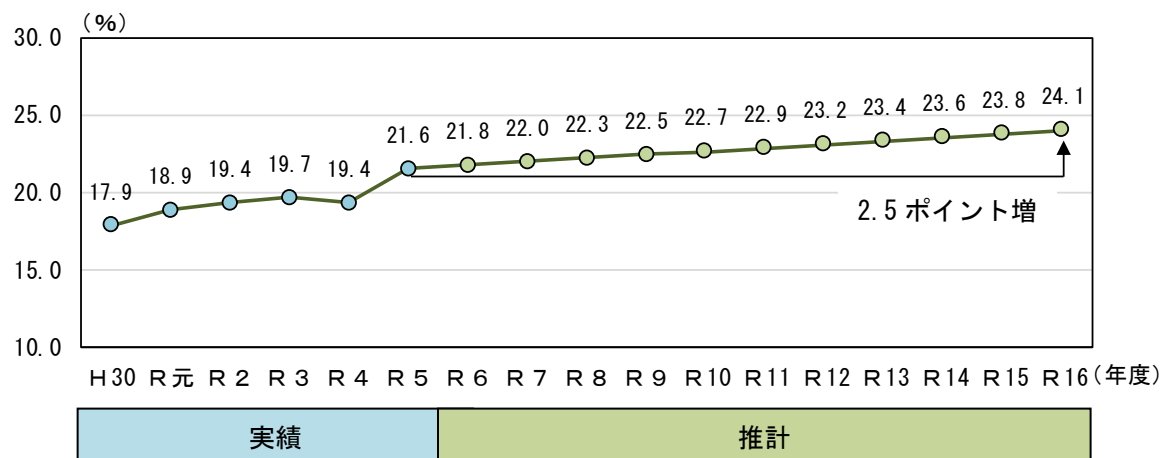
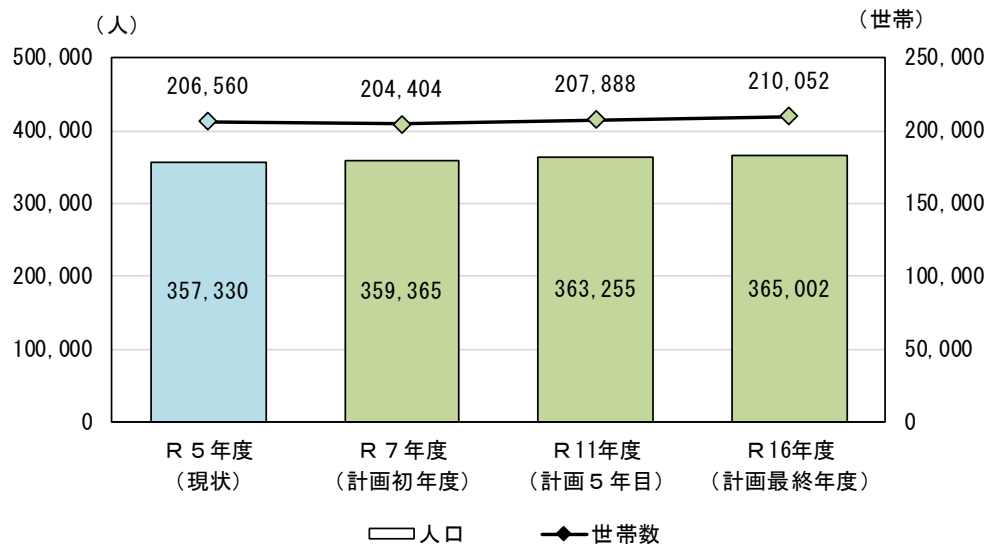


図 2-6 リサイクル率の目標達成時の推移

(2) 目標値積算の基礎

① 人口及び世帯数の将来推計

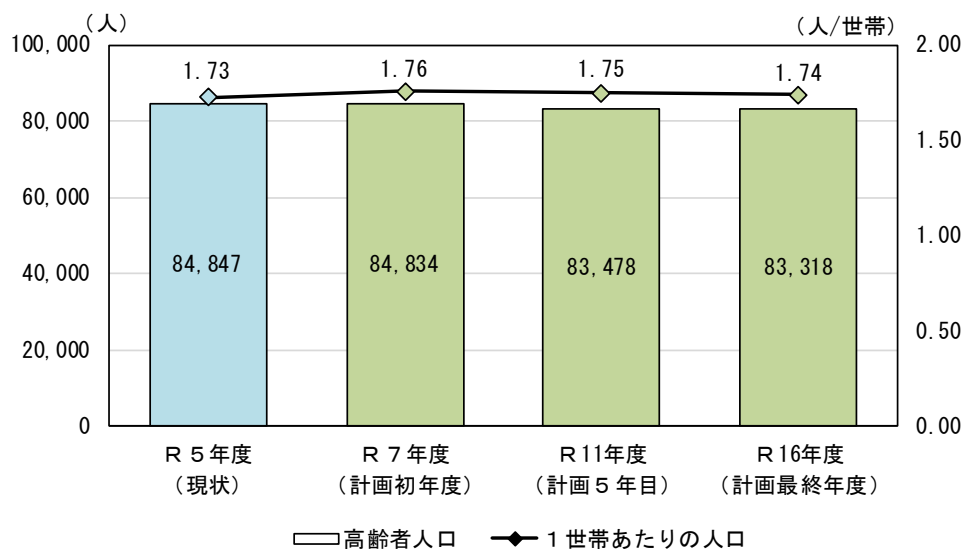
将来の人口及び世帯数の推計を図2-7に、高齢者人口及び1世帯あたりの人口の推計を図2-8に示します。計画期間内の将来人口については、総人口は2034（令和16）年度まで年々増加していくと推計されます。また、高齢者人口と、1世帯あたりの人口は徐々に減少していくと推計されます。



注) 1. 令和5年度の人口及び世帯数は10月1日現在（出典：住民基本台帳）

注) 2. 令和7年度以降の人口及び世帯数は北区人口推計調査報告書（令和3年10月）に基づく。

図2-7 人口及び世帯数の将来推計



注) 1. 令和5年度の1世帯あたりの人口及び高齢者人口は10月1日現在（出典：住民基本台帳）

注) 2. 令和7年度以降の1世帯あたりの人口及び高齢者人口は北区人口推計調査報告書（令和3年10月）に基づく。

図2-8 高齢者人口及び1世帯あたりの人口の将来推計

(3) 目標達成までのごみ量推移

現状既に行っている施策のみを実施していった場合の北区の将来のごみ総排出量は、緩やかに減少することが予測されます。

理由としては、人口は増加するものの、ごみの減量等に対する区民の意識の高まりや資源として回収している容器等の軽量化による回収重量の減少、新聞・雑誌の購読数の減少などが挙げられます。持込ごみについては、近年の景気の回復基調により増加（22 ページ図 1-23 参照）しましたが、自然災害の多発、国内外の社会情勢等の直近の現状を踏まえ、2023（令和 5）年度以降の将来推計としてはほぼ横ばいと想定しています。

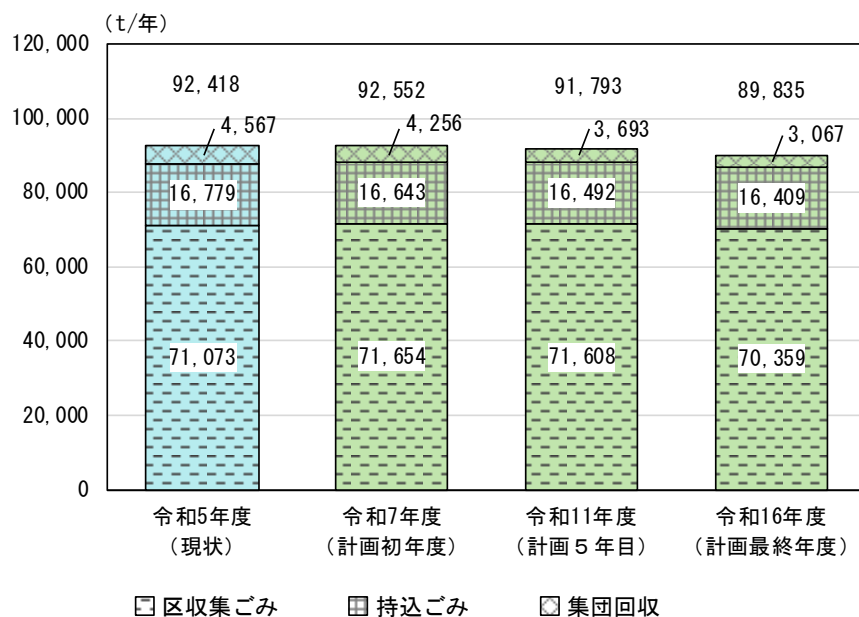


図 2-9 ごみ総排出量の将来推計
(現状施策のまま推移した場合)

このことを踏まえ、設定した目標値の達成に向けて、次に示す具体的な施策を実施していきます。

3 具体的施策

(1) 施策の体系

基本理念の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、以下の施策を展開します。

基本理念 ごみゼロの未来にむけ、みんなでつくる資源循環のまち		
重点 施策	1. 生ごみの減量の推進・食品ロスの削減の推進（食品ロス削減推進計画） 2. プラスチックの資源循環の促進 3. 事業者のごみ減量の取組みに対する支援	
	基本方針	施策の方向性
具体的施策		
基本方針1 区民・事業者・区の 協働による3Rを推 進します	主体的な取組みの 促進と協働の展開	★①区民主体の集団回収への支援事業の拡充 ★②区民へのきめ細かい情報提供・情報の「見える化」の実施 ③環境学習などによる人材育成の推進 ④エコ広場館を拠点とするリサイクル活動の支援 ⑤事業者等の自主的な取組みの推進
		★①生ごみの減量の推進 ★②雑がみの資源化の充実 ★③不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進 ★④プラスチックの資源循環の促進 ☆⑤民間事業者との連携による3Rの推進
		★①教育及び学習の振興、普及活動 ★②食品関連事業者等の取組みに対する支援 ③表彰、実態調査等の実施・推進について ④先進的な取組みの情報収集及び提供 ★⑤未利用食品等を提供するための活動の支援
		①戸別収集の地域拡大の検討 ②家庭ごみの有料化の検討
基本方針2 さらなるごみの減量 化と資源の有効利用 を推進します	2-1 品目別の減量化と 資源の有効活用	★①生ごみの減量の推進 ★②雑がみの資源化の充実 ★③不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進 ★④プラスチックの資源循環の促進 ☆⑤民間事業者との連携による3Rの推進
	2-2 食品ロスの削減の 推進 【食品ロス削減推進計画】	★①教育及び学習の振興、普及活動 ★②食品関連事業者等の取組みに対する支援 ③表彰、実態調査等の実施・推進について ④先進的な取組みの情報収集及び提供 ★⑤未利用食品等を提供するための活動の支援
	2-3 家庭ごみの減量	①戸別収集の地域拡大の検討 ②家庭ごみの有料化の検討
	2-4 事業系ごみの減量	①事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施 ②効果的な排出指導体制の構築 ③優良事業者表彰制度の創設 ☆④事業者のごみ減量の取組みに対する支援 ☆⑤事業者の排出実態の把握
基本方針3 安全で安心なごみの 適正処理を推進しま す	3-1 収集運搬計画	①効率的な収集運搬体制の構築 ★②個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施 ③安全な収集運搬体制の構築 ④事業経費の分析と情報提供の実施 ☆⑤ごみ集積所・資源回収ステーションの安定的な管理 ⑥清掃事業関連施設の再編・有効活用
	3-2 中間処理計画	①安定的な中間処理体制の維持 ②北清掃工場の建替期間の対応 ③中間処理運営状況等の情報提供
	3-3 最終処分計画	①さらなる最終処分量の削減を目指した協力体制の強化
	3-4 災害廃棄物の処理	①災害廃棄物への対応

※ ☆は新規項目 ★は拡充項目

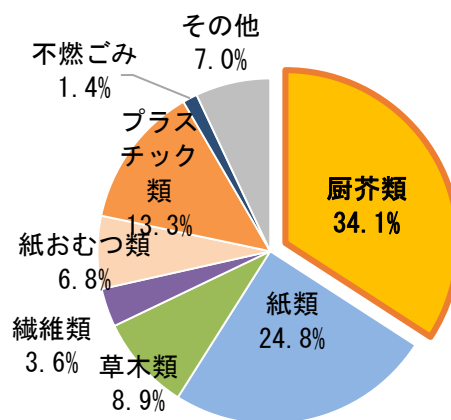
(2) 重点施策

ごみの減量・資源化に向けた取組みとして具体的施策の中から特に重点的に進めていく施策を以下のとおり設定します。

重点施策１：生ごみの減量の推進（食品ロスの削減の推進【食品ロス削減推進計画】）

ごみの排出量の多くを占める可燃ごみの組成のうち、最も多いのは生ごみです。そのため、生ごみの減量に対しては、より一層積極的に取り組んでいく必要があります。

また、生ごみには食品ロスも含まれているため、食品ロスの削減に取り組むことは、生ごみの減量につながります。食品ロスの削減に向けても、様々な取組みを進めていきます。



参考 可燃ごみの組成（令和５年度家庭ごみ排出実態調査）（再掲）

重点施策２：プラスチックの資源循環の促進

プラスチックの資源化への取組みは、ごみの減量につながるとともに、海洋プラスチックごみや温室効果ガスによる環境問題への取組みにもつながります。

北区ではプラスチックの分別回収を開始し、資源化を実施しています。分別回収についての周知・啓発をより一層進めるとともに、使い捨てプラスチックの削減などの新たな取組みを推進します。

重点施策３：事業者のごみ減量の取組みに対する支援

本計画では、新たに事業系ごみの量を目標指標として設定しました。事業系ごみに対する取組みは、環境に配慮する企業としてのイメージアップ、従業員一人ひとりの意識の向上等のメリットがあります。事業者のごみ減量の取組みに対する支援を強化し、事業者と連携しながら一層のごみ減量・資源化に努めていきます。

（３）基本方針ごとの具体的な施策

基本理念の実現に向けて、３つの基本方針に基づき、以下の施策・事業を展開します。

基本方針１ 区民・事業者・区の協働による３Ｒを推進します。

（施策一覧）

- ① 区民主体の集団回収への支援事業の拡充 拡充
- ② 区民へのきめ細かい情報提供・情報の「見える化」の実施 拡充
- ③ 環境学習などによる人材育成の推進
- ④ エコー広場館を拠点とするリサイクル活動の支援
- ⑤ 事業者等の自主的な取組みの推進

① 区民主体の集団回収への支援事業の拡充

集団回収は、区民の自主的なリサイクル活動であり、区民の３Ｒに対する意識の向上や、区民が協力して運営することによる地域の活性化やきずなづくりに有効です。さらに、集団回収を行う団体にとってはリサイクル活動を行うことで団体の活動経費の確保につながり、一方区にとっても区の回収よりも少ない経費での資源回収が見込めることから、経費面で区民・区の双方にとって利点があります。

しかしながら、世界情勢の変化や国外における廃棄物の禁輸措置の影響等により資源の需給について不透明感が増していること、活動団体の担い手不足や区民の高齢化の進展などから、区民が安心して集団回収を継続できる環境を整える必要があります。

そのため、活動団体を運営面から支えることを目的として、2016（平成28）年度から集団回収事業者認定制度を導入しており、今後もさらに認定事業者数を増やしていきます。

また、資源回収事業者の収入は、資源の売却金が大きな割合を占めることから、市況価格の下落により活動団体との契約を継続できなくなる状況を回避する必要があります。そのため、2020（令和2）年度には、古紙の市況価格に連動した新たな支援金を創設しました。条件を満たす認定事業者に対し支援金の支給を行っていくことで、集団回収を推進していきます。

② 区民へのきめ細かい情報提供・情報の「見える化」の実施

ごみの減量や資源化をさらに進めていくため、区民及び事業者に対して、様々なツールや機会を利用して、ごみ処理やリサイクル事業にかかる経費や処理の状況、取組みなどの情報の「見える化」を実施し、ごみの減量に理解と協力を求めます。

情報の「見える化」にあたっては、広報紙やチラシに加え、2023（令和5）年度に開設した北区環境ポータルサイトや公式ホームページ、各種SNS等を積極的に活用していきます。特に発生抑制・排出抑制を中心とした2R（リデュース・リユース）の取組みを中心として、職員による身近なごみ減量施策の実体験レポートの紹介や、区民・事業者等の取組みの実例を募っての発信など、よりわかりやすく伝わりやすい工夫を行います。

また、定期的にごみ量や資源化量の現状を環境ポータルサイト（ホームページ）等でわかりやすく発信していきます。

ごみ・資源の分別方法について、「家庭ごみ・資源の分け方出し方」冊子を定期的に作成し、配付することでごみの減量と適正な分別を周知していきます。また、増加傾向にある外国人に向けて、広報媒体の多言語化や「やさしい日本語」の活用を検討します。

ICT（Information and Communication Technology（情報通信技術））の活用や、AIチャットボットによる問い合わせへの対応などといった、新しい技術を採用した情報発信にも引き続き取り組みます。



北区環境ポータルサイト（トップページ） イメージ

③ 環境学習などによる人材育成の推進

ごみの減量に向けては、区民への情報発信だけではなく、区民参加型の環境学習が重要です。

北区では、小学生を対象に、環境学習用の教材を作成し配付したり、座学や工作などを通して、楽しみながら、環境やエコについて学ぶことができる「きた eco

道場」を開催しています。また、清掃車を改良したスケルトン車を活用した環境学習の機会を保育園などに提供しています。

親子施設見学会である「エコエコツアー」では、リサイクル関連施設や清掃工場等の見学、区内のエコ広場館でのリサイクルの体験学習や見学を実施しています。今後も環境学習の内容を充実させ、将来を担う子どもたちが環境に対して興味を持ち、ごみや資源の問題に対して理解を深め、自ら考える機会を提供することで、循環型社会の形成を担う人材育成を推進します。



スケルトン車の見学



紙すき体験（エコエコツアー）

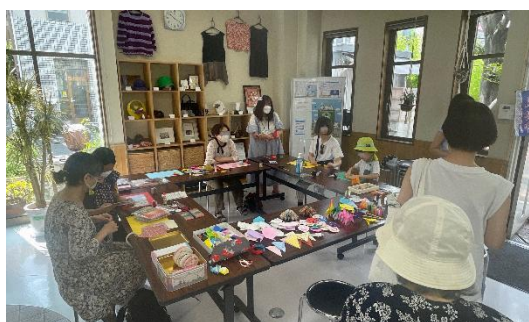
また、町会・自治会単位で組織される清掃協力会と連携し、施設見学会や地域のリサイクル・清掃問題について懇談会を開催するなど意見交換を行い、積極的なごみ減量への取り組みを促進します。

④ エコ広場館を拠点とするリサイクル活動の支援

区民・事業者・区が連携しながら、地域のリサイクル活動を推進するための拠点として2カ所のエコ広場館と1カ所の活動コーナーを設置しており、指定管理者が管理運営しています。

エコ広場館は、各種リサイクルに関する情報収集及び区民等への情報提供、リサイクルに関する講座（子ども向けを含む）の開催、資源回収・リサイクルの実施、情報紙の発行、フードドライブの受付、フリーマーケット、3RやSDGsなどの環境に関する展示などを実施しています。

今後、区民のリサイクル活動を支援する地域の拠点として、より一層多様な世代の区民に来館してもらい、環境やリサイクルなどに触れ知ってもらう情報発信の場としての機能をより強化するとともに、資源の身近な回収場所としての機能を維持します。



富士見橋エコ広場館でのイベントの様子

⑤ 事業者等の自主的な取組みの推進

事業者は自らが排出したごみの適正処理や資源のリサイクルに責任を持つと同時に、拡大生産者責任に基づいて、自らが製造・販売した製品が廃棄やリサイクルされる段階においても責任を負う必要があります。

事業者（スーパーマーケット等）が実施しているびん・缶・ペットボトル、紙パック、発泡トレイ、廃食油などの店頭回収について、回収場所や回収品目を環境ポータルサイト（ホームページ）で区民に周知するなど、事業者による自主的な回収活動を引き続き支援します。

その他、製造・販売事業者が回収しているリチウムイオン電池などの小形充電式電池、インクカートリッジなどについても広く周知し、区民に協力を促します。

また、法律でリサイクルが義務付けられているパソコンや家電製品4品目（エアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、今後も引き続き、配送による回収方法を含め、区民に情報提供を行うなど、事業者によるリサイクルを促進します。

なお、古紙の排出量が少ない小規模事業者向けに北区独自のシステムとして「北区事業系古紙リサイクルシステム*」があります。対象となる事業者に向けたシステムの普及啓発などの支援を引き続き行い、事業系古紙のリサイクルを促進します。また、古紙以外の資源についても、安易にごみとして排出されないよう、区内の再生資源事業者との連携により、自ら処理することが困難な排出事業者からの回収システムの構築を支援します。

基本方針２ さらなるごみの減量化と資源の有効利用を推進します。

２－１：品目別の減量化と資源の有効活用

（施策一覧）

- ① 生ごみの減量の推進 **【重点施策】**
- ② 雑がみの資源化の充実
- ③ 不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進
- ④ プラスチックの資源循環の促進 **【重点施策】**
- ⑤ 民間事業者との連携による３Ｒの推進

拡充

新規

① 生ごみの減量の推進 **【重点施策】**

2023（令和５）年度に実施した家庭ごみの排出原単位調査結果では、生ごみは可燃ごみの約 34%の重量を占めており、生ごみのうちその多くは水分とされています。生ごみの削減は可燃ごみの削減に大きく影響するだけではなく、水分を減らすことにより焼却設備への負荷軽減にもつながるため、削減に向けて、生ごみの乾燥などによる減量や水切りの徹底などの啓発・周知活動を一層推進し、生ごみゼロに向けた取組みを実施していきます。

また、2023（令和５）年度から開始している家庭用生ごみ処理機等の購入費用の補助についても区民への周知と利用者の拡大に取り組めます。

なお、食品ロスの削減は、生ごみの減量と密接に関係しており、積極的に取り組む必要があります。食品ロスの削減に係る事項については、別途【２－２：食品ロスの削減の推進】に示しています。

コラム 生ごみ処理の先進的な取組み

鹿児島市では、ごみ焼却施設とバイオガス化施設を有する南部清掃工場が 2022（令和４）年１月に稼働し、国内初となるバイオガスの都市ガス原料化事業を行っています。

施設は、高効率な発電システムを採用し、余剰電力を電気事業者へ売却しています。また、バイオガス化施設では、生ごみや紙ごみ、し尿などからバイオガスを精製して近隣に位置する都市ガス会社の工場に送られ、一般家庭で使用する都市ガスの原料（メタンガス）として利用されています。

焼却施設での発電に加え、生ごみ等によるバイオガスを有効利用することで、エネルギーの地産地消とともに、資源の循環、脱炭素化社会の実現を進めています。

② 雑がみの資源化の充実

雑がみは、可燃ごみの 5.9%の重量を占めており、分別が十分に浸透しているとは言えません。したがって、区民に対し引き続き「雑がみ」はリサイクル可能な紙資源であることを環境ポータルサイト（ホームページ）等で周知していきます。また、雑がみの認知度の向上や分別回収の増加に向けて、イベントでの雑がみ回収袋の配布など、機会を捉えた普及啓発を継続し、雑がみの分別に取り組むきっかけを提供します。さらに、集団回収事業者や事業系資源回収業者などに対しても、雑がみ回収の仕組みを周知し、協力を要請します。

現在、リサイクルに適していないため資源として回収対象としていない紙製品について、今後のリサイクル技術の進展により、新たにリサイクルが可能となった場合には、雑がみの対象物の拡大等を検討します。

③ 不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進

不燃ごみについては、2014（平成 26）年 10 月から小型家電を含む金属類を別袋に分別して回収することで資源化を図ってきましたが、2019（令和元）年度には、不燃ごみ全量を対象とした資源化事業を開始しました。今後も引き続き資源化率 90%以上を目標として、不燃ごみの資源化を推進していきます。

また、粗大ごみについては、2014（平成 26）年 4 月から金属類を選別して資源化事業者へ引き渡すことで資源化を図ってきました。今後もさらなる資源化を図るため、プラスチック製品等、品目別の資源化等に取り組んでいきます。

④ プラスチックの資源循環の促進 【重点施策】

海洋プラスチックごみが国際的な課題として認知され、国内においてもプラスチックごみの削減や資源化に向けた関心は高い状態が続いています。

2019（令和元）年 12 月に公表された「ゼロエミッション東京戦略」では、「プラスチック対策」の 2030（令和 12）年の目標として、「廃プラスチックの焼却量 40%削減（2017（平成 29）年度比）」が掲げられています。

北区では、2023（令和 5）年 4 月から区内全域でプラスチックの分別回収を開始し、資源化事業者へ引き渡すことによりプラスチックの資源化を行っています。今後もプラスチックの資源化を推進していくため、プラスチックの分別について、様々な方法で区民への周知を行っています。

なお、拠点回収を行っている発泡トレイやペットボトルキャップについては、引き続き回収場所の拡充や区民周知に努めていくとともに、プラスチックの分別回収が開始したことを受け、回収方法等について今後検討していきます。

また、プラスチックのさらなる削減に向け、環境ポータルサイト（ホームページ）やイベントを通じたマイバッグやマイボトルの使用推奨、飲食を伴うイベン

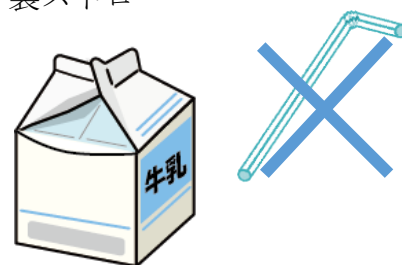
ト等でのリユース食器の導入促進など、使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促します。

コラム 学校給食でのごみ減量

現在、北区の学校給食で提供する飲用牛乳については、ストローレスパックを使用し、プラスチックの削減を行っています。また、牛乳パックについても専門業者による回収・リサイクルを行っており、廃棄物の削減を進めています。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、各企業でもカトラリーや食器をプラスチック製品から紙製品や繰り返し使えるもの等に切り替えるといった動きがあります。

各自治体では、学校給食の牛乳パックをプラスチック製ストローなしで飲める給食用の牛乳パックに切り替えるところが増加しており、給食を通じて子どもたちの環境問題への関心を高める一助となることも期待されています。



⑤ 民間事業者との連携による3Rの推進

北区では、民間事業者と協定を締結し、民間事業者のリユース・リサイクルシステム（当該事業者のプラットフォームや情報サイト）を通じて、区民の3Rを推進しています。

情報サイト等の掲載により、粗大ごみや不燃ごみにせずリユースに促すほか、特に古着・古布については可燃ごみとして捨てられているものがまだ多くあるため、拠点回収の品目等の見直しに加えて、民間事業者による店頭買取やリユース・リサイクルに向けた取組みを広く周知するなど、様々な事業者と連携・協力して、リユース・リサイクルを進めていきます。

ごみにしてしまう前に、今一度リユースやリサイクルを検討してもらう機会を多く提供できるよう、今後も、さらなるごみの減量に向けて、まだ使用できる不用品をより手軽にリユースできる取組みを推進していきます。

2-2：食品ロスの削減の推進【食品ロス削減推進計画】 【重点施策】

食品ロスの現状

日本における食品ロスの発生状況

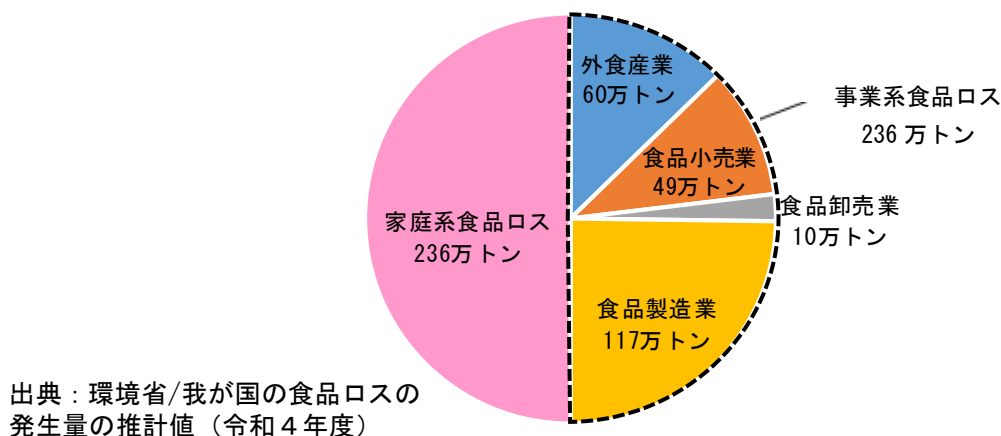
2022（令和4）年度の食品ロス量は約472万トンと推計されています。そのうち、家庭系食品ロスは約236万トン、事業系食品ロスは約236万トンです。

事業系食品ロスのうち食品製造業が最も多く、約50%を占めています。

また、家庭系食品ロスの内訳としては、「直接廃棄」が約102万トン、「過剰除去」が約33万トン、「食べ残し」が100万トンとなっています。

国民1人あたり食品ロス量は、1日約103gで、“おにぎり約1個分”に近い量が廃棄されています。

世界では人口が急増し、深刻な飢餓や栄養不良などの食料問題がSDGsにおいても課題に挙げられる中、日本では食料の輸入に大きく依存する一方で、大量の食品ロスが発生しています。食品ロスを削減することは、これらの問題解決につながるだけでなく、家計負担や家庭系ごみが減ることにより、ごみ処理にかかる費用の低減や温室効果ガスの発生量の抑制も期待できます。



参考 食品ロスの発生量（令和4年度推計値）

東京都の取組み

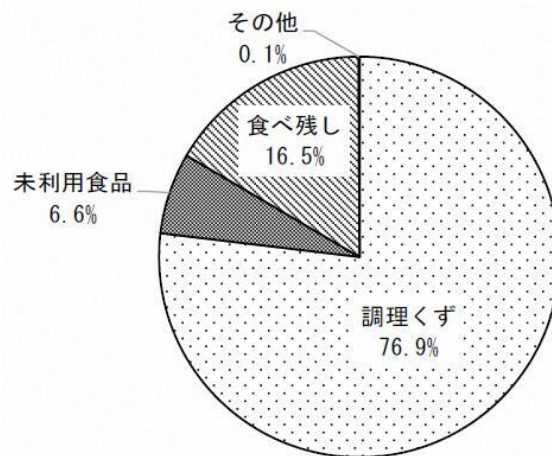
東京都においては、「東京都食品ロス削減推進計画」（2021（令和3）年3月）において、「2030年に食品ロスを2000年比（約76万トン）で半減、2050年に食品ロス発生量実質ゼロ」を目標に掲げています。

目標達成に向けて、消費者・事業者に向けた普及啓発や、食に関する先進技術を活用した食品ロス削減の新たなビジネスモデルの創出と社会実装の推進、事業者の優良事例の紹介、区市町村等の保有する防災備蓄食品とフードバンクをマッチングするシステムの運用などに取り組んでいます。

北区の状況

北区では、「北区食品ロス削減推進計画」(2021(令和3)年10月)に基づき、食品ロスを削減するため、リデュースクッキング*レシピを使用した調理実習会の開催や、食品の保存方法等の効果的な周知啓発、30・10運動の推進、フードドライブ等に取り組んでいます。

しかしながら、2023(令和5)年度に実施した家庭ごみ排出実態調査では、厨芥類のうち、食べ残しが16.5%、未利用食品が6.6%混入しており、さらなる減量を目指して、より一層の取り組みが必要です。



参考 厨芥類の内訳

北区の主な取り組み

北区では、食品ロス削減に向けて、様々な取り組みを行っています。

○大学と連携したリデュースクッキングレシピの作成、調理実習会の実施

大学と連携して、リデュースクッキングレシピ冊子の配布や、リデュースクッキングの調理実習会を行っています。

○フードドライブ事業

2021(令和3)年7月から、区施設を常設窓口としたフードドライブを試行し、2023(令和5)年度から本格実施しています。

○家庭用生ごみ処理機等の購入費費用の補助

2023(令和5)年度から生ごみ処理機及び堆肥化容器の購入費用の一部を補助しています。

○ホームページ等を活用した周知啓発

環境ポータルサイトをはじめとする区ホームページでの食品ロス削減に関する周知のほか、「食品ロス削減月間」にはホームページに加え、北区ニュース(広報紙)、Facebook、X(エックス、旧Twitter)への記事の掲載を行っています。

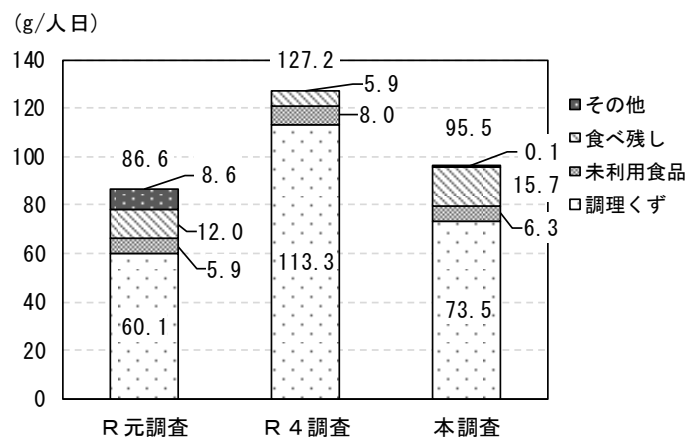
目標の設定（参考値）

SDGsの「目標12 つくる責任 つかう責任」のターゲットの1つに、「2030年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄を半減させること」が盛り込まれました。これを踏まえ、国では、2018（平成30）年6月19日に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画において、家庭から発生する食品ロスを「2030年度までに2000年度比で半減する」という目標が設定され、東京都では2019（令和元）年12月策定の「ゼロエミッション東京戦略」において、2030（令和12）年度の主要目標として、「2000（平成12）年度と比較した食品ロス発生量半減」を設定しています。東京都の2000（平成12）年度の食品ロスの発生量の推計値である約76万トンから、2030（令和12）年には約38万トンを目指すことになります。2017（平成29）年度の東京都の食品ロス発生量の推計値は、約51万トンであり、2030（令和12）年までの13年間で約13万トン（約25%、1年あたり約2%）を削減することになります。

北区では、2023（令和5）年度実施の家庭ごみ排出実態調査から、1人1日あたりの食品ロス発生量を32.3gと推計しています。1年あたり2%を削減し、2034（令和16）年度には、2023（令和5）年度比20%減の25.8gとすることを目指します。

2023（令和5）年度 区民1人1日あたりの食品ロス発生量 32.3g（参考値）
↓ 6.5g減（20%減）
2034（令和16）年度 区民1人1日あたりの食品ロス発生量 25.8g（参考値）

ただし、過去3回の家庭ごみ排出実態調査で得られた数値は、以下のように年度ごとに大きなばらつきが見られる結果となりました。



参考 厨芥類組成割合の推移
(令和5年度家庭ごみ排出実態調査)

そのため、今後も同様の調査を定期的に行いその推移を注視していく必要があり、食品ロスの発生量については、当該調査結果をもって目標の達成を正しく評価することは難しいと考えます。このことから、設定する目標は参考値とします。



取り組むべき施策

(施策一覧)

- ① 教育及び学習の振興、普及活動（食品ロス削減法第14条関係）拡充
- ② 食品関連事業者等の取組みに対する支援拡充
(食品ロス削減法第15条関係)
- ③ 表彰、実態調査等の実施・推進について
(食品ロス削減法第16条・第17条関係)
- ④ 先進的な取組みの情報収集及び提供
(食品ロス削減法第18条関係)
- ⑤ 未利用食品等を提供するための活動の支援（法第19条関係）拡充

① 教育及び学習の振興、普及活動（食品ロス削減法第14条関係）

食品ロス削減の重要性についての理解を深め、暮らしの中で食品ロス削減の意識を促すための以下の普及啓発を各種イベント等において行います。普及啓発には、東京家政大学との連携事業で作成したリデュースクッキングレシピ、『北区の家庭ごみ・資源の分け方出し方』、子ども向け環境啓発の冊子及びチラシ等の活用、また、環境ポータルサイト（ホームページ）、北区ニュース、区公式SNS等の情報媒体を活用して行います。

加えて、国等が自治体向けに作成した食品ロス削減啓発資材（ポスター、チラシ等）を区内各施設やイベントで、積極的に活用します。

(ア) 効果的な普及啓発の実施

○家庭での食品ロス削減の意識向上を図るため、東京家政大学との連携事業で作成した食品ロス削減レシピ「リデュースクッキングレシピ」について、同レシピを使用した調理実習会を開催し、「おいしい食べきり」について、普及啓発を行います。



リデュースクッキングレシピ



調理実習会の様子

- 「家庭にある食材を優先的に使うこと」、「買い物が必要な場合は、買い物に行く前に、家にある食材を確認して行くこと」、「買い物に行ったら、『使いきれ的分だけ買う』こと」について普及啓発を行います。
- 「食材は、表示された保存方法に従い、状態よく保存すると長持ちすること」、「正しく保存し、残さず使い切ること」について普及啓発を行います。
- 食品を少し多めに買い置きして、食べたらその分を買い足すことにより食品の備蓄ができる「ローリングストック」による食品ロス削減の普及啓発をします。
- 「賞味期限」は、美味しく食べられる期限であり、「消費期限」は安心して食べられる期限であるという2つの違いを重点的に普及啓発し、期限表示の正しい理解を促進するための普及啓発を行います。
- 外食時、宴会時の30・10運動を推進していきます。
- 宴会シーズンや季節商品の予約時期等、季節ごとの消費の機会を捉えて、普及啓発を一層推進します。また、食品ロス削減法において位置付けられている10月の「食品ロス削減月間」、また、同月30日の「食品ロス削減の日」においては、環境ポータルサイト（ホームページ）や各種SNSを活用し、機会を捉えた普及啓発をより一層推進します。

（イ）消費者教育等を通じた取組みの推進

人や地域、社会、環境に配慮したものやサービスを選択するエシカル消費の普及啓発に関連して、食品ロス削減の観点からも普及啓発を行います。消費者庁の「エシカル特設サイト」への掲載や消費生活情報を配信するメールマガジンにおける情報発信、また、消費生活フェア、消費者講座等において、機会を捉えて普及啓発を行います。

（ウ）食育に関する取組みとの連携

食育関連イベントや関連部署の窓口等において、食品ロス削減に関する普及啓発物の掲示や配布を行います。また、食育講座等で、食品ロス削減に関する普及啓発を行います。

（エ）学校教育等を通じた取組みの推進

- 区立学校の栄養職員等を対象にした食育リーダー・学校栄養士研修等を通して、学校における食品ロス削減に関する取組みの実施について普及啓発をします。
- 区立学校は教育課程及び食育全体計画の作成に際し、食品ロス削減に関する内容を位置付け、各教科・領域等で食品ロス削減に関する指導を実施します。また、特別活動（学級活動：食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習

- 慣の形成)において、給食の時間を中心に望ましい食習慣の形成を図ります。
- 学校が発行する給食だより等で、児童・生徒・保護者向けに、食品ロス削減に関する情報発信をします。
 - 給食調理の野菜下処理時に、可食部について可能な限り使用することを栄養士から調理員へ指導します。
 - 各学校内の給食委員会等を活用し、児童・生徒が考える食品ロス削減につながる取組みを協議します。
 - 小学校・区立幼稚園・こども園・保育園において北区清掃事務所が行っている環境学習の際に、ごみの減量や分別、資源化の必要性についての説明に加え、食品ロス削減の重要性についても普及啓発を行います。
 - 学校給食から排出された生ごみについては、専門業者による回収・肥料化を継続します。

② 食品関連事業者等の取組みに対する支援（食品ロス削減法第 15 条関係）

- (ア) 飲食店における 30・10 運動の推進について、環境ポータルサイト（ホームページ）や広報紙等のほか、北区商店街連合会発行の機関紙や北区食品衛生協会による食品事業者を対象とする講習会等を活用し、区民や区内の飲食店等に普及啓発を行います。また、小売店に対し売れ残りの廃棄や返品等を削減するため、季節商品については予約販売を特に推奨する等、需要に見合った販売方法について働きかけます。
- (イ) 小盛メニューの提供や食べきりへの呼びかけ等、食品ロス削減に取り組む飲食店等に協力店として登録してもらう「食べきり協力店」制度を導入し、食品ロス削減について事業者、区民双方への啓発を行います。また、民間のフードシェアリングサービスといった食品ロス削減に寄与する取組みの推進についても検討します。

③ 表彰、実態調査等の実施・推進について（食品ロス削減法第 16 条・第 17 条関係）

- (ア) 国が実施している「食品ロス削減推進表彰」等の表彰制度について、環境ポータルサイト（ホームページ）や広報紙等で周知します。
- (イ) 可燃ごみの組成割合についての調査等、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資する調査・研究を推進します。

④ 先進的な取組みの情報収集及び提供（食品ロス削減法第 18 条関係）

国や東京都、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」等から全国の先進的な取組みや優良事例を収集します。情報提供は、環境ポータルサイト（ホ

ームページ）や広報紙等で周知します。

⑤ 未利用食品等を提供するための活動の支援（食品ロス削減法第 19 条関係）

（ア）未利用食品等の有効活用

区内のリサイクル拠点である「エコ広場館」の取組みとして、フードドライブ等を行うことにより、未利用食品を有効活用します。

また、北区社会福祉協議会への食品寄付や、フードドライブ等で集められた未利用食品については、北区社会福祉協議会と連携して、区内の子ども食堂やフードパントリー*等への提供による有効活用を促進するほか、食料支援を必要としている方等への提供を行っていきます。

各種イベント開催時には、フードドライブの臨時受付窓口を設置し、フードドライブについて広く周知します。

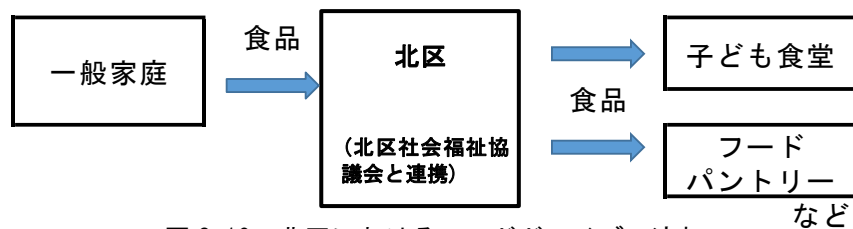


図 2-10 北区におけるフードドライブの流れ



イベントにおける臨時窓口設置



1 回のイベントで集まった食品の例

（イ）災害備蓄食料の有効活用

賞味期限が迫り入れ替えを行った未利用の防災備蓄食品は、町会・自治会、学校の防災訓練での利用や、フードバンク団体、北区社会福祉協議会等を通じて子ども食堂、フードパントリー等への提供による有効活用を促進します。

また、東京都が開発した未利用食品マッチングシステム（各区市町村が保有する賞味期限が迫った未利用の防災備蓄食品とフードバンクをマッチングするシステム）の活用を促進します。

2-3：家庭ごみの減量

(施策一覧)

① 戸別収集の地域拡大の検討

② 家庭ごみの有料化の検討

① 戸別収集の地域拡大の検討

戸別収集は、ごみ集積所の管理や、多様なニーズを持った区民のごみ出し負担の軽減につながる収集方法であるとともに、一人ひとりが責任をもってルールどおりにごみを排出することで、分別への意識が高まり、ごみ減量・資源化の促進が期待される収集方法です。

一方で、収集・運搬体制（人員、車両）の増強に伴う経費の増大や、そのための人員確保の困難さといった課題があることに加え、区民一人ひとりが適正分別に意識的に取り組まなければ、ごみ減量・資源化の促進にはつながりません。

北区では、2002（平成14）年2月より滝野川地区全域をモデル地区として指定し、戸別収集を実施しています。王子・赤羽地区への戸別収集の拡大の検討にあたっては、ごみ集積所等の管理を含めたごみ収集に関する区民ニーズを把握するとともに、効果等の調査・検証を十分に行う必要があります。また、戸別収集を拡大する場合は、狭あい道路が多い地区や駅近辺・商店街等、それぞれの特性を踏まえた地域別の導入等、様々なパターンを想定しながら、より効率的で区民のニーズに適った方法の考察が必要です。

区民一人ひとりがごみの分別意識をもってごみ減量・資源化に向け取り組んでいけるよう、効果的・効率的な収集方法の具体的な検討をすすめます。

② 家庭ごみの有料化の検討

家庭ごみの有料化は、全国で6割を超える市町村が導入し、東京都多摩地域の市においてはすべての自治体が導入しており、大きなごみの減量効果をあげています。

家庭ごみのさらなる削減を目指すため、家庭ごみの有料化について、他の特別区の動向を踏まえて導入を検討します。

検討に際しては、清掃事業の効率化とサービスの向上を図ることを前提とし、①料金体系や料金水準、手数料徴収方法、手数料の使途と運用などの有料化の仕組み、②住民説明会の開催など、有料化の導入までのプロセスや運用方法、③有料化導入後の評価と見直しなどについて、有料化導入自治体の事例などを考慮したうえで検討を行います。

有料化の導入に向けては、区民の理解を得られるように、有料化によるごみ減

量の効果や徴収した手数料の使途について、十分な説明責任を果たすとともに、積極的な普及啓発に取り組みます。

2-4：事業系ごみの減量

廃棄物処理法では、事業系ごみは排出事業者自らの責任で処理することが定められ、資源化などによりごみの減量に努めることとされています。一方で、事業者がごみの減量や資源化の取組みを行うことは、以下のようなメリットもあります。



地球環境の保全

廃棄物減量等の取組みを進めることにより、資源保全、省エネルギー、汚染物質の削減など、次世代へ良い環境を残すことができます。



コストの削減

事務用品などの無駄を減らし、職場内での体系的な節約を行うことで、廃棄物減量化と経費の節約が図れます。

企業ブランドの向上

地球環境問題に関心が高まっている今、事業所全体で廃棄物減量やリサイクルを推進することは企業のイメージアップにつながります。

※ ISO14001の認証取得や、地域住民とリサイクル活動における交流、協力を行う企業も増えています。

区は事業者の規模や業種に合わせた指導や情報提供などを行い、ごみの減量や資源化に向けた積極的な取組みを促していく必要があります。

(施策一覧)

- ① 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施
- ② 効果的な排出指導体制の構築
- ③ 優良事業者表彰制度の創設
- ④ 事業者のごみ減量の取組みに対する支援 **【重点施策】**
- ⑤ 事業者の排出実態の把握

新規

新規

① 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施

事業者は、廃棄物処理法でその事業活動に伴って発生する廃棄物を自らの責任において適正に処理する責務があることから、事業者の処理責任を明確にし、ごみの減量及び適正処理に向けた助言・指導を行います。

現在、延べ床面積 3,000m²以上の事業用大規模建築物の所有者に対しては、「廃

棄物管理責任者*の選任と届出」と「再利用計画書の作成と提出」を義務付け、廃棄物管理責任者への講習会を行うとともに定期的に立入検査を実施し、ごみの減量や適正処理について助言や指導を行っています。今後は、届出義務のない延べ床面積 3,000㎡未満の事業者に対しても、排出指導基準の見直しを含め、排出状況等の実態を正確に把握できる枠組みを検討し、ごみの減量及び適正処理に向けた助言・指導を強化します。

一方、従業員数が 20 人以下で、ごみの排出が日量 10kg 未満の小規模な排出事業者対策で実施している、事業系有料ごみ処理券の利用による排出については、許可業者による収集への移行も含め、事業系ごみの適正排出についての的確な指導を実施できるように、対象となる事業者の登録制度の導入を引き続き検討します。

事業者への助言・指導にあたっては、東京都などが行っている事業者向けの取組み（3Rアドバイザー事業など）についても周知し、事業者による一層のごみの減量・資源化を促します。

② 効果的な排出指導体制の構築

事業系ごみ・資源の排出状況は、事業者の規模や業種によって多様であり、排出指導に係る法令や通知は多岐にわたります。事業者への指導にあたっては、引き続き清掃分野の職員が担うなど、専門性を有する人員を計画的に配置することで、廃棄物行政に関する知識と経験を蓄積し、より効果的な排出指導を継続的に行える体制を構築します。

③ 優良事業者表彰制度の創設

ごみの減量・資源化について、優良な取組みを行っている事業者に対して表彰を行うなど、事業者のごみの減量・資源化に対する意識向上を図る制度の創設を検討します。特にごみ減量に功績のあった取組みや先進的な取組みは、他の事業者の参考となるように、環境ポータルサイト（ホームページ）等での情報発信や廃棄物管理者講習会で紹介を行うなど、優良な取組みを普及させていくことで、事業系ごみのさらなる減量・資源化を図ります。

④ 事業者のごみ減量の取組みに対する支援 【重点施策】

ごみ減量や資源化は、事業者が取り組まなければならないことであると同時に、業種や規模によっては事業者単体ではなかなか取組みが進められないという場合もあります。

可燃ごみ・生ごみの削減や資源化、プラスチックの排出抑制・資源化への取組みを中心に、区と連携し意欲をもってごみ減量・資源化に取り組もうとする事業者に対し、持続性をもって取組みを進められる支援制度を構築し、事業系ごみの

減量・資源化を推進します。

⑤ 事業者の排出実態の把握

北区ではこれまで、家庭から排出されるごみに対する減量・資源化の取組みを推進するため、家庭ごみを中心としたごみの排出に関する調査を進めてまいりました。一方で、事業者の排出するごみや資源化に対しては、直接指導・助言をする機会のある、延べ床面積 3,000m² 以上の事業用大規模建築物を所有する事業者の実態のみを把握するにとどまっていました。

今後、より一層のごみ減量・資源化を推進するためには、家庭だけでなく、事業者から排出されるごみの減量・資源化についても積極的に取組を進めていく必要があります。その第一歩として、把握できていなかった届出義務のない延べ床面積 3,000m² 未満の事業者や、有料ごみ処理券を利用している小規模な排出事業者を含めた、事業者全体の実態を把握する調査を実施していきます。

コラム 一排出事業者として ～北区役所の取組み～

北区役所では、印刷方法の工夫や、会議等資料の電子化による運営など、ペーパーレス化の推進を図り、紙使用量の削減を進めています。また、「事業系ごみの分別ガイドライン」に基づくごみの分別や削減、廃プラスチックの発生抑制による削減などの省資源活動、食べ残しをしないなど食品ロス対策のほか、グリーン購入に基づく環境に配慮した物品の購入などに取り組んでいます。

また、区立学校の給食で発生する生ごみについては、民間の食品リサイクル事業者に引き渡し、有機肥料や飼料として資源化しています。

基本方針3 安全で安心なごみの適正処理を推進します。

3-1 収集運搬計画

(施策一覧)

- ① 効率的な収集運搬体制の構築
- ② 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施 拡充
- ③ 安全な収集運搬体制の構築
- ④ 事業経費の分析と情報提供の実施
- ⑤ ごみ集積所・資源回収ステーションの安定的な管理 新規
- ⑥ 清掃事業関連施設の再編・有効活用

① 効率的な収集運搬体制の構築

ごみ収集と資源回収（びん・缶・ペットボトル等）事業の一体的な運営により、区民にとって分かりやすく、利便性の高いリサイクル清掃事業を目指します。

また、環境負荷を低減するため、収集運搬車の更新時は、低公害車の導入を推進するとともに、地域の開発計画やごみの減量に応じた定期的な収集ルートの見直しや、効率的な収集のための新たなシステムの導入の検討を行うなど、低炭素社会にも配慮した効率的な収集運搬体制を構築します。

コラム 東京都の取組み（ZEVごみ収集車実装支援事業）

東京都は、エネルギーの安定供給の確保や脱炭素化に向けた取組みとして、都内における水素エネルギーの需要拡大・早期社会実装化を目指しており、業務用車両の水素利用を推進しています。

東京都の支援により、2024（令和6）年3月に、国内自動車メーカーが製造する燃料電池（FC）ごみ収集車の1台目が千代田区に納車され、運用を開始しています。

国産FC小型トラックをベースとしたFCごみ収集車について、試験的に区市町村に一定期間無償貸与し、将来的な導入に向けた車両性能の体感や導入効果の検証等が行われています。

② 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施

ごみの排出が困難な高齢者等が増加し個別のごみ収集に対するニーズも高まっていることから、玄関先まで訪問して収集する「訪問収集」及び安否確認も併せて行う「ふれあい訪問収集」を引き続き実施していきます。また、びん・缶類など、これまで回収対象となっていなかった品目について、対象に追加することを検討します。

さらに、粗大ごみの排出が困難な区民に対しても、事業者・NPO等と連携し、排出者の適切な負担で処理が可能となるように円滑な収集運搬体制の実現を図ります。

③ 安全な収集運搬体制の構築

蛍光灯や水銀体温計などの水銀を含む廃棄物は、不燃ごみの日に正しい方法で排出するよう引き続き区民へ周知していくとともに、水銀が環境中に飛散、流出しないように収集・運搬し、適正に処理を行います。

水銀混入ごみが原因と考えられる清掃工場の停止や、エアゾール缶やコンロ用カセットボンベ、リチウムイオン電池による収集運搬車や廃棄物処理施設の火災事故を防止するため、区民や事業者に対して、正しい排出方法を周知します。

一般家庭から発生する在宅医療廃棄物については、正しい排出方法を周知するとともに、区では収集できない使用済み注射針は、関係機関と連携して、安全な回収ルートによる処理を推進します。また、医療機関に対しても、廃棄物の性状や発生状況等に応じた処理方法について周知することで、医療廃棄物の適正な処理を促進します。

今後、新たに有害性や危険性のある廃棄物が発生した際には、処理技術の進歩や環境負荷等に留意しながら、適切な回収方法や処理方法を検討し、安全な収集運搬事業に取り組んでいきます。

④ 事業経費の分析と情報提供の実施

北区における清掃事業のさらなる効率化を目指すため、廃棄物処理原価*の算定等、清掃関連事業の経費分析の実施と環境ポータルサイト（ホームページ）等による経年実績の公表を引き続き行っていきます。また、清掃事業で要した年間経費や得られた収益などの情報から、部門ごとや種類ごとなどに費用を分析し、現状施策の効率性の検証や今後検討・実施する施策などの判断材料として役立て、効率的・効果的な事業を推進します。

⑤ ごみ集積所・資源回収ステーションの安定的な管理

ごみ集積所や資源回収ステーションについては、排出ルール違反や不法投棄、資源物の持ち去りなど、管理運営上の問題が発生しています。

排出ルール違反については、看板の設置や警告シールの貼付、ふれあい指導等によりきめ細かい指導を行います。また、カラス等によるごみの散乱対策として、防鳥ネットの貸し出しを行うなど、引き続きごみ集積所や資源回収ステーションの改善に努めていきます。

ごみ集積所・資源回収ステーションへの不法投棄については、現在、パトロールや警告書の交付等による対応を行っていますが、不法投棄は、深夜・早朝に発生しやすく、根本的な解決には困難な面があります。引き続き北区だけではなく、東京都や他の特別区、警察とも連携を図り、対策を強化するとともに、他区市町村での効果的な事例を研究し、北区への導入を検討します。

また、資源物の持ち去りについては、2008（平成 20）年 10 月に「東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」の改正を行い、古紙等の資源物の持ち去り行為を禁止し、罰則規定を設けました。引き続き、区民からの持ち去りに関する情報提供をもとに、委託及び職員による持ち去りパトロールを実施し、事業者や他の特別区などの関係機関と情報を共有しながら、連携して持ち去り防止の対策を強化します。

⑥ 清掃事業関連施設の再編・有効活用

2000（平成 12）年の東京都からの清掃事業移管以後に、区が保有する清掃事業関連施設*については、ごみの減量や資源化などの作業計画や委託の進捗状況を見極め、計画的に施設の更新、再編を検討します。検討にあたっては、事業継続を念頭に置き、清掃作業従事者の労働環境に配慮します。北区清掃事務所については、北清掃工場の建替えに対応するため、2023（令和 5）年 1 月から駐車場の一部をごみ中継場所として活用しています。浮間清掃事業所については、粗大ごみの中継施設を整備するとともに、2022（令和 4）年 11 月から粗大ごみの持込事業を開始しています。今後も引き続き、清掃関連施設の有効活用について検討します。

3-2 中間処理計画

(施策一覧)

- ① 安定的な中間処理体制の維持
- ② 北清掃工場の建替期間の対応
- ③ 中間処理運営状況等の情報提供

① 安定的な中間処理体制の維持

清掃一組と連携し、安定的な中間処理体制の推進を図ります。特に清掃工場の点検時等においては、必要に応じて近隣区の清掃工場に搬入先が変更されるため、収集運搬体制に影響がないように清掃一組と連携を密に行い対応します。また、清掃工場が安定して操業するためにも搬入基準を満たさないものや水銀等有害物質、リチウムイオン電池など火災事故の要因となる廃棄物をごみの中に混入しないように、区民、排出事業者、許可業者に広く周知を行います。

② 北清掃工場の建替期間の対応

北清掃工場は、2022（令和4）年度から2029（令和11）年度まで、建替工事が行われています。

北清掃工場の建替え期間中は、可燃ごみの全量を区外の清掃工場に搬入するため、引き続き必要な人員機材を計画的に配置し、区民生活に影響が出ないように収集運搬体制を確保します。

新たな清掃工場については、環境保全の観点から、高度な公害防止設備の導入により排ガスに含まれる環境負荷物質を最小限に抑えることはもとより、循環型社会の形成を推進するため発電効率を高めることが求められます。また、災害時には災害応急対策の活動拠点としての役割を果たすことが期待されることから、震災や風水害に対する強靱性を確保することが重要です。このような清掃工場に求められる機能や役割を踏まえ、引き続き清掃一組との連携を強化していきます。

③ 中間処理運営状況等の情報提供

建替工事後、操業を開始する新たな北清掃工場の運営状況や環境測定などを含め、清掃一組から提供を受けた情報を環境ポータルサイト（ホームページ）や広報紙等により区民へ周知します。また、北区の普及啓発事業や排出事業者を対象とする講習会、建替後の北清掃工場が実施する普及啓発イベントなどの機会をとらえて、北区と清掃一組の協力体制のもと、区民や事業者に向けて、ごみ処理の状況を周知し、開かれた清掃事業を目指します。

3-3 最終処分計画

(施策一覧)

① さらなる最終処分量の削減を目指した協力体制の強化

北区から排出されたごみの最終処分は、清掃一組で中間処理した後、特別区及び清掃一組が東京都に委託して東京港にある最終処分場で埋立処分を行っています。

東京港内に新たな処分場を確保することは、河川等への影響や船舶航路の点からも極めて困難な状況となっています。限りある最終処分場を延命化し、将来に引き継ぐため、最終処分場の現状を区民に周知し、さらなるごみの減量と資源化を促すとともに、今後も特別区や清掃一組と協力・連携し、埋立処分量のさらなる削減を目指します。

3-4 災害廃棄物の処理

(施策一覧)

① 災害廃棄物への対応

日常生活から発生する家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、生活排水と併せて、大規模自然災害で発生する膨大な量の災害廃棄物を円滑に処理できる体制を平時から築いておくことが重要です。北区では、2019（平成31）年3月に主に地震災害を対象とした「北区災害廃棄物処理計画」を策定し、2024（令和6）年3月には風水害も対象に加えての改定を実施しました。

北区は災害廃棄物の収集・運搬を行い、中間処理は清掃一組が管理するごみ処理施設や民間の処理施設で行います。最終処分は東京都の処分場のほか、一般廃棄物の受け入れが可能な産業廃棄物処分場で行うことを想定しており、特別区、清掃一組、東京都で連携して処理を行います。また、特別区で共同処理しきれない場合は、都を窓口として、他府県での広域処理を実施します。

災害廃棄物対策をより実効性のあるものにするため、災害廃棄物処理実施マニュアルの更新、職員への教育・訓練の継続的な実施、関係機関との連携強化、災害が発生した場合を踏まえた区民等への周知を実施します。また、適宜、計画の見直しを検討します。

（４）具体的施策の取組みの方向性

具体的施策のうち、拡充及び新規の施策を中心に、それぞれの取組みの方向性を示します。なお、各具体的施策の前の番号は、基本方針－（施策の方向性）－具体的施策の番号と連動しています。

基本方針１：区民・事業者・区の協働による３Ｒを推進します

１－① 区民主体の集団回収への支援事業の拡充

集団回収に対する支援事業を拡充し、区民が安心して集団回収の活動を継続できる環境を整えます。

取組み概要	前期（令和７～１１年度）	後期（令和１２～１６年度）
認定事業者数の増	推進	推進
認定事業者への支援	推進	推進

１－② 区民へのきめ細かい情報提供・情報の「見える化」の実施

環境ポータルサイト（ホームページ）や広報紙のほか、各種ＳＮＳなどを活用した多様な広報媒体によるきめ細かい情報提供と、ごみやリサイクルの情報を「見える化」し、正しく、より分かりやすく伝える工夫をします。

取組み概要	前期（令和７～１１年度）	後期（令和１２～１６年度）
多様な広報媒体を利用した情報発信と情報の見える化	推進	推進

基本方針２：さらなるごみの減量化と資源の有効利用を推進します

２－１－① 生ごみの減量の推進

日常的に生ごみの減量に取り組めるよう、区民への周知啓発を一層推進します。

取組み概要	前期（令和７～１１年度）	後期（令和１２～１６年度）
生ごみの減量	推進	推進

２－１－② 雑がみの資源化の充実

分別の徹底など啓発活動を充実させ、雑がみの資源化に取り組むきっかけを提供します。

取組み概要	前期（令和７～１１年度）	後期（令和１２～１６年度）
雑がみの資源化	推進	推進

2-1-③ 不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進

不燃ごみ・粗大ごみの資源化を継続するとともに、さらなる資源化を推進します。

取組み概要	前期（令和 7～11 年度）	後期（令和 12～16 年度）
不燃ごみの資源化	推進	推進
粗大ごみの資源化	推進	推進

2-1-④ プラスチックの資源循環の促進

使い捨てプラスチックの発生抑制・排出抑制を促進します。また、プラスチックの分別回収の周知徹底や指導により、資源化を一層進めていきます。

取組み概要	前期（令和 7～11 年度）	後期（令和 12～16 年度）
使い捨てプラスチックの発生抑制・排出抑制	検討・推進	推進
プラスチックの分別の周知徹底	推進	推進

2-1-⑤ 民間事業者との連携による 3R の推進

民間事業者と連携して区民の 3R を推進し、ごみから資源への転換を図ります。

取組み概要	前期（令和 7～11 年度）	後期（令和 12～16 年度）
拠点回収品目等の見直し	検討・推進	推進
民間事業者の取組みの周知	推進	推進

【2-2 食品ロスの削減の推進（食品ロス削減推進計画）】

食品ロスの削減に取り組めるよう、区民への周知啓発や事業者への支援、働きかけを行います。

2-2-① 教育及び学習の振興、普及活動

取組み概要	前期（令和 7～11 年度）	後期（令和 12～16 年度）
効果的な普及啓発の実施	推進	推進
消費者教育等を通じた取組みの推進	推進	推進
食育に関する取組みとの連携	推進	推進
学校教育等を通じた取組みの推進	推進	推進

2-2-② 食品関連事業者等の取組みに対する支援

取組み概要	前期（令和 7～11 年度）	後期（令和 12～16 年度）
飲食店等への普及啓発の実施	推進	推進
協力店制度の導入や民間事業者による取組みの推進	検討・推進	推進

2-2-⑤ 未利用食品等を提供するための活動の支援

取組み概要	前期（令和7～11年度）	後期（令和12～16年度）
効果的な普及啓発の実施	推進	推進

2-3-① 戸別収集の地域拡大の検討

ごみ集積所等の管理を含めたごみ収集に関する区民ニーズを把握し、効果等を十分に検証するなど、効果的・効率的な収集方法の具体的な検討を進めます。

取組み概要	前期（令和7～11年度）	後期（令和12～16年度）
戸別収集の地域拡大の検討	調査・検討	調査・検討

2-3-② 家庭ごみの有料化の検討

ごみの減量に有効な施策である家庭ごみの有料化について、区民がより納得できる仕組みを検討します。

取組み概要	前期（令和7～11年度）	後期（令和12～16年度）
家庭ごみの有料化の検討	調査・検討	調査・検討

2-4-① 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施

事業者の実態を正確に把握し、効果的な排出指導を継続するとともに、区、事業者が取り組みやすい環境を整備します。

取組み概要	前期（令和7～11年度）	後期（令和12～16年度）
延べ床面積3,000㎡未満の事業者の実態把握と排出指導の強化	検討・推進	推進
小規模事業者の実態把握と排出指導の強化	検討・推進	推進

2-4-③ 優良事業者表彰制度の創設

ごみの減量化に向けた事業者の活動を表彰するための表彰制度を創設します。

取組み概要	前期（令和7～11年度）	後期（令和12～16年度）
優良事業者表彰制度の創設	検討・推進	推進

2-4-④ 事業者のごみ減量の取組みに対する支援

可燃ごみ・生ごみ・プラスチックを中心としてごみの減量や資源化に取り組もうとする事業者に対し、支援を実施します。

取組み概要	前期（令和7～11年度）	後期（令和12～16年度）
ごみ減量・資源化の取組みに対する支援制度の構築	検討・推進	推進

2-4-⑤ 事業者の排出実態の把握

中小規模の事業者を中心とした事業系ごみの排出や資源化の状況を把握するための調査を実施します。

取組み概要	前期（令和7～11年度）	後期（令和12～16年度）
延べ床面積3,000㎡未満の事業者及び小規模事業者に対する調査の実施	検討・推進	推進

基本方針3：安全で安心なごみの適正処理を推進します

3-1-② 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施

ごみ出しが困難な世帯に対して実施している訪問収集やふれあい訪問収集について、回収品目を追加するなど制度の拡充を図ります。

取組み概要	前期（令和7～11年度）	後期（令和12～16年度）
訪問収集・ふれあい訪問収集の拡充	検討・推進	推進

3-1-⑤ ごみ集積所・資源回収ステーションの安定的な管理

排出ルール違反や不法投棄、資源物の持ち去りに対して、様々な対応・対策を講じ、ごみ集積所・資源回収ステーションの安定的な管理を支えます。

取組み概要	前期（令和7～11年度）	後期（令和12～16年度）
安定的な管理のための対策強化	推進	推進

3-1-⑥ 清掃事業関連施設の再編・有効活用

清掃事業関連施設の再編や有効活用について検討します。

取組み概要	前期（令和7～11年度）	後期（令和12～16年度）
施設の再編及び有効活用	検討	推進

4 計画の進行管理

(1) 推進体制（各主体の役割）

資源循環型社会を実現するためには、区、区民、事業者などが、ごみの減量化・資源化におけるそれぞれの役割を認識するとともに、協働による取組みを進める体制を構築する必要があります。

区の役割

区は、区民に対して3Rについての周知を広く行い、ライフスタイルの転換を働きかけるとともに、国や東京都と連携し、事業者に対しても拡大生産者責任に対する取組み（リサイクルしやすい製品の生産・販売、再生資源の使用割合の増加等）を強く求めていくなど、循環型社会の形成に向けたコーディネーターとしての役割が求められています。

また、本計画を総合的・計画的に推進するため、施策・事業に取り組むとともに、進捗状況や目標の達成状況を把握し、点検・評価を行います。

区民の役割

ごみの排出者として、一人ひとりが「我が事」として取り組む必要があります。ごみの発生抑制に配慮した消費行動（買いすぎない、使い捨て商品を購入しない、簡易包装の商品を選択する、修理して長く使用するなど）やごみの排出の際も、分別排出やリサイクルの実践に努める必要があります。

事業者の役割

ごみの発生抑制や循環的利用を推進するための自主的・積極的な取組みに努める必要があります。

さらに、製品を製造・販売する事業者が、拡大生産者責任に基づく取組みを進めることは、区民の主体的な取組みの促進につながります。

(2) 進捗管理

一般廃棄物処理基本計画をより効果的に実行するため、ごみの排出量の推移をはじめ、目標達成状況やごみの減量施策の取組みなどを東京都北区資源循環推進審議会に報告し、継続的に本計画の点検・評価を行い、見直しを行います。

また、社会情勢等の変化により、必要に応じて計画の見直しも検討します。

東京都北区資源循環推進審議会は、計画の進捗状況等を点検・評価するとともに、必要に応じて意見や提言を行います。

なお、ごみ量の推移やリサイクルの実態、東京都北区資源循環推進審議会での審議内容、計画の進捗状況等については、環境ポータルサイト（ホームページ）等において定期的に公開し、区民や事業者への意識啓発を行うことで、ごみ排出量の削減や資源の有効利用等を促進します。

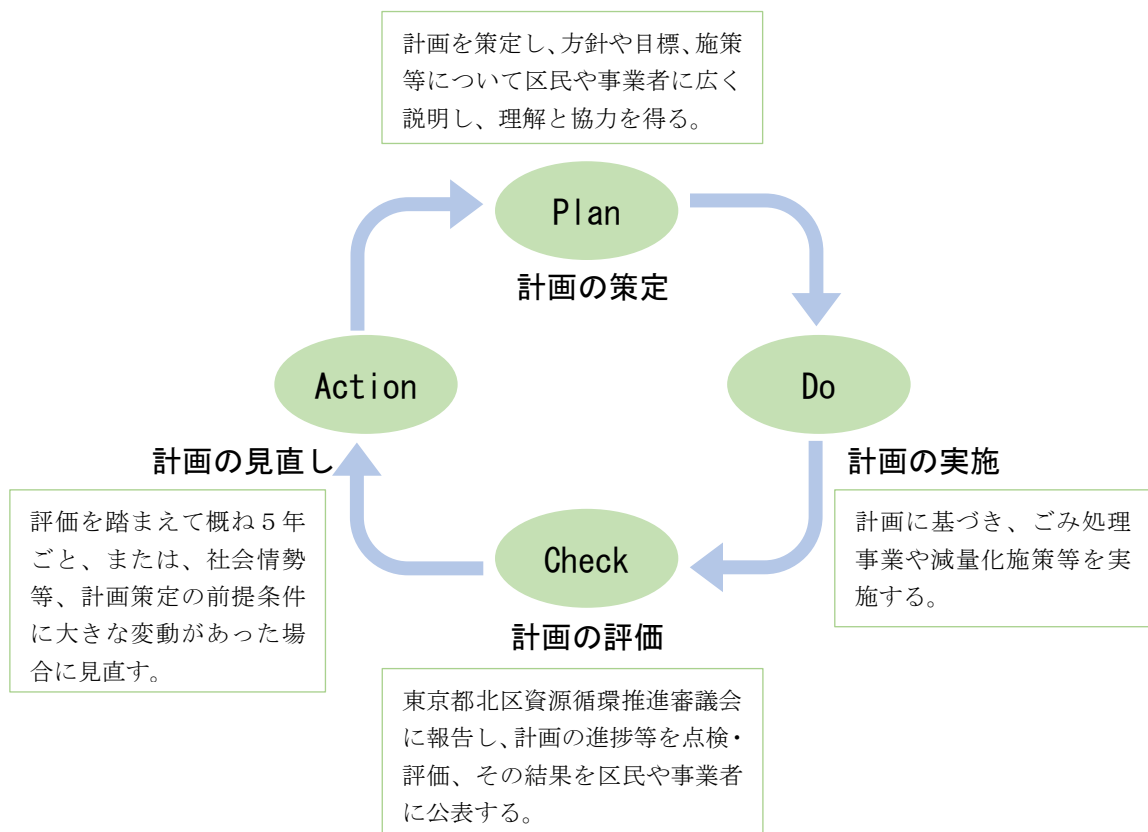


図 2-11 PDCAサイクル

第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状
2. 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状

(1) し尿・汚泥処理状況

し尿・汚泥の処理フローを図3-1に示します。北区における下水道普及率は100%であり、し尿を含む生活排水は、公共下水道で処理しています。しかし、一部の一般家庭に下水道に接続していないくみ取り便所が存在しており（2023（令和5）年度現在：7戸）、収集運搬は、効率的な運営のため、板橋区に委託しています。収集したし尿は、清掃一組が管理する品川清掃作業所（下水道投入施設）において、適正処理され、下水道に投入されています。

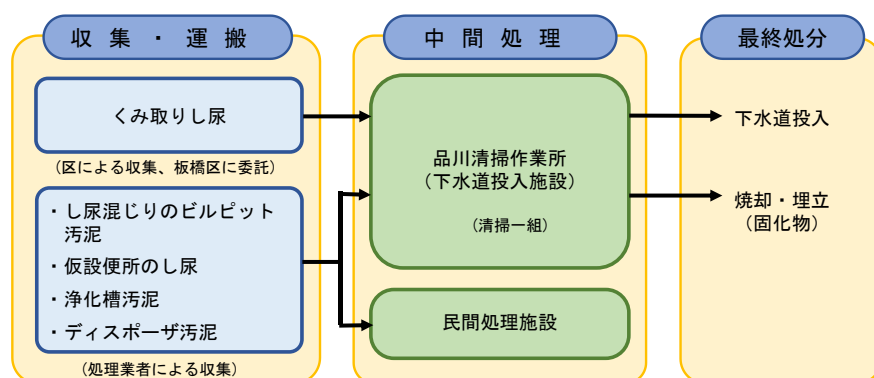
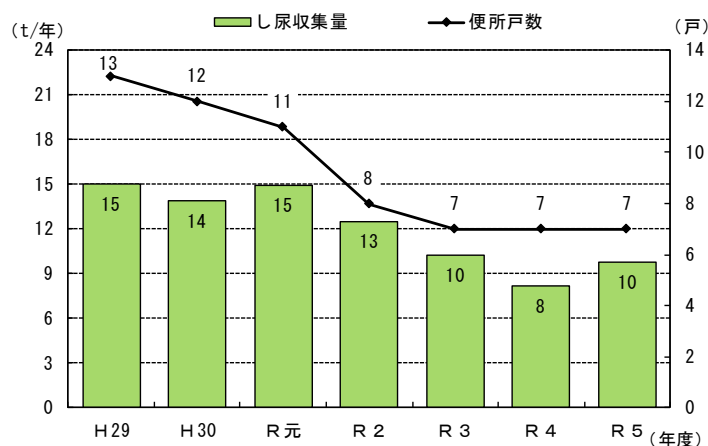


図3-1 し尿・汚泥の処理フロー

(2) し尿収集量の推移

北区におけるし尿の収集量の推移を図3-2に示します。くみ取り便所戸数の減少に伴い、し尿の収集量は減少傾向にあります。



注) 1. 出典：清掃事業年報（東京二十三区清掃一部事務組合）
2. 北区の収集量は、便所戸数の按分率により算出した推計値

図3-2 し尿収集量（推計値）の推移（北区分）

2 生活排水処理基本計画

(1) 計画期間

計画期間は、2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間とし、おおむね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変化があった場合には見直しを行うこととします。

(2) 基本方針

下水道法（昭和33年法律第79号）には水洗便所への改造義務が規定されているほか、土地の所有者等に下水道に流入させるための排水設備の設置が義務付けられています。北区では下水道整備が完了しているため、北区内の「し尿を含む生活排水」は、全て下水道処理することを目標とします。

残存する家庭からのくみ取りし尿や浄化槽汚泥は、引き続き区（くみ取りし尿）や許可業者（浄化槽汚泥）による収集・処理を行います。同時に、戸数、立地状況、未改善の理由等の把握に努め、下水道によって処理するよう働きかけます。

また、残存する浄化槽については、定期的な保守点検・清掃・定期検査を徹底するよう指導を行います。

一方、事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、仮設便所のし尿等は、事業者処理責任に基づき、一般廃棄物処理業の許可業者に委託するなど、適正な処理を行うように排出事業者に周知します。

(3) 収集運搬及び処理・処分計画

表3-1に示した、現在の収集運搬及び処理・処分体制を今後も引き続き実施します。また、一般廃棄物を収集運搬する許可業者に対しても、引き続き適正な収集運搬が行われるよう、指導を徹底します。

表3-1 し尿・汚泥の収集運搬及び処理・処分の主体

区 分		収集運搬の主体		処理・処分の主体	
家庭	し尿	北区	無料	東京二十三区清掃一部事務組合	無料
	浄化槽汚泥 ^{※1}	一般廃棄物 収集運搬業者	有料		
事業系	し尿			一般廃棄物処分業者	有料
	し尿混じりの ビルピット汚泥 ^{※2}			東京二十三区清掃一部事務組合	無料

注) 1. 東京都下水道局に届出済みのディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥を含む。

2. 専ら居住用の建築物から排出されたものとして清掃事務所長が認めたものは、清掃一組で無料で受け入れている。

資料編

目 次

資料1 北区の概況	- 1 -
1 人口及び世帯数の推移（再掲）	- 1 -
2 年齢別人口の分布	- 2 -
3 土地利用面積	- 3 -
4 清掃関連施設の位置	- 5 -
資料2 関連計画等	- 6 -
1 循環型社会の形成の推進のための法体系	- 6 -
2 第五次循環型社会形成推進基本計画（2024（令和6）年8月）	- 7 -
3 東京都資源循環・廃棄物処理計画（2021（令和3）年9月）	- 8 -
4 東京都北区資源循環推進審議会（答申）（2024（令和6）年3月）	- 9 -
資料3 ごみ処理の現状	- 18 -
1 ごみ処理事業の沿革	- 18 -
2 収集運搬の現状（ごみ処理手数料の改定）	- 20 -
3 中間処理及び最終処分	- 23 -
4 ごみ処理経費	- 23 -
資料4 ごみ処理の実績	- 24 -
1 ごみ量及びリサイクル率の推移	- 24 -
2 全国及び特別区とのごみ量及び資源化量の推移の比較	- 25 -
3 ごみ組成の推移	- 27 -
4 家庭ごみのごみ排出原単位調査（2023（令和5）年度実施）	- 28 -
資料5 人口及び世帯数の将来推計	- 32 -
資料6 ごみ量等の将来推計	- 33 -
1 現状施策のまま推移した場合のごみ総排出量及びごみ排出量の将来推計	- 33 -
2 ごみの減量・資源化目標達成に向けたごみ量の推移	- 37 -
資料7 生活排水処理基本計画	- 39 -
1 し尿及び汚泥量の実績	- 39 -
■ 用語の解説（用語の定義含む）	- 40 -

資料 1 北区の概況

1 人口及び世帯数の推移（再掲）

北区における過去 10 年間の人口及び世帯数の推移を表 S 1-1 及び図 S 1-1 に示す。

北区の総人口は約 33～35 万人で推移している。また、外国人人口は近年急増しており、2023（令和 5）年度には 7.4%を占めている。

表 S1-1 人口及び世帯数の推移

単位：人

	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
日本人人口	322,015	323,352	325,546	327,249	328,986	330,563	331,714	330,109	329,973	330,779
外国人人口	15,517	17,207	19,002	20,659	22,160	23,176	21,852	21,435	23,838	26,551
北区総人口	337,532	340,559	344,548	347,908	351,146	353,739	353,566	351,544	353,811	357,330
世帯数（世帯）	182,736	185,931	189,678	193,183	196,089	198,575	199,073	199,081	202,485	206,560

注）各年度10月1日現在（出典：住民基本台帳）

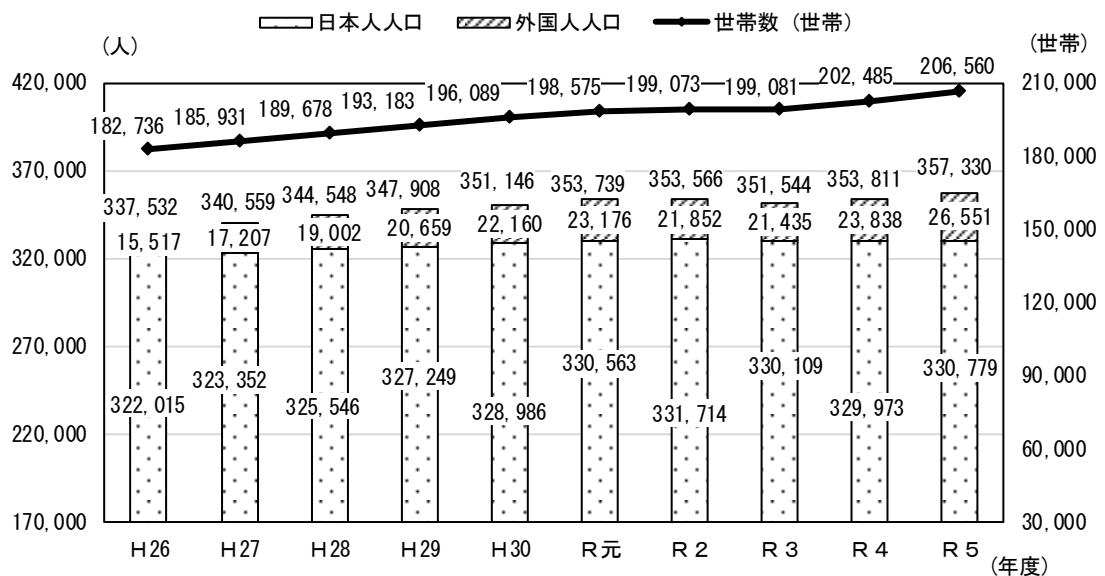
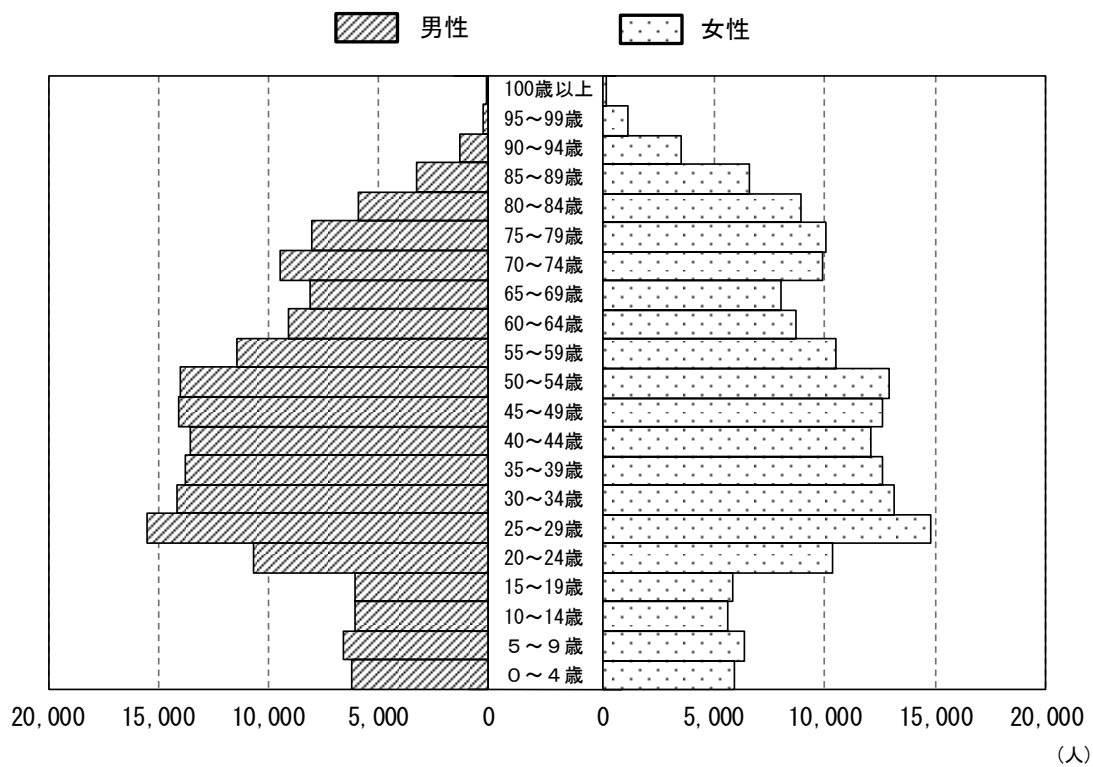


図 S1-1 人口及び世帯数の推移

2 年齢別人口の分布

北区における、2024（令和6）年1月1日現在の年齢別人口の分布を図S1-2に示す。



出典：住民基本台帳（令和6年1月1日現在）

図 S1-2 年齢別人口の分布

3 土地利用面積

北区の土地利用面積の推移を表 S 1-2 に、2023（令和 5）年の内訳を図 S 1-3 に示す。また、用途地域状況を表 S 1-3 及び図 S 1-4 に示す。

表 S1-2 土地利用面積の推移

単位：㎡

区分	年	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
行政区域面積		20,610,000	20,610,000	20,610,000	20,610,000	20,610,000	20,610,000
固定資産税課税対象面積		10,475,500	10,467,000	10,463,700	10,452,400	10,451,400	10,451,200
宅地	商業地区	203,000	203,200	203,700	202,600	201,900	202,300
	工業地区	594,100	593,600	614,500	524,600	524,700	519,200
	住宅地区	8,767,200	8,759,100	8,734,800	8,815,600	8,815,300	8,808,100
	小計	9,564,300	9,555,900	9,553,000	9,542,800	9,541,900	9,529,600
田畑等		10,000	10,000	10,000	10,000	10,300	10,400
雑種地		895,500	895,300	894,900	893,700	893,500	906,000
免税点未満		5,700	5,800	5,800	5,900	5,700	5,200
固定資産税課税対象外面積		10,134,500	10,143,000	10,146,300	10,157,600	10,158,600	10,158,800
課税対象面積比率（％）		50.8	50.8	50.8	50.7	50.7	50.7
課税対象外面積比率（％）		49.2	49.2	49.2	49.3	49.3	49.3

出典：北区行政資料集

資料：（公財）特別区協議会「第 43 回 特別区の統計」（令和 5 年版）

注）１．各年 1 月 1 日現在。行政区域面積のみ各年 10 月 1 日現在

２．田畑等には山林、原野、池沼を含む。

３．雑種地とは野球場、テニスコート、運動場、高圧鉄塔敷地等をいう。

４．免税点未満とは課税標準となるべき額が 30 万円に満たないものである。

５．数字の単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳の計の数字が一致しない場合がある。

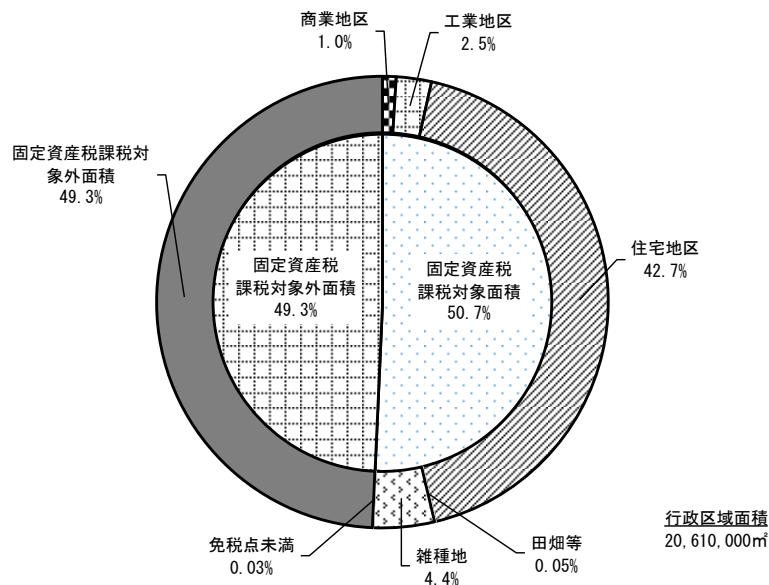


図 S1-3 土地利用面積の内訳（2023（令和 5）年）

表 S1-3 用途地域状況

単位：ha

種 類	面 積	割 合
第二種低層住居専用地域	21.6	1.2%
第一種中高層住居専用地域	495.2	27.0%
第二種中高層住居専用地域	2.4	0.1%
第一種住居地域	428.8	23.4%
第二種住居地域	42.9	2.3%
近隣商業地域	243.7	13.3%
商業地域	172.2	9.4%
準工業地域	333.0	18.1%
工業地域	96.2	5.2%
市街化区域 合計	1,836.0	100.0%

出典：北区行政資料集

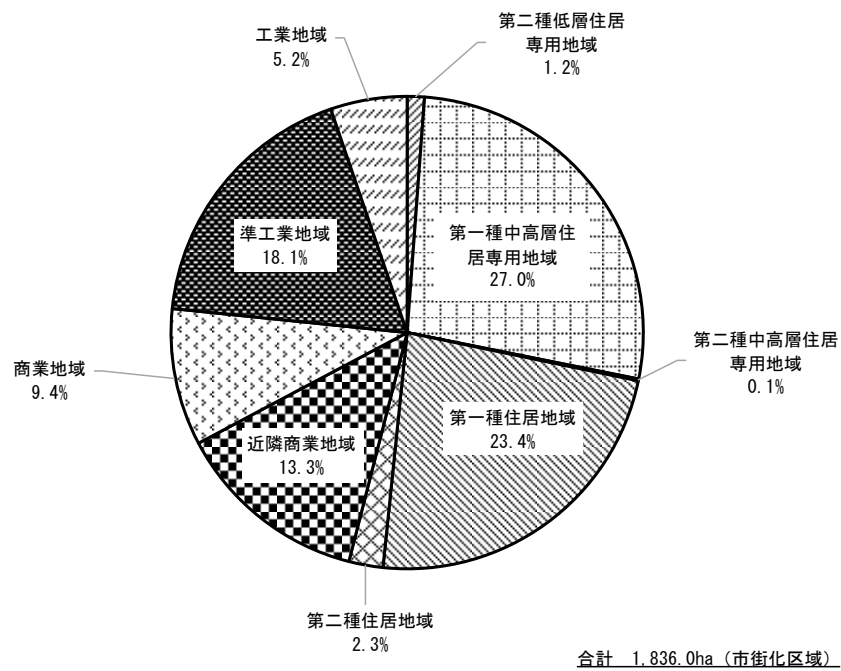
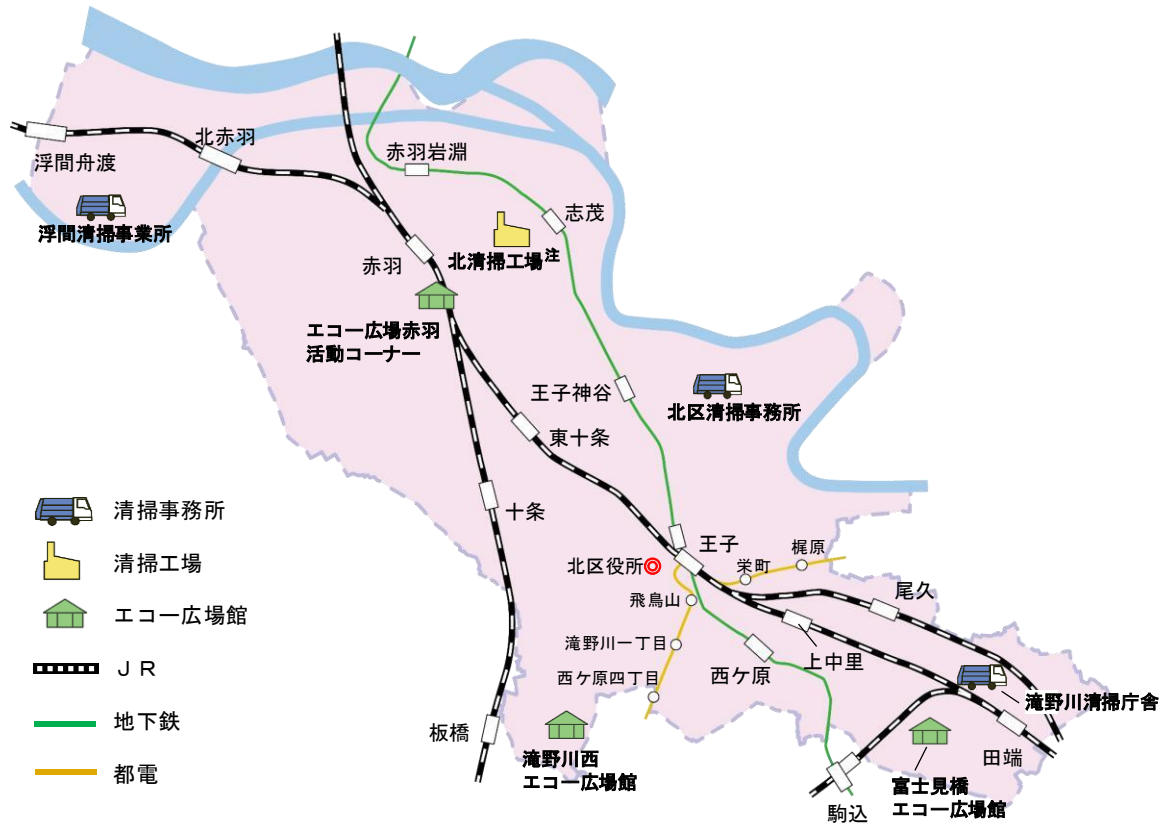


図 S1-4 用途地域状況

4 清掃関連施設の位置

区内の清掃関連施設の位置を図 S 1-5 に示す。



注) 北清掃工場は 2029 (令和 11) 年度まで建替工事中

図 S1-5 清掃関連施設の位置

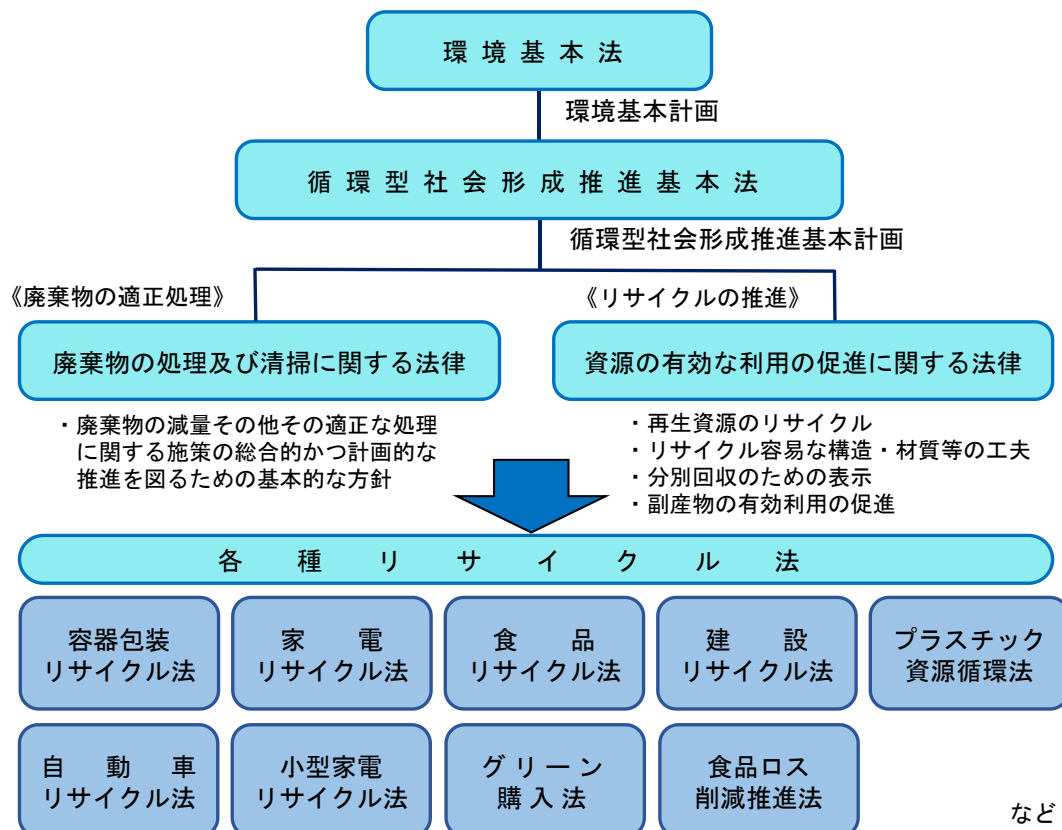
1 循環型社会の形成の推進のための法体系

1993（平成5）年に制定された「環境基本法」では、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等を基本理念とし、環境の保全に関して、国、地方公共団体、事業者、国民の各主体が果たすべき責務について定められた。しかし、廃棄物の発生量が高水準で推移していること、一層のリサイクル推進の必要性、廃棄物処理施設の立地の困難性などが大きな課題となっていた。そこで、2000（平成12）年には、「循環型社会」を形成する枠組となる法律として制定された。

循環型社会を形成するため、廃棄物の適正処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、再生利用の推進については「資源の有効な利用の促進に関する法律」、個別の品目に対応するために「各種リサイクル法」、国が率先して再生品などを調達する「グリーン購入法」が整備されている。

2019（令和元）年10月には、国際的にも大きな問題となっている食品ロスに対応するため、「食品ロス削減推進法」が施行された。

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、2022（令和4）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されている。



2 第五次循環型社会形成推進基本計画（2024（令和6）年8月）

我が国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）に基づき「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を推進してきた。第五次循環型社会形成推進基本計画においては、第六次環境基本計画とも整合を取りながら、計画に基づく施策の推進により、環境保全を前提とした循環型社会の形成とこれを通じた持続可能な社会の実現を目指している。循環型社会の形成に向けては、鍵となる、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進していく必要がある。

この計画では、重点分野として5つの柱を掲げている。

5つの柱（重点分野）

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

国の取組みのポイント

地方創生・質の高い暮らし

◆地域経済の活性化・魅力ある地域づくりライフスタイル転換

産業競争力強化・経済安全保障

- ◆ライフサイクル全体での徹底的な資源循環・再生材の利用拡大
- ◆国際的な資源循環体制を構築することで資源制約を克服

カーボンニュートラル／ネイチャーポジティブ

- ◆製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの低減に貢献
- ◆天然資源消費量を抑制し地球規模の環境負荷低減

3 東京都資源循環・廃棄物処理計画（2021（令和3）年9月）

東京都では、2002（平成14）年1月に、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた計画として「東京都廃棄物処理計画」を策定し、社会情勢に応じて改定を行ってきた。

2021（令和3）年9月には新たな「東京都資源循環・廃棄物処理計画」として改定を行い、大きな社会変革の時期においても、廃棄物処理・リサイクルシステムのより一層の発展を図るため、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」及び「社会的課題への果敢なチャレンジ」の三本の柱を掲げている。計画期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間としており、2050（令和32）年を見据え、2030（令和12）年度のビジョンを示している。

計画目標

◆資源ロスの削減

- ①一般廃棄物排出量 440万トン（2025（令和7）年度） 410万トン（2030（令和12）年度）
- ②プラスチック焼却削減量（2017（平成29）年度比） 40%（2030（令和12）年度）
- ③食品ロス削減量 38万トン（2030（令和12）年度）

◆循環の利用の推進と最終処分量の削減

- ④一般廃棄物再生利用率 31%（2025（令和7）年度） 37%（2030（令和12）年度）
- ⑤最終処分量 82万トン（2025（令和7）年度） 77万トン（2030（令和12）年度）

◆災害廃棄物の処理体制の構築

- ⑥区市町村災害廃棄物処理計画策定率 100%（2025（令和7）年度）

*プラスチック焼却削減量及び食品ロス削減量については、2025（令和7）年度の目標を設定しないが、2030（令和12）年度の目標達成に向けた確認を適宜行う。

主な施策

施策1 資源ロスの更なる削減

- 1 資源ロス削減の促進
 - ・プラスチック及び食品ロスに係る施策の推進＜重点＞ など

施策4 健全で信頼される静脈ビジネスの発展

- 1 静脈ビジネスの活性化
 - ・環境対策と経済の両立＜重点＞ など

施策2 廃棄物の循環利用の更なる促進

- 1 廃棄物の循環利用の更なる促進
 - ・家庭系プラスチックごみの循環利用促進＜重点＞
 - ・事業者による循環利用促進＜重点＞
- 2 資源ライフサイクルにおける環境負荷、その社会への影響などの反映 など

施策5 社会的課題への的確な対応

- 1 新型コロナウイルス感染症等への対応
 - ・リサイクル事業者や廃棄物処理業者が各々取り組むべき対策の推進＜新規＞
 - ・3Rシステムのレジリエンス向上＜新規＞
- 2 首都直下地震などの災害への対応力強化
 - ・災害時の機動力の向上＜重点＞
- 3 広域連携の推進
- 4 ゼロエミッションの観点から進めるべき方策
 - ・施設等の脱炭素に向けた取組＜新規＞ など

施策3 廃棄物処理システムの強化

- 1 超高齢社会の到来や人口の減少等に伴う社会構造の変化への対応
 - ・事務処理に係る業務等の効率化＜新規＞
 - ・社会構造の変化に柔軟に対応できるような処理体制の構築＜新規・重点＞
- 2 廃棄物処理システムの強靱化及び高度化
 - ・一般廃棄物処理の広域化・施設の集約化＜新規＞
 - ・廃棄物の処理の新たな仕組みの構築＜新規・重点＞ など

4 東京都北区資源循環推進審議会（答申）（2024（令和6）年3月）

（1） 北区のごみとリサイクルの現状

1）「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」の目標

北区は、2020（令和2）年3月に「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」を策定し、「～未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり～」の基本理念のもと、目標値を設定している。

指標1：区民1人1日あたりのごみ総排出量※¹

3Rの中でも優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の進捗状況を評価するため、2Rによる資源排出量の減量が反映される指標として、区民1人1日あたりのごみ総排出量を目標値として2020（令和2）年度から設定している。

指標2：区民1人1日あたりのごみ排出量※²

リサイクルを含めた3Rの進捗状況を評価するため、区民1人1日あたりのごみ排出量を目標値として設定している。

目 標 の 指 標		数 値 目 標		
指標1	区民1人1日あたりのごみ総排出量	104g 減量 804g/人日 (H30実績)	(2018(平成30)年度比) →733g/人日 (R6)	→700g/人日 (R11)
指標2	区民1人1日あたりのごみ排出量	97g 減量 660g/人日 (H30実績)	(2018(平成30)年度比) →592g/人日 (R6)	→563g/人日 (R11)

※1 ごみ総排出量は、ごみ排出量に集団回収や区が収集する資源を加えた量。

※2 ごみ排出量は、家庭ごみの可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみと、事業系ごみの可燃ごみ、不燃ごみ、持込ごみの合計量。集団回収や資源を含まない。

2) 目標達成状況と今後の課題

指標 1 については、2022（令和 4）年度の区民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量が、753g/人日となっており、2018（平成 30）年度からの 4 年間で 51g 減少し、同年度目標値の 751g/人日は達成できなかったが一定の成果が確認できる。これについては、新型コロナウイルス感染症による生活や事業活動への影響が落ち着きつつあり、ごみ量の面では可燃ごみの減量が進んだこと等も一因と考えられる。

指標 2 については、2022（令和 4）年度の区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量が、同年度における目標値 608g/人日より 1 g/人日少ない 607g/人日となっている。年度別の目標値は達成したものの、2029（令和 11）年度における目標値 563g と比較すると 44g 多くなっており、目標達成に向けて更なるごみ減量への取組みが必要である。

北区では、これまでも区民と区が協働し、古紙、びん・缶・ペットボトルの回収や、紙パック、廃食油、古布等の拠点回収といったリサイクル活動、不燃ごみや粗大ごみに含まれる金属等の資源化などに積極的に取り組んできた。近年、SDGs の浸透とともに、リサイクルの更なる推進に区民の関心も高まっている。北区は、2021（令和 3）年 6 月に「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、脱炭素社会への移行に向け「今、自分たちにできること」のひとつとして、プラスチック*の分別回収を、2022（令和 4）年 10 月に滝野川地区、2023（令和 5）年 4 月には王子・赤羽地区を含めた区内全域で開始した。また、2021（令和 3）年 10 月に「北区食品ロス*削減推進計画」を策定し、「2026（令和 8）年度 区民 1 人 1 日あたり食品ロス量 15.4g」を目標に、様々な取組みを行っている。

新たな社会的課題・要請に対して、積極的な取組みを継続するとともに、今後しばらくは人口の増加が予測される中、北区へ転入してきた新たな区民や、外国人区民に対しても 3R の周知啓発を行い、地域住民と区が一丸となった資源化への取組みが求められる。

なお、北清掃工場の建替工事のため、2029（令和 11）年度までは、区民生活への影響を最小限に抑えるための収集運搬体制を維持する必要がある中で、ごみの減量や資源化への取組みを進める必要がある。

3) 本審議会で検討した事項

本審議会は、2022（令和 4）年 5 月 12 日に北区長から、一般廃棄物の減量と適正な処理につき、「持続可能な循環型社会の形成に向けた、今後のごみ減量の推進について」諮問を受け、「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」で示された「ごみの減量化に向けて取り組む重点事業」について検討した。

(2) ごみ減量の具体策の検討

1) 区民主体の集団回収への支援事業の拡充

集団回収は、リサイクルの推進と地域のきずなの強化につながる活動であり、引き続き、団体が安定して活動を継続できる環境を整えることを要望する。

○活動団体を運営面から支えている集団回収事業者認定制度の更なる拡充を図ること。

○事業者が市況変動に左右されず、集団回収活動を継続できるよう事業者支援を強化すること。

○区から積極的に情報発信を行い、活動団体の増加と担い手の発掘に努めていくこと。

2) 区民へのきめ細かい情報提供の実施

ごみの減量化・資源化を更に進めていくためには、区民に気付いてもらい、理解を得られるような周知啓発が重要である。また、区のごみやリサイクルに関する現状等を「見える化」し、正しく、より分かりやすく伝えることも必要である。

環境教育等の既存の周知啓発を継続しつつ、幅広い層の区民が情報を得やすい場所や機会を想定する等、新しい視点で情報発信に取り組む必要がある。さらに、リサイクルの活動拠点であるエコ広場館との連携を強化し、周知啓発や情報発信に取り組んでいただきたい。

○若い世代、外国人区民にも知ってもらえるよう、チャットボットやSNS等ICT（情報通信技術）の活用を図ること。

○北区ニュースや配布チラシ、冊子、ホームページ（動画を含む）等、訴求力のある既存の媒体についても引き続き積極的に活用し、情報が幅広い層に届くよう周知をすること。

○キャラクターや漫画を活用した新しい周知啓発事業を実施すること。

○区の関係部署が連携し、効果的な環境学習等の充実を図ること。

3) 生ごみの減量と食品ロスの削減の推進

区民一人ひとりや事業者が、日常的に生ごみの減量や食品ロス削減に取り組めるような支援や周知啓発を求める。

事業者の取組みに対して、協力店等の登録制度、表彰等の支援を要望する。

○食品ロス削減協力店等の登録制度の導入を検討し、導入の際は区のホームページに公表する等、PRを行うこと。

○賞味期限、消費期限が示す意味、冷蔵庫の管理等、無駄な廃棄をなくすための周知啓発を行うこと。

○区民の利便性を確保した、フードドライブの取組みを継続すること。

○家庭の生ごみを減量・自宅で自家処理する取組み区民の支援を継続すること。

4) 雑がみの資源化の充実

雑がみをごみとして排出している区民・事業者に対して、「雑がみ」が資源であることを知ってもらうことは取組みの第一歩であり、区として周知啓発だけでなく、雑がみを資源に分別するきっかけの提供に取り組むことを求める。

○「雑がみ」はリサイクルできる資源であるということを、引き続き区民・事業者へ周知徹底し、分別意識を高める啓発活動を推進すること。

○雑がみ袋について、イベント等での配布に加え、定期的に全戸配布をする等、雑がみの分別に取り組むきっかけを提供すること。

○古紙を排出する事業者へ雑がみ回収の仕組みを周知し、排出指導を行うこと。

5) 不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進

今後も資源化への取組みを進めることを要望する。

○資源化の推進には、不適正排出物（ライターやリチウムイオンバッテリー等）の混入の防止等、区民の排出時のひと手間の協力が必要不可欠であることを周知すること。

○不燃ごみは、引き続き、金属資源（小型家電を含む）とその他不燃（ガラス・陶器等）を別袋で回収すること。

○使用済み小型家電はレアメタル*や金を含んだ貴重な資源であるという啓発を推進すること。

○家電量販店での自主回収等、民間が実施しているリユース・リサイクルの取組みを積極的に活用するよう周知すること。

○全国的な組織を通じて、より資源化しやすい製品づくり等を生産者側に働きかけていくこと。

6) プラスチックごみの減量

何事もはじめが肝要であるため、開始したばかりのプラスチックの分別回収の周知や指導を徹底し、資源化を着実に進めていくことを求める。また、社会情勢等も踏まえ、今後定期的に環境面・経費面等、様々な観点で効果を検証していくことを要望する。

○プラスチックのリサイクルは、「プラスチック製容器包装」や「製品プラスチック」等、区民にとって分かりにくいいため、区民が分かりやすいようにホームページ等で周知し、分別対象物や排出方法等について理解を深められるよう、継続的に丁寧な周知や広報を行っていくこと。

○プラスチックの分別回収は、軽量で容積が大きいことから運搬車両増による環

境負荷や経費増が発生するため、処理方法について、運搬時の環境負荷や運搬・選別コストを含めて、引き続き検証していくこと。

○ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用を減らしていくため、区民に対しては、マイボトル等の持参や海洋プラスチックごみ問題に関する普及啓発を行うこと。また、事業者に対しては、過剰包装の抑制等の取組みを推奨していくこと。

○プラスチック容器に貼ってあるシールについて、はがしやすさや素材の明確化等を、生産者である事業者側に求めていくこと。

○粗大ごみとして出されているプラスチック製品についても、資源化を検討すること。

7) 戸別収集の地域拡大の検討

戸別収集は、ごみ集積所の管理や、多様なニーズを持った区民のごみ出しの負担軽減につながる収集方法である。「一人ひとりがごみに責任を持つようになる」「ごみが少なくなる」という声がある一方で、「経費負担が増加する」、「ごみ集積所は地域コミュニティの場にもなっている」という声もある。

拡大の検討にあたっては、ごみ集積所に加え資源回収ステーションについても、管理を含めたごみ収集に関する区民ニーズを把握する必要がある。加えて、北清掃工場の建替工事や他自治体の動向を踏まえ、区民の合意を得られるよう十分な情報提供を行いながら、引き続き検討を進めていくよう求める。

○ごみ集積所・資源回収ステーションの管理についての実態を把握し、ニーズを正確に捉えること。

○戸別収集への一律の移行、商店街・駅周辺等の特性を踏まえての地域別の導入といった方法のほか、ごみ集積所の細分化等の方法も併せて検討するとともに、一律の移行とした場合にも、ごみ集積所の継続を望む地域に対しての柔軟な対応を検討すること。

○戸別収集に要する経費や人員、実施によるごみの減量効果、満足度等の検証を十分に行い、区としての収集方法の考え方を明らかにすること。

○対象とする品目についても十分に検討すること。

○戸別収集は、きれいな街をつくるための手段のひとつと位置づけ、区民一人ひとりにごみの減量に向け取り組んでもらえるよう丁寧な説明を行い、区民の行動変容につながるような施策としていくこと。

8) 家庭ごみの有料化の検討

有料化のねらいはごみ排出者の意識を変えることであり、その結果として適正な分別がなされ、ごみの減量につながる。

全国的に家庭ごみの有料化が進んでおり、多摩地域においても 26 市全市で有料化が導入されている。導入した自治体での実績からも、非常に有効なごみ減量施策であると言える。

将来的な導入を視野に入れ検討を進めるとともに、周辺自治体（23 区）の動向を注視しつつ、有料化を導入する場合には、ごみの減量効果についての周知啓発等、区民の理解を得られるよう取り組むことを求める。

○有料化は、排出量に応じ公平な負担を求めると同時に、ごみ減量への意識付けを行う施策である。実施の検討にあたっては、ごみ処理経費の削減等の効果を明らかにすること。

○有料化により発生した歳入については、不法投棄への対策や高齢者のごみ出し支援等、区の清掃事業のサービス向上に使い、またそれを「見える化」して、より区民が納得のいく仕組みを検討すること。

○戸別収集と併せて導入することによる効果も視野に入れた検討を進めるとともに、区民の理解を得られるよう、有料化によるごみ減量の効果についてきめ細やかに説明すること。

○23 区は、各区から出るごみの量に応じて清掃工場（東京二十三区清掃一部事務組合）の経費を分担していることから、他の区で有料化を導入しごみ減量が進むと、北区がより多くの経費負担をすることとなる。他区に遅れることのないよう検討すること。

○有料化の検討にあたっては、経済的・社会的に配慮が必要な世帯への対応についても盛り込むこと。

9) 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施

専門性を有する人員を計画的に配置し、効果的な排出指導を行うとともに、事業者の提出書類の様式の見直し等により負担軽減を図り、区・事業者がともに取り組みやすい環境を整える。また、事業者の実態を正確に把握し、その規模や業種に合わせたごみ減量の指導及び周知啓発に努めることを要望する。

○廃棄物行政に関する知識と経験を蓄積し、より効果的な指導業務を継続的に行える体制を確保すること。

○立入検査を行う際の一連の書類作成等を可能とするシステムの構築・導入や、報告書の様式の見直し・簡素化を図り、より多くの事業者を指導できる体制づくりを検討すること。

○北区による収集の対象となる小規模事業者については、登録制度の導入を検討し、北区として事業者の規模や業種を正確に把握できるように、引き続き制度の見直しを図っていくこと。

10) 優良事業者表彰制度の創設

ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組む事業者を表彰する、「優良事業者表彰制度」の創設を求める。制度設計においては、表彰した事業者の取組みを好事例として広く周知する仕組みを確立するとともに、規模や業種に合わせた効果的なごみ減量の周知啓発に生かすため、事業者への立入検査・再利用計画書等の関係情報を活用した制度の検討を要望する。

○優良事業者表彰制度について、他自治体の実施事例等を参考にしながら、制度設計を進めること。

○中小規模事業者についても、評価する仕組みを検討すること。

11) 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施

高齢者や障害者等のごみ出し困難者を対象とする訪問収集は、事業の継続を原則とし、びん・缶等の資源類も対象として追加するよう検討を求める。

○訪問収集事業は、住民要望も強い。今後も事業を継続し、資源の回収対象品目の追加等、更なる事業拡大を検討すること。

12) 清掃事業関連施設の再編・有効活用の検討

清掃事業が継続して実施できるように、今後も計画的に施設の更新、再編を行う必要がある。なお、計画策定にあたっては、委託先の従業員の労働環境にも十分な配慮を求める。

○清掃事業に従事する作業員（直営、委託を問わず）の、休憩場所や作業前の待機場所等に十分に配慮して施設整備を検討すること。

○北清掃工場の建替えに伴う車両の増加等、清掃事業の変化に対応し、支障なく収集運搬作業を行えるよう、引き続き、清掃事業関連施設の有効活用に努めること。

○既存施設の耐用年数を視野に入れ、施設の更新等を検討すること。

13) その他の具体策

①ごみ集積所・資源回収ステーションの安定的な管理

不法投棄・不適正排出への対策として、監視カメラ設置補助の導入等の検討を要望する。

また、資源回収ステーションについて、維持管理が難しい地域は、区が管理する回収拠点の新設等を検討すべきである。

○ごみ集積所・資源回収ステーションへの監視カメラ設置について補助等の支援を実施すること。

○監視カメラの設置に伴い、カメラの設置・録画について不法投棄・不適正排出

対策であることを明確に知らせる掲示物等を用意すること。

②民間事業者との連携によるリユースの推進

更なるごみ減量に向けて、不用品をごみとして排出するのではなく、リユースへ転換することは効果的な取組みのひとつであるため、今後も民間事業者との連携を積極的に推進していくことを求める。

○協定締結事業者が提供するサービスの利用状況を定期的に確認し、取組みの成果を検証すること。

○引き続き、他自治体の動向を注視し、新たなサービスについても、事業者との連携を検討していくこと。

○より効果的な発信時期や周知方法を捉えたうえで、積極的に区民へ周知を図ること。

(3) 今後のごみ減量の推進について

北区は持続可能な循環型社会の形成に向けて、「未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり」の基本理念のもと、基本計画の数値目標を管理指標として、ごみ減量を推進してきた。今後のごみ減量の推進にあたっては、次の事業の実施が課題となる。

1) 内容の充実や新たに取り組む必要がある事業

- ・区民主体の集団回収への支援事業の拡充
- ・区民へのきめ細かい情報提供・情報の「見える化」の実施
- ・生ごみの減量と食品ロスの削減の推進
- ・雑がみの資源化の充実
- ・不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進
- ・プラスチックの資源循環の促進
- ・個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施
- ・事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施
- ・優良事業者表彰制度の創設
- ・ごみ集積所・資源回収ステーションの安定的な管理
- ・民間事業者との連携によるリユースの推進

2) 継続して検討する必要がある事業

- ・戸別収集の地域拡大
- ・家庭ごみの有料化
- ・清掃事業関連施設の再編・有効活用

具体的な事業の実施にあたっては、フードドライブや新たに始まったプラスチックの分別に関する事等、区が行っている取組みや情報、環境に配慮した行動等の啓発を、子どもから高齢者までの幅広い世代や外国人区民等、誰にとっても分かりやすく発信していくことが重要である。その際には伝えたい情報をできる限り「見える化」し、様々な媒体を用いて発信することも必要である。

また、区内の事業者に対してもごみの減量や資源化についての指導や啓発を行い、優良な取組みについては積極的に周知し、意識を高めていくべきである。

こうした取組みを通じて、区民一人ひとりがごみの減量を「我が事」としてとらえ、ごみの「発生抑制・排出抑制」を意識し、行動を起こしていくことが必要である。また、区民だけではなく、事業者、北区（行政）が一丸となって、それぞれが「今、自分たちにできること」を意識し、ごみの減量・適正な排出に取り組んでいくことが求められている。

資料3 ごみ処理の現状

1 ごみ処理事業の沿革

北区のごみ処理事業の沿革を表S3-1に示す。

表 S3-1 北区のごみ処理事業の沿革

年	北 区		東 京 都 【都】 東京二十三区清掃一部事務組合【一組】	国
H12	3月	古着・古布拠点回収開始 「北区一般廃棄物処理基本計画 (エコプラン2011)」策定	4月 【一組】「一般廃棄物処理基本計画」 策定	4月 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律 (容器包装リサイクル法) 完全施行
	4月	清掃事業が東京都から各区へ移管		
H13	4月	ふれあい訪問収集開始	3月 【都】「東京都溶融スラグ資源化指針」策定	1月 循環型社会形成推進基本法完全施行 4月 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法) 全面改正施行 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 完全施行 国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(グリーン購入法) 施行 5月 食品循環資源再利用促進法(食品リサイクル法) 完全施行
H14			12月 【一組】すべての清掃工場のダイオキシン類削減対策終了	5月 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 完全施行
H15	4月	王子清掃事務所と滝野川営業事務所を統合し北区清掃事務所発足 乾電池拠点回収を水銀入りのみに限定	4月 【都】「東京都溶融スラグ資源化指針」改定	3月 第一次循環型社会形成推進基本計画 10月 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法) 一部改正による家庭系パソコンリサイクル実施
	10月	特別区長会で廃プラスチックのサマールサイクル実施決定		1月 使用自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 完全施行
H18	4月	「東京都北区一般廃棄物処理基本計画(エコプラン2015)」策定	1月 【一組】「一般廃棄物処理基本計画」改定 9月 【都】「東京都廃棄物処理計画」策定	6月 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法) 一部改正 改正項目ごとに平成18年12月以降順次施行
	6月	ペットボトルステーション回収開始		12月 食品循環資源再利用促進法(食品リサイクル法) 一部改正 施行
	8月	廃プラスチック等のサマールサイクル実施(滝野川地区)		
H20	1月	「東京都北区資源循環推進H審議会」答申		3月 第二次循環型社会形成推進基本計画
	4月	廃プラスチック等のサマールサイクル実施		6月 ごみ処理基本計画策定指針改定
H21	3月	「東京都北区一般廃棄物処理基本計画(エコプラン2018)」策定		
	5月	廃食油回収開始		
	8月	発泡トレイ回収開始		
H22			2月 【一組】「一般廃棄物処理基本計画」改定	12月 廃棄物処理法の基本方針変更
H23			6月 【都】「東京都廃棄物処理計画」策定	
H24			2月 【都】「廃棄物等の埋立処分計画」策定	
H25				4月 小型家電リサイクル法 施行 5月 第三次循環型社会形成推進基本計画 廃棄物処理施設整備計画 6月 ごみ処理基本計画策定指針改定
	1月	「東京都北区資源循環推進審議会」答申		3月 災害廃棄物対策指針(震災廃棄物対策指針の改定と水害廃棄物対策指針との統合)
	4月	金属系粗大ごみの資源化開始		
	10月	金属系不燃ごみの資源化開始		
H27	3月	「北区一般廃棄物処理基本計画2015」策定	2月 【一組】「一般廃棄物処理基本計画」改定	
H28	6月	集団回収事業者認定制度開始	3月 【都】「東京都資源循環・廃棄物処理計画」策定	9月 ごみ処理基本計画策定指針改定
H29			2月 【都】「廃棄物等の埋立処分計画」策定	8月 水銀による環境の汚染防止に関する法律施行
			6月 【都】「東京都災害廃棄物処理計画」策定	

年	北 区		東 京 都 【都】 東京二十三区清掃一部事務組合【一組】		国	
H30					3月	災害廃棄物対策指針の改定
					6月	第四次循環型社会形成推進基本計画策定
						廃棄物処理施設正規計画策定
H31	1月	「東京都北区資源循環推進審議会」答申				
	3月	「北区災害廃棄物処理計画」策定				
	4月	不燃ごみの資源化事業開始				
R元					5月	プラスチック資源循環戦略策定
					10月	食品ロスの削減の推進に関する法律施行
R2	3月	「北区一般廃棄物処理基本計画2020」策定				
R3			2月	【一組】「一般廃棄物処理基本計画（令和3年度～16年度）」改定	6月	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」公布
R4			2月	【一組】「一般廃棄物処理基本計画」の一部変更		
	10月	プラスチックの分別回収を滝野川地区で先行実施				
R5			3月	【一組】「一般廃棄物処理基本計画」の一部変更		
	4月	プラスチックの分別回収を全域で開始				

2 収集運搬の現状（ごみ処理手数料の改定）

（1）北区の分別区分

北区の分別区分を表 S 3-2 に示す。

プラスチック類やゴム・皮製品は、2008（平成 20）年度以降、サーマルリサイクルの実施により、不燃ごみから可燃ごみに分別区分を変更した。また、不燃ごみのうち、小型家電を含む金属類は、2014（平成 26）年 10 月以降、金属資源として分別区分を変更した。

2022（令和 4）年 10 月から滝野川地区で先行実施していたプラスチックの分別回収を、2023（令和 5）年 4 月から北区全域で実施している。

表 S3-2 分別区分表

(2024 (令和 6) 年 3 月現在)

分別項目		具体的品目	排出場所	排出方法	収集頻度
可燃ごみ		生ごみ、衣類、花木（50cm以下のもの）、リサイクルできない紙類、革製品、ゴム製品（50cm以下）、リサイクルできないプラスチック類、ビデオテープ・カセットテープなど、竹串（紙などに包む）、食用油（固めたもの）、おむつ・生理用品・携帯トイレ（汚物はトイレに流す。）、乾燥剤・保冷剤	ごみ集積所または決められた場所	容器または中身の見える袋	2 回/週
不燃ごみ	その他の不燃ごみ	ガラス・陶磁器類（紙などに包んでキケンと表示）、蛍光灯（180cm以下） ・電球（紙のケースに入れる）、かさ・乾電池（水銀入り乾電池は除く）、アルミホイール、刃物類（紙に包んでキケンと表示）、リサイクルできないもの（薬や油の入っていたびんや缶）ライター・スプレー缶・カセットボンベ（中身を使い切る、他の不燃ごみとは別の袋に入れる）			2 回/月
	金属資源	小型家電（ドライヤー、時計、デジカメ、ゲーム機、携帯電話、電話機など乾電池や充電電池を取りはずす）、金属類（ハンガー、金属製のナベ、ヤカン、電気コードなど）			
粗大ごみ		たて・よこ・高さのいずれかが30cmを超える大型ごみ（タンス、いす、ふとん、電子レンジなど）	自宅前または建物の入り口付近	申込制（有料）	6 回／週
資源	プラスチック	<プラスチック製容器包装> ボトル・キャップ類、カップ・バック類、ケース類、トレイ（皿型容器）類、食料品や日用品の袋、チューブ類、発泡スチロールなど	ごみ集積所または決められた場所	軽くすすいで中身が見える袋に入れる	1 回/週
		<製品プラスチック> 定規・ちりとり・バケツ・ジョウロ、プラスチックのハンガー・歯ブラシ・コップ・タッパー、弁当箱、CDやDVDなど	ごみ集積所または決められた場所	中身が見える袋に入れる	
	古紙類	新聞/折込チラシ、雑誌・本・パンフレット、ダンボール、雑がみ	ごみ集積所または決められた場所	ひもでしばる紙袋に入れる	1 回/週
	びん	食品用・飲料用のびん	ステーション回収場所	黄色のコンテナ	
	缶	食品用・飲料用のスチール缶/アルミ缶		青色のコンテナ	
	ペットボトル	キャップとラベルをはがしたペットボトル		青または緑色の回収用ネット	
	その他のリサイクル品	廃食油	家庭で不用となった食用油	エコー広場 3 館（赤羽除く）・清掃関連施設（浮間・王子・滝野川）、赤羽区民事務所など（8か所）	受付時間中に手渡し
紙パック		牛乳パック	公共施設などのサンクルポスト	洗浄後、開いてポストへ入れる	
発泡トレイ		肉や魚、野菜、菓子など食品が入っていた発泡トレイ		洗浄後、乾かしてポストへ入れる	
古布		古着（布団や毛布、皮革・ビニール・ゴム製品は回収不可）	エコー広場 2 館・リサイクル清掃課・赤羽会館・赤羽区民事務所・浮間地域振興室・東十条地域振興室・北区清掃事務所など（13か所）	設置されたかごに入れる	随時
水銀入り乾電池		水銀入り乾電池	北区清掃事務所・滝野川清掃庁舎	窓口	
		ニカド・ニッケル水素等の小形充電式電池	スーパーや電気店などの店舗	専用ボックス	
ペットボトルキャップ		家庭から出たもの	エコー広場 3 館（赤羽除く）赤羽区民事務所・リサイクル清掃課・清掃関連施設（浮間・王子・滝野川）など（10か所）	専用ボックス	
インクカートリッジ	家庭用のプリンター				

(2) ごみ処理手数料の改定

北区におけるごみ処理手数料の一覧表を表 S 3-3 に示す。

北区では、2023（令和 5）年 10 月よりごみ処理の手数料を改定した。

表 S3-3 ごみ処理手数料の改定

			旧手数料 (H29.10～)	新手数料 (R 5.10～)
家庭ごみ	臨時ごみ		40円/kg	46円/kg
	有料粗大ごみ処理券※（A 券）		200円	200円
	有料粗大ごみ処理券※（B 券）		300円	300円
	（具体例）	布団・いす・掃除機・電子レンジ	400円	400円
		自転車（16インチ以上）・敷物（大）	800円	900円
		机（両そで机を除く）	1,200円	1,300円
		ソファ（2人以上用）・オルガン	2,000円	2,300円
		箱物家具（特大）	2,800円	3,200円
事業系ごみ	持込ごみ		40円/kg	46円/kg
	事業系 有料ごみ 処理券	特大（70 L 相当）1 セット（5 枚）	2,660円	3,045円
		大（45 L 相当）1 セット（10枚）	3,420円	3,910円
		中（20 L 相当）1 セット（10枚）	1,520円	1,740円
		小（10 L 相当）1 セット（10枚）	760円	870円

※粗大ごみは、品目の重量に応じて設定した額を（A 券）と（B 券）で組み合わせて手数料としている。

3 中間処理及び最終処分

北区では、不燃ごみ及び粗大ごみの民間による資源化に取り組んでいる。

プラスチックについては、民間資源化施設で選別・破碎等を行った後、プラスチック製容器包装は（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じて容器リサイクル法に基づく資源化を行い、製品プラスチックについては、民間業者等による資源化を行っている。

特別区では、ごみ・し尿の中間処理を共同で実施するために、23 区が設置した東京二十三区清掃一部事務組合が、ごみ・し尿の中間処理を行っている（処理対象は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し尿）。

また、ごみの中間処理後に排出された焼却灰などは、セメントの原料や溶融スラグとして建設資材に利用するなど資源化を行い、残渣等を東京都に委託し、最終処分と埋立処分している。

4 ごみ処理経費

2018（平成 30）年度から 2022（令和 4）年度の北区のごみ処理経費は、約 31～37 億円ほどで推移している。2022（令和 4）年では、約 37.7 億円かかっており、北区の普通会計決算額の約 1,760 億円程度に占める割合は約 2.1%程度である。区民 1 人あたりの年間経費に換算すると約 10,700 円となる。

令和 4 年度は、滝野川地区でのプラスチックの分別回収の開始や、年度末から始まった北清掃工場の建替工事への対応により、経費が大きく増加している。

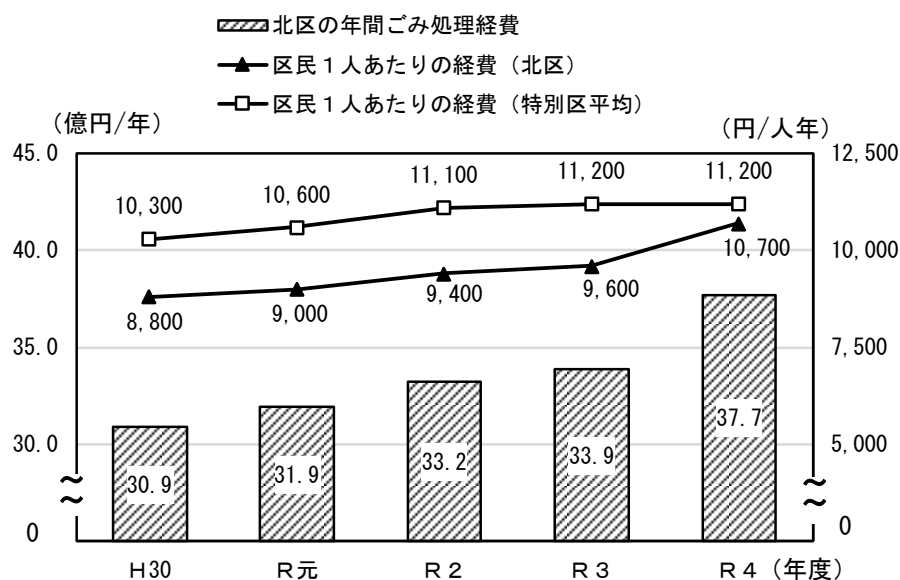


図 S3-1 ごみ処理経費

- 注) 1. 区民 1 人あたりの経費は、「一般廃棄物処理実態調査結果（廃棄物処理事業経費【歳出】）」（環境省）のデータを、北区人口及び特別区人口で除して算出している。
2. 「ごみ処理経費」とは、ごみ処理とリサイクルにかかる経費の合計であり、東京二十三区清掃一部事務組合への分担金は含まない。
3. 「一般廃棄物処理実態調査結果（廃棄物処理事業経費【歳出】）」（環境省）については令和 4 年度分までの公表となっている。

資料4 ごみ処理の実績

1 ごみ量及びリサイクル率の推移

北区におけるごみ量及びリサイクル率の推移を表S 4-1に示す。

表 S4-1 ごみ量及びリサイクル率の推移

単位：t/年

年度		H30	R元	R2	R3	R4	R5
区収集 ごみ	可燃ごみ (a)	62,030	62,181	63,816	61,876	59,205	53,420
	不燃ごみ (b)	1,716	204	189	149	117	119
	粗大ごみ (c)	1,752	2,053	2,002	2,258	2,126	2,176
	資源						
	スチール缶	501	509	581	568	523	505
	アルミ缶	358	364	416	407	374	361
	びん	2,602	2,567	2,815	2,723	2,582	2,487
	古紙	6,365	6,363	6,729	6,684	6,461	6,427
	ペットボトル	1,351	1,388	1,496	1,537	1,547	1,610
	プラスチック製容器包装	-	-	-	-	205	1,803
	製品プラスチック	-	-	-	-	20	99
	分別回収 計	11,176	11,191	12,037	11,919	11,712	13,291
	紙パック	17	16	15	15	13	12
	発泡トレイ	2	2	3	3	3	2
	乾電池	0	0	0	0	0	0
	廃食油	2	3	3	3	2	2
	古布	104	106	107	120	117	111
	拠点回収 計	125	127	127	141	135	128
	不燃ごみ資源化量	497	1,919	2,035	1,778	1,564	1,498
	粗大ごみ資源化量	594	468	454	505	472	441
	ピックアップ 計	1,091	2,387	2,488	2,283	2,036	1,939
	資源 計 (d)	12,392	13,705	14,652	14,342	13,883	15,358
区収集ごみ 計		77,890	78,145	80,660	78,626	75,331	71,073
持込ごみ (e)		19,054	19,136	16,201	16,240	16,987	16,779
集団回収	紙類	5,887	5,614	4,945	5,231	4,802	4,422
	布類	101	100	97	90	88	84
	金属類	58	62	63	67	64	61
	びん類	0	0	0	0	0	0
	集団回収 計 (f)	6,045	5,776	5,105	5,388	4,955	4,567
ごみ排出量 (g=a+b+c+e)		84,551	83,575	82,209	80,524	78,435	72,494
ごみ総排出量 (h=g+d+f)		102,988	103,056	101,966	100,254	97,273	92,418
総資源化量 (i=d+f)		18,437	19,481	19,757	19,730	18,838	19,925
リサイクル率 (%) (j=i/h)		17.9%	18.9%	19.4%	19.7%	19.4%	21.6%

注) 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

2 全国及び特別区とのごみ量及び資源化量の推移の比較

北区、全国、特別区におけるごみ量及び資源化量の推移を表 S 4-2 及び図 S 4-1 に、リサイクル率の推移の比較を図 S 4-2 に示す。

表 S4-2 北区、全国、特別区におけるごみ量及び資源化量の推移

項 目				単位	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
ごみ 量	北区	ごみ排出量	(a)	t	84,551	83,575	82,209	80,524	78,435	72,494
		ごみ総排出量	(b)	t	102,988	103,056	101,966	100,254	97,273	92,418
		人口	(c)	人	351,146	353,739	353,566	351,544	353,811	357,330
		1人1日あたり のごみ排出量	(a/c/365)	g/人日	660	647	637	628	607	556
		1人1日あたり のごみ総排出量	(b/c/365)	g/人日	804	798	790	781	753	709
	全国	ごみ排出量	(d)	千t	40,672	40,828	40,027	39,360	38,830	—
		ごみ総排出量	(e)	千t	42,727	42,747	41,669	40,953	40,344	—
		人口	(f)	千人	127,438	127,156	126,740	126,068	125,634	—
		1人1日あたり のごみ排出量	(d/f/365)	g/人日	874	880	865	855	847	—
		1人1日あたり のごみ総排出量	(e/f/365)	g/人日	919	921	901	890	880	—
	特別区	ごみ排出量	(g)	千t	2,754	2,766	2,560	2,533	2,540	2,486
		ごみ総排出量	(h)	千t	3,280	3,298	3,123	3,085	3,076	3,009
		人口	(i)	千人	9,473	9,562	9,585	9,543	9,572	9,636
		1人1日あたり のごみ排出量	(g/i/365)	g/人日	797	793	732	727	727	707
		1人1日あたり のごみ総排出量	(h/i/365)	g/人日	949	945	893	886	880	856
資源 化 量	北区	資源回収量	(j)	t	12,392	13,705	14,652	14,342	13,883	15,358
		集団回収量	(k)	t	6,045	5,776	5,105	5,388	4,955	4,567
		資源量 計	(l=j+k)	t	18,437	19,481	19,757	19,730	18,838	19,925
		ごみ排出量	(m)	t	84,551	83,575	82,209	80,524	78,435	72,494
		ごみ総排出量	(n=l+m)	t	102,988	103,056	101,966	100,254	97,273	92,418
		リサイクル率	(l/n)	%	17.9	18.9	19.4	19.7	19.4	21.6
	全国	市町村等による ごみの資源化量	(o)	千t	6,486	6,489	6,683	6,564	6,391	—
		集団回収量	(p)	千t	2,056	1,920	1,643	1,593	1,515	—
		資源化量 計	(q=o+p)	千t	8,541	8,409	8,326	8,157	7,906	—
		ごみの総処理量	(r)	千t	42,832	42,871	41,728	41,014	40,413	—
		リサイクル率	(q/r)	%	19.9	19.6	20.0	19.9	19.6	—
		特別区	資源回収量	(s)	t	351,751	364,469	403,984	397,153	387,803
	集団回収量		(t)	t	173,730	167,011	158,754	154,840	148,142	144,907
	資源量 計		(u=s+t)	t	525,482	531,480	562,739	551,993	535,946	523,806
	ごみ排出量		(v)	千t	2,754	2,766	2,560	2,533	2,540	2,486
ごみ総排出量	(w=u+v)		千t	3,280	3,298	3,123	3,085	3,076	3,009	
リサイクル率	(u/w)		%	16.0	16.1	18.0	17.9	17.4	17.4	

出典：【全国】日本の廃棄物処理（環境省）、【特別区】清掃事業年報（東京二十三区清掃一部事務組合）、
清掃事業年報別冊（特別区清掃リサイクル主管課長会リサイクル分科会リサイクル統計作業・検討部会）

注）1. 東京都の人口（推計）：東京都の各年度10月1日人口をもとに独自に算出。

2. 全国のごみ排出量には資源ごみを含む。

3. 全国の最新データはR 4 年のため、R 5 年データは記載していない。

北区の1人1日あたりのごみ総排出量は減少傾向にあり、2023（令和5）年度現在で、ごみ排出量は556g/人日、ごみ総排出量は709g/人日である。

2022（令和4）年度の北区の1人1日あたりのごみ総排出量を全国平均と比較すると、全国平均よりも127gほど少ない。

北区のリサイクル率は、2023（令和5）年度で21.6%であり、特別区平均の17.4%を上回っている。これは北区が特別区の中でも先行して、製品プラスチックを含めたすべてのプラスチックの分別回収を開始した影響が大きい。

なお、北区及び特別区の平均のリサイクル率の算定にあたっては、「中間処理後の再生利用量」は含んでいない。全国平均のリサイクル率は、「中間処理後の再生利用量」が資源化量に含まれるため、前述した定義とは異なっており、北区及び特別区のリサイクル率よりも高く算出されている。

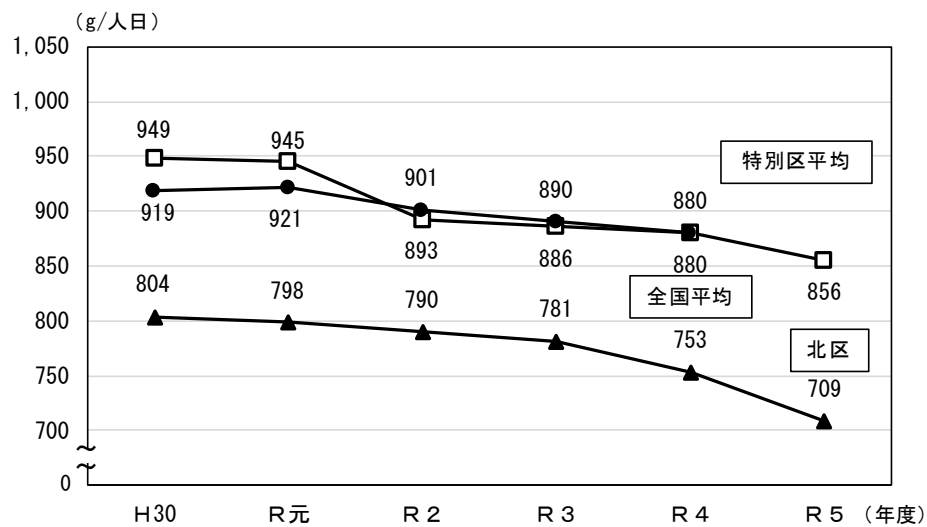


図 S4-1 1人1日あたりのごみ総排出量の推移

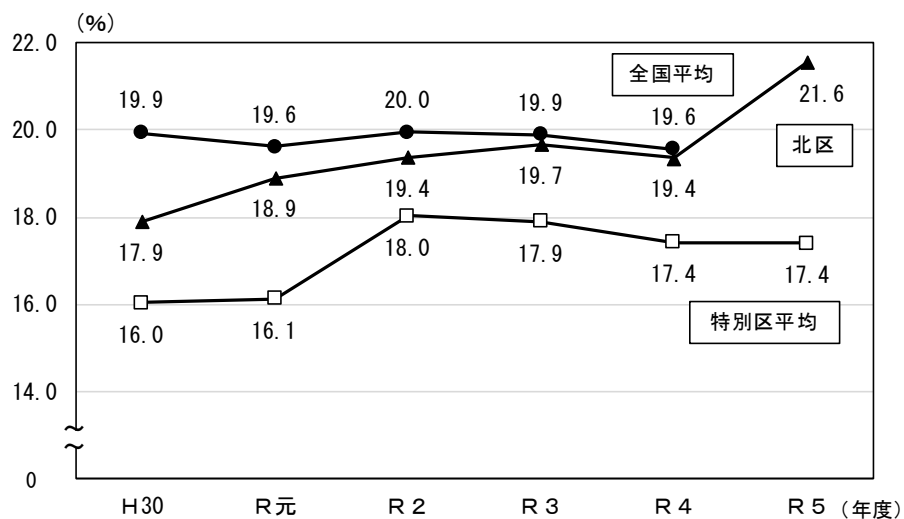


図 S4-2 リサイクル率の推移の比較

3 ごみ組成の推移

北区において2015（平成27）年から2023（令和5）年度までに実施されたごみ組成調査における組成割合の推移を表S4-3及び図S4-3に示す。

表 S4-3 ごみ組成の推移

単位：％

	可燃ごみ					不燃ごみ				
	H27	H29	R元	R4	R5	H27	H29	R元	R4	R5
厨芥類	49.6	33.1	35.8	36.7	34.1	2.4	2.0	0.4	0.2	0.4
紙類	26.1	23.8	23.2	22.6	24.8	0.4	0.6	2.0	0.4	0.7
草木類	1.2	1.9	2.0	4.7	8.9	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0
繊維類	2.1	10.5	5.1	5.8	3.6	0.0	0.0	0.3	0.0	0.1
紙おむつ類	3.3	2.2	10.3	4.3	6.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
プラスチック類	15.4	17.5	17.7	17.7	13.4	7.9	8.9	4.6	4.6	6.4
ゴム・皮革類	0.04	1.9	0.4	1.9	1.1	8.0	0.0	1.7	0.2	1.3
その他可燃物	0.7	6.3	3.5	3.6	4.7	0.0	0.0	0.0	2.5	0.2
可燃物 計	98.4	97.2	98.1	97.2	97.4	18.7	11.5	9.3	8.0	9.1
陶磁器・石類	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	31.3	21.9	8.8	16.5	27.1
金属類	0.2	0.5	0.4	0.0	0.3	33.8	40.7	50.1	41.9	36.9
びん・ガラス	0.2	0.9	0.2	0.0	0.02	9.4	18.0	17.6	20.8	14.6
土砂・残土・灰	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0
蛍光管	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.6	0.4	0.4	1.5
乾電池・マンガン電池・ボタン電池	0.0	0.1	0.0	0.0	0.05	1.4	5.6	4.7	5.8	2.5
体温計（電子体温計を除く）・温度計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他不燃物	0.2	0.0	0.2	0.3	0.2	3.1	0.5	7.8	5.4	7.4
不燃物 計	0.7	1.7	0.7	0.4	1.4	80.1	87.5	89.4	90.8	90.1
ごみ袋	0.8	1.1	1.2	2.4	1.2	1.0	1.0	1.4	1.2	0.9
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：北区ごみ組成調査報告書

注）端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

-  厨芥類
-  紙類
-  草木類
-  繊維類
-  紙おむつ類
-  プラスチック類
-  ゴム・皮革類
-  その他可燃物
-  陶磁器・石類
-  金属類
-  びん・ガラス
-  土砂・残土・灰
-  蛍光管
-  乾電池・マンガン電池・ボタン電池
-  体温計（電子体温計を除く）・温度計
-  その他不燃物
-  ごみ袋

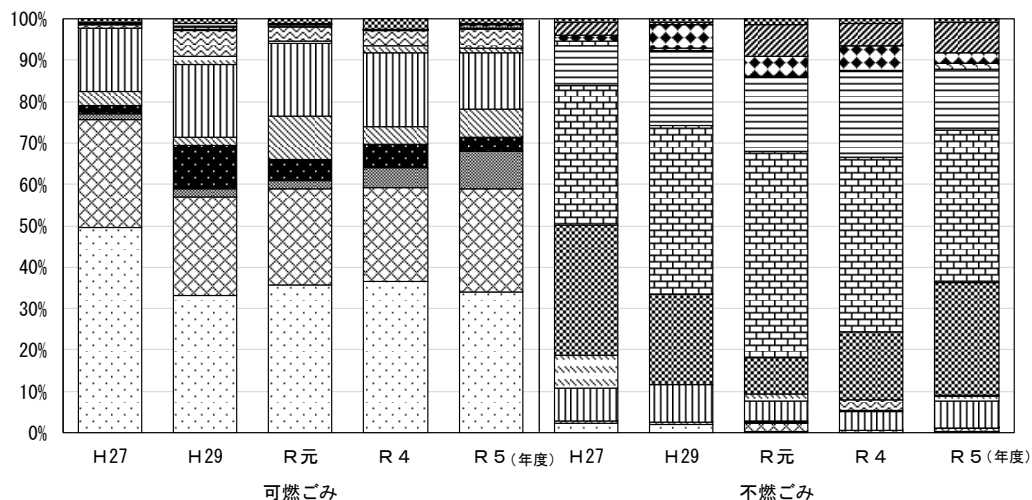


図 S4-3 ごみ組成の推移

4 家庭ごみのごみ排出原単位調査（2023（令和5）年度実施）

（1）1人1日あたりのごみ量

北区において2023（令和5）年度に実施した、ごみの排出原単位調査結果を表S4-4及び図S4-4に示す。また、細分類項目における、1人1日あたりのごみ量の調査結果を表S4-5に示す。

可燃ごみは、生ごみが34.1%、紙類が24.8%と、合計で全体の約6割を占めている。

表 S4-4 ごみの排出原単位調査結果

種別	分類項目（大分類）	単位：g/人日			
		可燃ごみ		不燃ごみ	
		原単位	割合	原単位	割合
可燃物	厨芥類	95.5	34.1%	0.08	0.4%
	紙類	69.5	24.8%	0.13	0.7%
	草木類	25.0	8.9%	0.0	0.0%
	繊維類	10.0	3.6%	0.01	0.1%
	紙おむつ類	19.1	6.8%	0.01	0.03%
	プラスチック類(容器包装)	31.7	11.3%	0.2	1.2%
	プラスチック類(容器包装以外)	5.7	2.0%	1.0	5.1%
	ゴム・皮革類	3.2	1.1%	0.3	1.3%
	その他可燃物	13.1	4.7%	0.03	0.2%
不燃物	陶磁器・石類	0.0	0.0%	5.2	27.1%
	金属類	0.9	0.3%	7.1	36.9%
	びん・ガラス	0.1	0.02%	2.8	14.6%
	土砂・残土・灰	2.3	0.8%	0.0	0.0%
	蛍光灯	0.0	0.0%	0.3	1.5%
	乾電池・マンガン電池・ボタン電池	0.1	0.05%	0.5	2.5%
	体温計（電子体温計を除く）・温度計	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	その他不燃物	0.5	0.2%	1.4	7.4%
外袋	ごみ袋	3.3	1.2%	0.2	0.9%

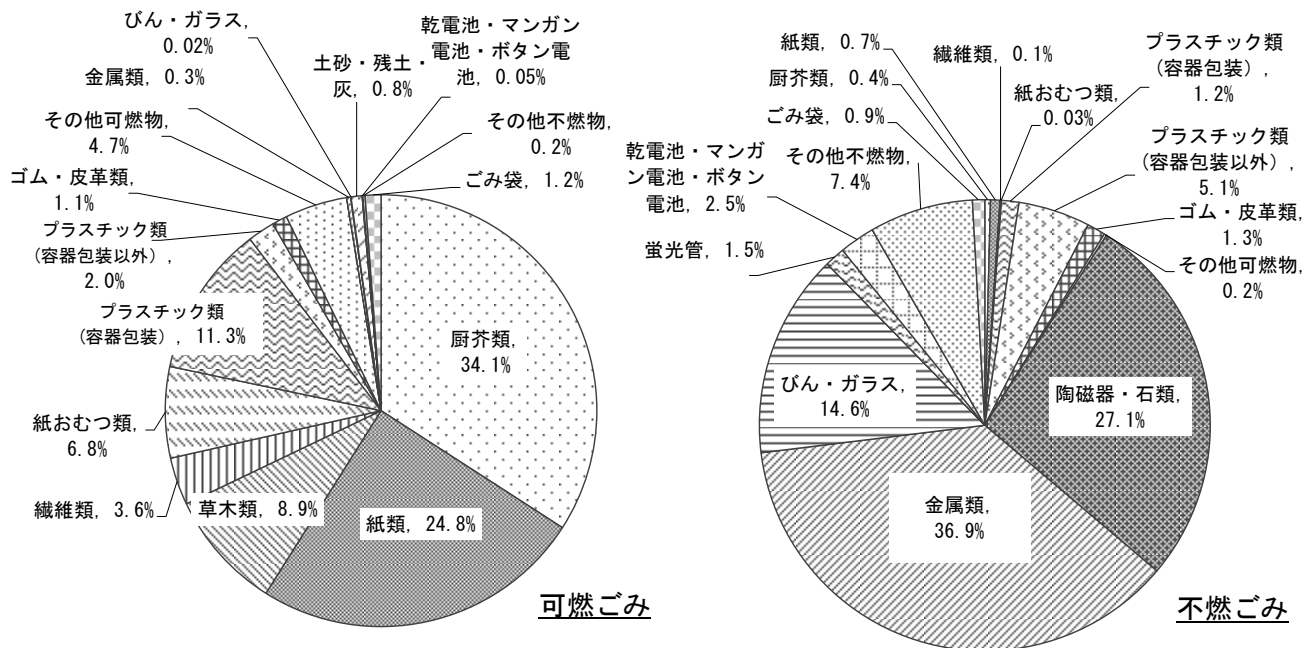


図 S4-4 可燃ごみ及び不燃ごみの組成（2023（令和5）年度調査

表 S4-5 1人1日あたりのごみ量の調査結果（細分類項目）

種別	分 類 項 目			可燃ごみ	可燃ごみ		不燃ごみ	不燃ごみ		
	大分類	中分類	細分類	排出量 (g)	原単位 (g/人日)	割合	排出量 (g)	原単位 (g/人日)	割合	
可 燃 物	厨芥類	調理くず		122,090	73.46	26.24%	0	0.00	0.00%	
		未利用食品		10,399	6.26	2.24%	421	0.03	0.15%	
		食べ残し		26,150	15.73	5.62%	691	0.05	0.25%	
		その他		91	0.06	0.02%	0	0.00	0.00%	
	紙類	容器包装	段ボール	3,106	1.87	0.67%	497	0.03	0.18%	
			資源紙パック	4,370	2.63	0.94%	80	0.01	0.03%	
			その他紙容器 (リサイクル可) (雑がみ含む)	14,480	8.71	3.11%	155	0.01	0.06%	
			その他紙容器 (リサイクル不可)	8,440	5.08	1.81%	1	0.00	0.00%	
			その他紙包装	5,470	3.29	1.18%	407	0.03	0.15%	
		容器包装以外	新聞紙・ちらし	12,790	7.70	2.75%	567	0.04	0.21%	
			雑誌・書籍	8,050	4.84	1.73%	0	0.00	0.00%	
			OA用紙	2,980	1.79	0.64%	0	0.00	0.00%	
			その他紙類 (リサイクル可) (雑がみ含む)	7,510	4.52	1.61%	170	0.01	0.06%	
			その他紙類 (リサイクル不可)	48,380	29.11	10.40%	3	0.00	0.00%	
	草木類			41,590	25.02	8.94%	0	0.00	0.00%	
	繊維類			16,600	9.99	3.57%	180	0.01	0.07%	
	紙おむつ類			31,740	19.10	6.82%	95	0.01	0.03%	
	プラスチック類	容器包装	ペットボトル	1,807	1.09	0.39%	9	0.00	0.00%	
			その他のボトル	4,500	2.71	0.97%	1,080	0.07	0.39%	
			チューブ類	947	0.57	0.20%	361	0.02	0.13%	
			資源発泡トレイ	478	0.29	0.10%	0	0.00	0.00%	
			その他の発泡トレイ	900	0.54	0.19%	0	0.00	0.00%	
			その他プラ容器	15,980	9.62	3.43%	1,639	0.11	0.60%	
			その他プラ包装	25,450	15.31	5.47%	339	0.02	0.12%	
			ビニ袋 (ごみとして出された袋)	2,660	1.60	0.57%	8	0.00	0.00%	
		容器包装以外	プラスチック製品	8,870	5.34	1.91%	9,340	0.62	3.40%	
			その他	546	0.33	0.12%	4,780	0.32	1.74%	
	ゴム・皮革類			5,267	3.17	1.13%	3,660	0.24	1.33%	
	その他可燃物			21,740	13.08	4.67%	467	0.03	0.17%	
不 燃 物	陶磁器・石類			0	0.00	0.00%	74,550	4.97	27.11%	
	金属類	容器包装	アルミ缶	392	0.24	0.08%	1,340	0.09	0.49%	
			スチール缶	410	0.25	0.09%	2,420	0.16	0.88%	
			その他容器類	0	0.00	0.00%	10,560	0.70	3.84%	
		容器包装以外	その他金属 (リサイクル可)	26	0.02	0.01%	54,960	3.67	19.98%	
			その他金属 (リサイクル不可)	493	0.30	0.11%	3,620	0.24	1.32%	
			小型家電	99	0.06	0.02%	28,500	1.90	10.36%	
	びん・ガラス	容器包装	生きびん	0	0.00	0.00%	0	0.00	0.00%	
			無色雑びん	0	0.00	0.00%	5,545	0.37	2.02%	
			茶色雑びん	100	0.06	0.02%	1,458	0.10	0.53%	
			その他色雑びん	0	0.00	0.00%	0	0.00	0.00%	
			資源回収不適な雑びん	0	0.00	0.00%	12,440	0.83	4.52%	
		容器包装以外	0	0.00	0.00%	20,800	1.39	7.56%		
	土砂・残土・灰			3,860	2.32	0.83%	0	0.00	0.00%	
	蛍光管			0	0.00	0.00%	3,990	0.27	1.45%	
	乾電池・マンガン電池・ボタン電池			229	0.14	0.05%	7,011	0.47	2.55%	
	体温計 (電子体温計を除く)・温度計			0	0.00	0.00%	0	0.00	0.00%	
	その他不燃物			758	0.46	0.16%	20,460	1.37	7.44%	
	外 袋	ごみ袋	容器包装	レジ袋	1,670	1.01	0.36%	1,190	0.08	0.43%
			容器包装以外	プラスチック袋	3,840	2.31	0.83%	1,221	0.08	0.44%
合計				465,258	279.93	100.00%	275,015	18.34	100.00%	

注) 表中の可燃ごみの原単位は、除外したサンプルも含めた全体の重量を測定した結果を用いているため、合計値が異なる。

(2) 資源化可能物及び不適正な分別の割合

資源化可能物及び不適正な分別の割合を表S 4-6 及び表S 4-7 に示す。

表 S4-6 資源化可能物及び不適正な分別の割合（可燃ごみ）

種別	分 類 項 目			組 成 割 合	分 別 不 適 正 率	資 源 化 可 能 率
	大分類	中分類	細分類			
可 燃 物	厨芥類	調理くず		26.24%		
		未利用食品		2.24%		
		食べ残し		5.62%		
		その他		0.02%		
	紙類	容器包装	段ボール	0.67%	0.67%	0.67%
			資源紙パック	0.94%	0.94%	0.94%
			その他紙容器（リサイクル可）（雑がみ含む）	3.11%	3.11%	3.11%
			その他紙容器（リサイクル不可）	1.81%		
			その他紙包装	1.18%	1.18%	1.18%
		容器包装以外	新聞紙・ちらし	2.75%	2.75%	2.75%
			雑誌・書籍	1.73%	1.73%	1.73%
			OA用紙	0.64%	0.64%	0.64%
			その他紙類（リサイクル可）（雑がみ含む）	1.61%	1.61%	1.61%
			その他紙類（リサイクル不可）	10.40%		
	草木類			8.94%		
	繊維類			3.57%		
	紙おむつ類			6.82%		
	プラス チック類	容器包装	ペットボトル	0.39%	0.39%	0.39%
			その他のボトル	0.97%	0.97%	0.97%
			チューブ類	0.20%	0.20%	0.20%
			資源発泡トレイ	0.10%	0.10%	0.10%
			その他の発泡トレイ	0.19%	0.19%	0.19%
			その他プラ容器	3.43%	3.43%	3.43%
			その他プラ包装	5.47%	5.47%	5.47%
			ビザ袋（ごみとして出された袋）	0.57%	0.57%	0.57%
		容器包装以外	プラスチック製品	1.91%	1.91%	1.91%
			その他	0.12%		
	ゴム・皮革類			1.13%		
	その他可燃物			4.67%		
不 燃 物	陶磁器・石類			0.00%	0.00%	
	金属類	容器包装	アルミ缶	0.08%	0.08%	0.08%
			スチール缶	0.09%	0.09%	0.09%
			その他容器類	0.00%	0.00%	
		容器包装以外	その他金属（リサイクル可）	0.01%	0.01%	0.01%
			その他金属（リサイクル不可）	0.11%	0.11%	
			小型家電	0.02%	0.02%	0.02%
	びん・ ガラス	容器包装	生きびん	0.00%	0.00%	0.00%
			無色雑びん	0.00%	0.00%	0.00%
			茶色雑びん	0.02%	0.02%	0.02%
			その他色雑びん	0.00%	0.00%	0.00%
			資源回収不適な雑びん	0.00%	0.00%	
		容器包装以外		0.00%	0.00%	
	土砂・残土・灰			0.83%	0.83%	
	蛍光管			0.00%	0.00%	
	乾電池・マンガン電池・ボタン電池			0.05%	0.05%	
	体温計（電子体温計を除く）・温度計			0.00%	0.00%	
	その他不燃物			0.16%	0.16%	
	外 袋	ごみ袋	容器包装	レジ袋	0.36%	
容器包装以外			プラスチック袋	0.83%		
合 計				100.00%	27.24%	26.09%

表 S4-7 資源化可能物及び不適正な分別の割合（不燃ごみ）

種別	分 類 項 目			組 成 割 合	分 別 不 適 正 率	資 源 化 可 能 率
	大分類	中分類	細分類			
可 燃 物	厨芥類	調理くず		0.00%	0.00%	
		未利用食品		0.15%	0.15%	
		食べ残し		0.25%	0.25%	
		その他		0.00%	0.00%	
	紙類	容器包装	段ボール	0.18%	0.18%	0.18%
			資源紙パック	0.03%	0.03%	0.03%
			その他紙容器（リサイクル可）（雑がみ含む）	0.06%	0.06%	0.06%
			その他紙容器（リサイクル不可）	0.00%	0.00%	
			その他紙包装	0.15%	0.15%	0.15%
		容器包装以外	新聞紙・ちらし	0.21%	0.21%	0.21%
			雑誌・書籍	0.00%	0.00%	0.00%
			OA用紙	0.00%	0.00%	0.00%
			その他紙類（リサイクル可）（雑がみ含む）	0.06%	0.06%	0.06%
			その他紙類（リサイクル不可）	0.00%	0.00%	
	草木類			0.00%	0.00%	
	繊維類			0.07%	0.07%	
	紙おむつ類			0.03%	0.03%	
	プラス チック類	容器包装	ペットボトル	0.00%	0.00%	0.00%
			その他のボトル	0.39%	0.39%	0.39%
			チューブ類	0.13%	0.13%	0.13%
			資源発泡トレイ	0.00%	0.00%	0.00%
			その他の発泡トレイ	0.00%	0.00%	0.00%
			その他プラ容器	0.60%	0.60%	0.60%
			その他プラ包装	0.12%	0.12%	0.12%
			ビニ袋（ごみとして出された袋）	0.00%	0.00%	0.00%
		容器包装以外	プラスチック製品	3.40%	3.40%	3.40%
	その他		1.74%	1.74%		
	ゴム・皮革類			1.33%	1.33%	
	その他可燃物			0.17%	0.17%	
不 燃 物	陶磁器・石類			27.11%		
	金属類	容器包装	アルミ缶	0.49%	0.49%	0.49%
			スチール缶	0.88%	0.88%	0.88%
			その他容器類	3.84%		
		容器包装以外	その他金属（リサイクル可）	19.98%		
			その他金属（リサイクル不可）	1.32%		
			小型家電	10.36%		
	びん・ ガラス	容器包装	生きびん	0.00%	0.00%	0.00%
			無色雑びん	2.02%	2.02%	2.02%
			茶色雑びん	0.53%	0.53%	0.53%
			その他色雑びん	0.00%	0.00%	0.00%
		資源回収不適な雑びん	4.52%			
	容器包装以外		7.56%			
	土砂・残土・灰			0.00%		
	蛍光管			1.45%		
	乾電池・マンガン電池・ボタン電池			2.55%		
	体温計（電子体温計を除く）・温度計			0.00%		
	その他不燃物			7.44%		
外 袋	ごみ袋	容器包装	レジ袋	0.43%		
		容器包装以外	プラスチック袋	0.44%		
合 計				100.00%	12.99%	9.24%

資料5 人口及び世帯数の将来推計

北区における人口及び世帯数の将来推計を表S5-1及び図S5-1に示す。

表 S5-1 人口及び世帯数の将来推計

		北区総人口 (人)	世帯数 (世帯)
実績値	平成21年度	335,426	168,118
	平成22年度	334,826	168,731
	平成23年度	333,051	169,154
	平成24年度	332,794	178,406
	平成25年度	334,672	180,241
	平成26年度	337,532	182,736
	平成27年度	340,559	185,931
	平成28年度	344,548	189,678
	平成29年度	347,908	193,183
	平成30年度	351,146	196,089
	令和元年度	353,739	198,575
	令和2年度	353,566	199,073
	令和3年度	351,544	199,081
	令和4年度	353,811	202,485
	令和5年度	357,330	206,560
推計値	令和6年度	357,613	203,010
	令和7年度	359,365	204,404
	令和8年度	361,160	205,773
	令和9年度	361,840	206,501
	令和10年度	362,549	207,202
	令和11年度	363,255	207,888
	令和12年度	363,964	208,554
	令和13年度	364,677	209,205
	令和14年度	364,773	209,495
	令和15年度	364,881	209,782
	令和16年度	365,002	210,052

出典：住民基本台帳、北区行政資料集、北区人口推計調査（2021（令和3）年10月）

注）実績値は各年度10月1日現在、世帯数は2012（平成24）年度より外国人世帯を含む。

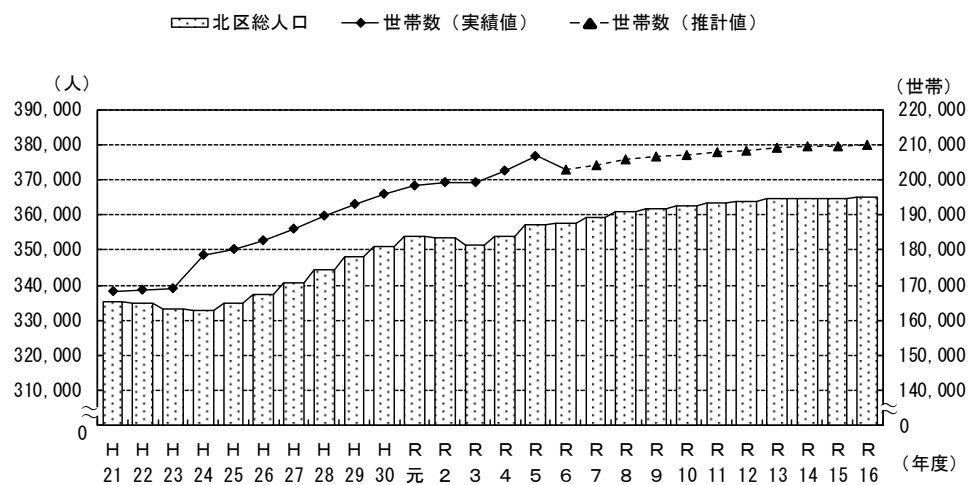


図 S5-1 人口及び世帯数の将来推計

1 現状施策のまま推移した場合のごみ総排出量及びごみ排出量の将来推計

北区において、2023（令和5）年度の現状施策のまま推移すると仮定して、表S 6-1に示す各項目について推計を行う。

区収集の可燃ごみ、粗大ごみのほか、資源のうちプラスチックとペットボトルを除く分別回収、持込ごみは、2019（令和元）年度から2023（令和5）年度（令和2、3年度除く）の1人1日あたりの量（g/人日）をトレンド推計した。

また、不燃ごみと資源の拠点回収については、2023（令和5）年度の1人1日あたりの量（g/人日）を固定した。

ペットボトルについては、直近2021（令和3）年度から2023（令和5）年度の1人1日あたりの量（g/人日）をトレンド推計した。

プラスチックについては、複数の他市事例より回収開始後（3～5年目まで）の増加率（前年度比）を求めて排出量に乘じ、2026（令和8）年度以降は一定とした。

集団回収については、直近2021（令和3）年度から2023（令和5）年度の1人1日あたりの量（g/人日）の減少率を乗じて推計した。

トレンド推計とは、ごみ排出量の将来推計に広く用いられており、過去の動態がこのまま継続していくという仮定の下に推計するものである。本計画では6式（表S 5-2）を使用し、6式からの選定は、原則2023（令和5）年度の実績値との乖離が少ない式とした。しかしながら、過去の実績からごみ排出量の増減がより大きく想定される場合は重相関係数（実績値と推計値との相関を示す数値。1に近いほど実績を反映していると考えられる。）を踏まえ選定した。

以上の推計方法により、北区における現状施策のまま推移した場合のごみ量の将来推計量について、ごみ総排出量及びごみ排出量の推移を表S 6-3と図S 6-1、総資源化量及びリサイクル率を表S 6-4と図S 6-2に示す。

表 S6-1 項目ごとの推計方法

推計項目				備考	推計方法
区 収 集	可燃ごみ				令和元～令和5年度(令和2、3年度除く)の1人1日あたりの量をトレンド推計
	不燃ごみ			不燃ごみ資源化量含む。	令和5年度の区民1人1日あたりの量で固定
	粗大ごみ			粗大ごみ資源化量含む。	令和元～令和5年度(令和2、3年度除く)の1人1日あたりの量をトレンド推計
	資源 分別 回収	缶	スチール缶・アルミ缶の合計。	令和元～令和5年度(令和2、3年度除く)の1人1日あたりの量をトレンド推計	
		びん		令和元～令和5年度(令和2、3年度除く)の1人1日あたりの量をトレンド推計	
		古紙		令和元～令和5年度(令和2、3年度除く)の1人1日あたりの量をトレンド推計	
		ペットボトル		令和3～令和5年度の1人1日あたりの量をトレンド推計	
		プラスチック	プラスチック製容器包装と製品プラスチックの合計。	他市事例より回収開始後(3～5年目まで)の増加率を求め、令和8年度以降は一定	
		拠点回収		紙/パック、発泡トレイ、廃食油、古布の合計。	令和5年度の区民1人1日あたりの量で固定
持込ごみ				令和元～令和5年度(令和2、3年度除く)の1人1日あたりの量をトレンド推計	
集団回収			紙類、布類、金属類の合計。	令和3～令和5年度の平均減少率を乗じて推計	

表 S6-2 トrend推計式

式 名	式	概 要
直線	$y=a+bx$	トレンドを直線に置き換えたときの公式。式の b はこの勾配の値で、 b が正符号のとき上昇傾向となり、 b が負符号のとき下降傾向となる。
指数式	$y=ab^x$	過去のデータの伸びを一定の比率で増加または減少させる公式。増加あるいは減少傾向は急激になる。過去のデータが同比率的な傾向のときにあてはめやすいと言われている。
べき乗式	$y=y_0+ax^b$	過去のデータの伸びを徐々に増加させる公式。実績値が増加し続ける条件で、最もあてはめやすいと言われている。
逆数式	$y=a/x+b$	過去のデータの伸びを徐々に減少させ、最終的に定数 b に収束する公式。
対数式	$y=a\log(x)+b$	過去のデータの伸びを徐々に減少させる公式。
ロジスティック式	$y=K \div (1+e^{(b-ax)})$	増加または減少傾向を加速度的に伸ばした後、徐々に鈍化させ一定の値で飽和に達する推計式。

(式中文字) y : ごみ量、 x : 経過年数、 y_0 : 基準年量、 k : 飽和係数、 a 、 b 、 c : 係数

表 S6-3 現状施策のまま推移した場合のごみ総排出量及びごみ排出量の将来推計

	区収集ごみ（t/年）					持込 ごみ (t/年)	集団 回収 (t/年)	ごみ 排出量 (t/年)	ごみ総 排出量 (t/年)	1人1日あたりのごみ量	
	可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	資源 回収	合計					(g/人日)	
										排出量	総排出量
H30	62,030	1,716	1,752	12,392	77,890	19,054	6,045	84,551	102,988	660	804
R元	62,181	204	2,053	13,705	78,145	19,136	5,776	83,575	103,056	647	798
R2	63,816	189	2,002	14,652	80,660	16,201	5,105	82,209	101,966	637	790
R3	61,876	149	2,258	14,342	78,626	16,240	5,388	80,524	100,254	628	781
R4	59,205	117	2,126	13,883	75,331	16,987	4,955	78,435	97,273	607	753
R5	53,420	119	2,176	15,358	71,073	16,779	4,567	72,494	92,418	556	709
R6	53,442	119	2,186	15,507	71,255	16,712	4,399	72,460	92,366	555	708
R7	53,684	120	2,199	15,651	71,654	16,643	4,256	72,645	92,552	554	706
R8	53,932	120	2,211	15,801	72,065	16,591	4,117	72,854	92,773	553	704
R9	54,014	120	2,216	15,826	72,177	16,550	3,970	72,901	92,698	552	702
R10	53,679	121	2,222	15,851	71,872	16,518	3,829	72,539	92,219	548	697
R11	53,387	121	2,227	15,874	71,608	16,492	3,693	72,226	91,793	545	692
R12	53,131	121	2,232	15,895	71,379	16,470	3,562	71,953	91,410	542	688
R13	52,905	121	2,236	15,916	71,179	16,451	3,436	71,714	91,065	539	684
R14	52,615	121	2,237	15,908	70,883	16,435	3,308	71,409	90,626	536	681
R15	52,350	122	2,239	15,901	70,611	16,421	3,185	71,131	90,217	534	677
R16	52,105	122	2,240	15,893	70,359	16,409	3,067	70,876	89,835	532	674

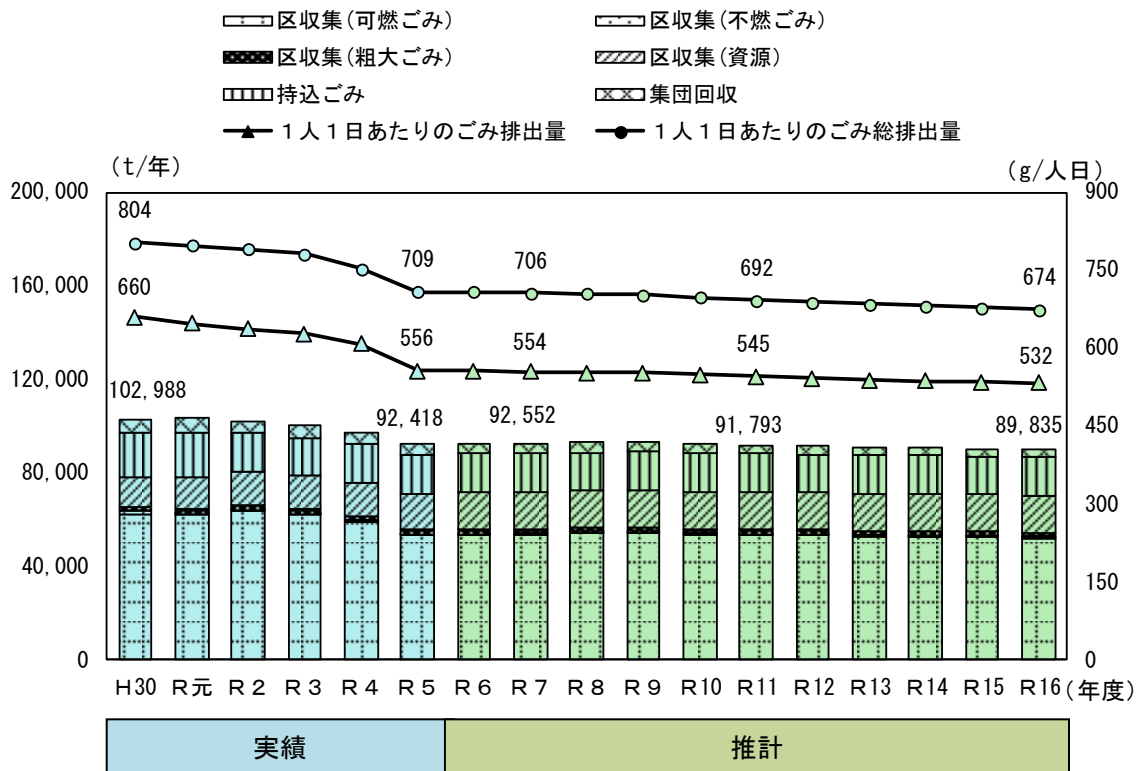


図 S6-1 現状施策のまま推移した場合のごみ総排出量及びごみ排出量の将来推計

表 S6-4 現状施策のまま推移した場合の資源化量及びリサイクル率の将来推計

	総資源化量 (t/年)			ごみ総排出量 (t/年)	リサイクル率
	直接資源化	集団回収	合計		
H30	12,392	6,045	18,437	102,988	17.9%
R元	13,705	5,776	19,481	103,056	18.9%
R2	14,652	5,105	19,757	101,966	19.4%
R3	14,342	5,388	19,730	100,254	19.7%
R4	13,883	4,955	18,838	97,273	19.4%
R5	15,358	4,567	19,925	92,418	21.6%
R6	15,507	4,399	19,907	92,366	21.6%
R7	15,651	4,256	19,907	92,552	21.5%
R8	15,801	4,117	19,918	92,773	21.5%
R9	15,826	3,970	19,797	92,698	21.4%
R10	15,851	3,829	19,680	92,219	21.3%
R11	15,874	3,693	19,567	91,793	21.3%
R12	15,895	3,562	19,457	91,410	21.3%
R13	15,916	3,436	19,352	91,065	21.3%
R14	15,908	3,308	19,216	90,626	21.2%
R15	15,901	3,185	19,086	90,217	21.2%
R16	15,893	3,067	18,960	89,835	21.1%

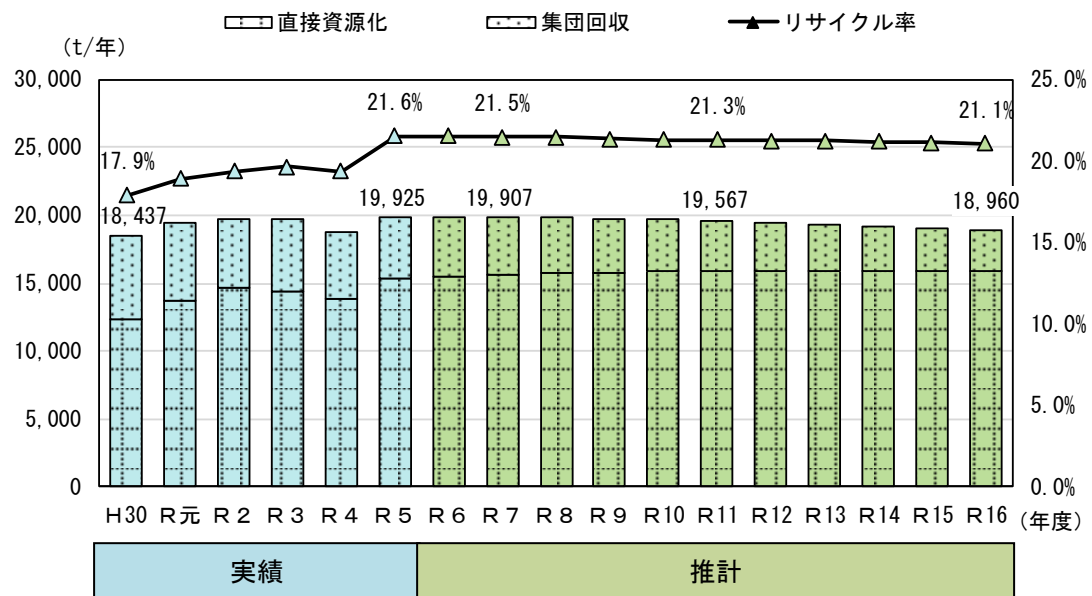


図 S6-2 現状施策のまま推移した場合の資源化量及びリサイクル率の将来推計

2 ごみの減量・資源化目標達成に向けたごみ量の推移

北区におけるごみの減量・資源化目標の達成に向けた、ごみ総排出量及びごみ排出量の推移を表S 6-5と図S 6-3、総資源化量及びリサイクル率を表S 6-6と図S 6-4に示す。

表 S6-5 ごみの減量・資源化目標達成に向けたごみ総排出量及びごみ排出量の推移

	区収集ごみ（t/年）					持込 ごみ (t/年)	集団 回収 (t/年)	ごみ 排出量 (t/年)	ごみ総 排出量 (t/年)	1人1日あたりのごみ量 (g/人日)	
	可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	資源 回収	合計					排出量	総排出量
H30	62,030	1,716	1,752	12,392	77,890	19,054	6,045	84,551	102,988	660	804
R元	62,181	204	2,053	13,705	78,145	19,136	5,776	83,575	103,056	647	798
R2	63,816	189	2,002	14,652	80,660	16,201	5,105	82,209	101,966	637	790
R3	61,876	149	2,258	14,342	78,626	16,240	5,388	80,524	100,254	628	781
R4	59,205	117	2,126	13,883	75,331	16,987	4,955	78,435	97,273	607	753
R5	53,420	119	2,176	15,358	71,073	16,779	4,567	72,494	92,418	556	709
R6	52,741	119	2,159	15,533	70,552	16,630	4,451	71,649	91,633	549	702
R7	52,274	120	2,151	15,720	70,265	16,480	4,353	71,025	91,098	541	695
R8	51,806	120	2,143	15,908	69,978	16,331	4,255	70,401	90,563	534	687
R9	51,174	120	2,129	16,042	69,465	16,181	4,143	69,604	89,789	527	680
R10	50,543	121	2,114	16,176	68,953	16,032	4,031	68,809	89,016	520	673
R11	49,908	121	2,100	16,309	68,437	15,882	3,918	68,011	88,238	513	666
R12	49,271	121	2,085	16,441	67,918	15,733	3,806	67,210	87,457	506	658
R13	48,632	121	2,070	16,572	67,396	15,583	3,693	66,407	86,672	499	651
R14	47,909	121	2,052	16,675	66,758	15,434	3,573	65,516	85,765	492	644
R15	47,187	122	2,034	16,778	66,120	15,284	3,454	64,627	84,859	485	637
R16	46,466	122	2,016	16,880	65,484	15,135	3,336	63,738	83,954	478	630

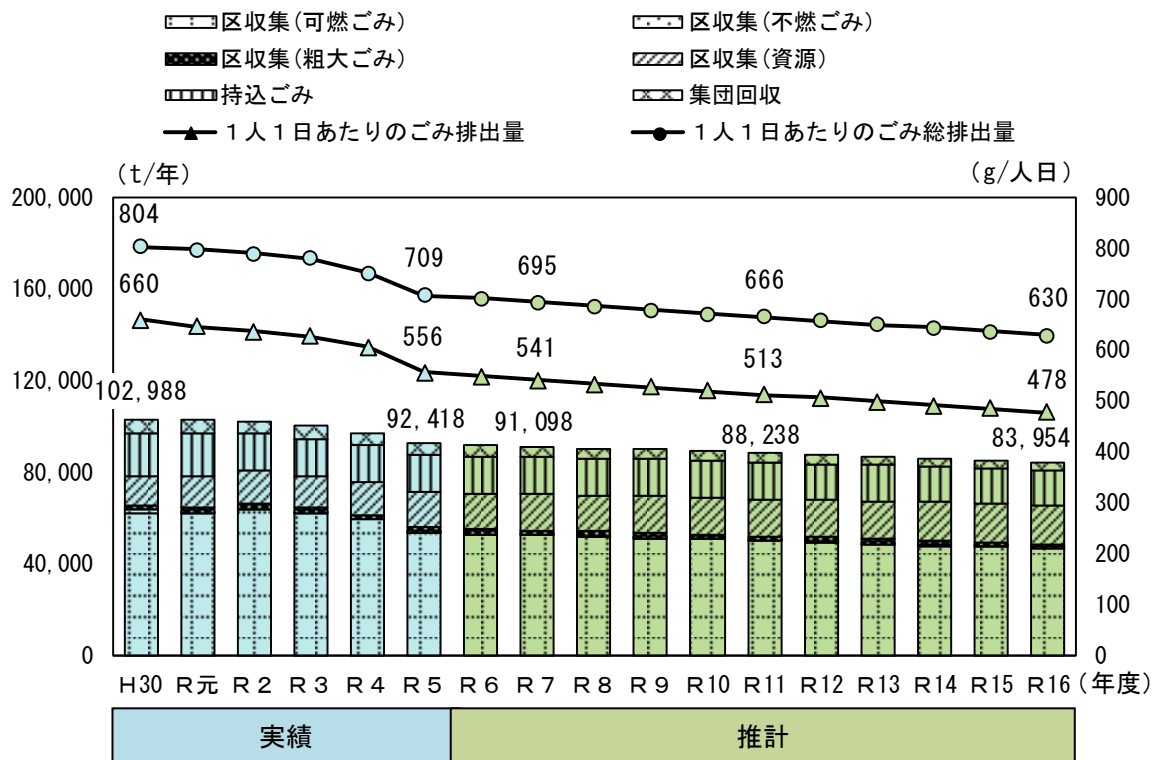


図 S6-3 ごみの減量・資源化目標達成に向けたごみ総排出量及びごみ排出量の推移

表 S6-6 ごみの減量・資源化目標達成に向けた資源化量及びリサイクル率の推移

	総資源化量 (t/年)			ごみ総排出量 (t/年)	リサイクル率
	直接資源化	集団回収	合計		
H30	12,392	6,045	18,437	102,988	17.9%
R元	13,705	5,776	19,481	103,056	18.9%
R2	14,652	5,105	19,757	101,966	19.4%
R3	14,342	5,388	19,730	100,254	19.7%
R4	13,883	4,955	18,838	97,273	19.4%
R5	15,358	4,567	19,925	92,418	21.6%
R6	15,533	4,451	19,984	91,633	21.8%
R7	15,720	4,353	20,073	91,098	22.0%
R8	15,908	4,255	20,163	90,563	22.3%
R9	16,042	4,143	20,185	89,789	22.5%
R10	16,176	4,031	20,206	89,016	22.7%
R11	16,309	3,918	20,227	88,238	22.9%
R12	16,441	3,806	20,246	87,457	23.2%
R13	16,572	3,693	20,265	86,672	23.4%
R14	16,675	3,573	20,249	85,765	23.6%
R15	16,778	3,454	20,232	84,859	23.8%
R16	16,880	3,336	20,216	83,954	24.1%

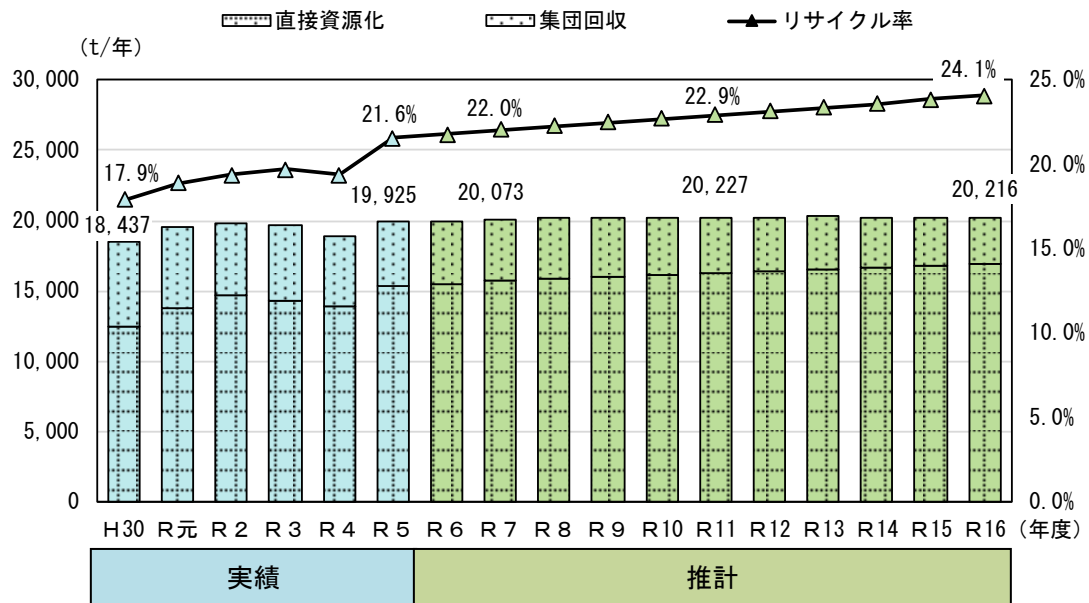


図 S6-4 ごみの減量・資源化目標達成に向けた資源化量及びリサイクル率の推移

資料7 生活排水処理基本計画

1 し尿及び汚泥量の実績

北区及び特別区全体のし尿の収集量の推移を表S7-1に、特別区全体の汚泥量の推移を表S7-2に示す。また、特別区全体のし尿の収集量及び汚泥量の推移を図S7-1に示す。

表 S7-1 し尿の収集量

	単位：t					
	H30	R元	R2	R3	R4	R5
北 区	14	15	13	10	8	10
特別区合計	1,248	1,197	1,064	990	867	758

出典：清掃事業年報（東京二十三区清掃一部事務組合）

注）北区の収集量は、便所戸数の按分率により算出した推計値

表 S7-2 汚泥量の推移（特別区全体）

	単位：t					
	H30	R元	R2	R3	R4	R5
浄化槽汚泥	3,296	3,118	2,848	2,752	2,639	2,573
ビルピット汚泥	14	13	10	10	13	10
ディスポーザー汚泥	4,972	5,532	6,312	6,398	6,179	6,271
合 計	8,283	8,663	9,169	9,159	8,831	8,854

出典：清掃事業年報（東京二十三区清掃一部事務組合）

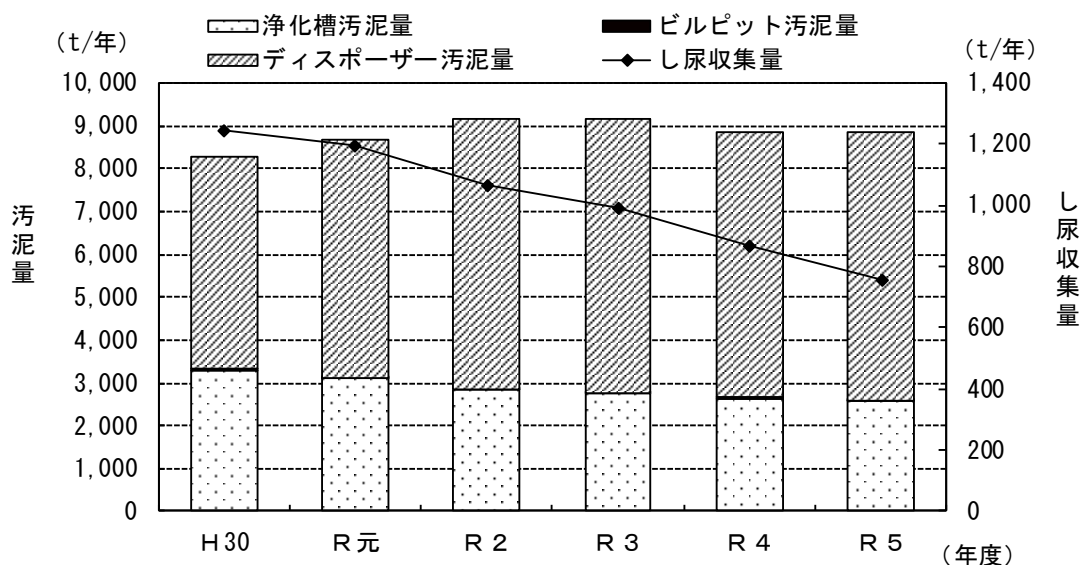


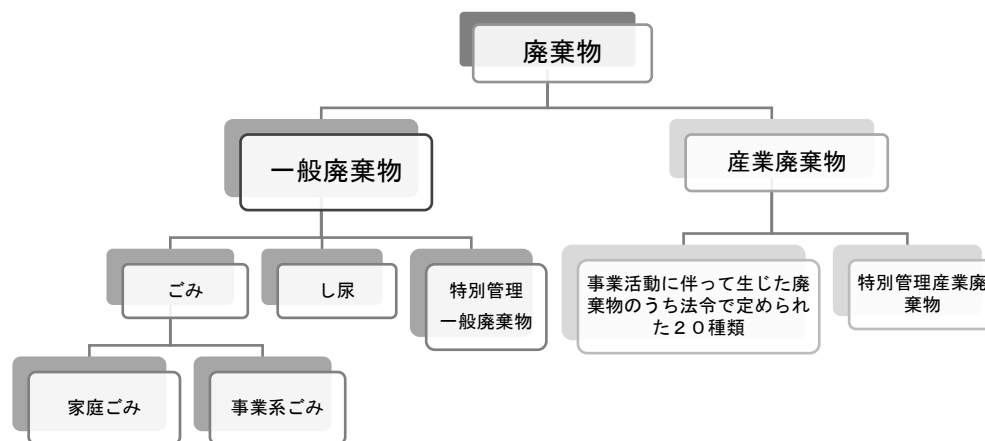
図 S7-1 し尿の収集量及び汚泥量の推移（特別区全体）

■ 用語の解説（用語の定義含む）

あ行

一般廃棄物

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物のことであり、大きくごみとし尿に分類される。



か行

北区事業系古紙リサイクルシステム

中小企業のオフィスペーパーの共同回収システムのこと。企業から出る古紙を分別回収、自主回収して、回収した古紙を再生品として再利用する。

拠点回収

特定の種類のごみを資源として区内の公共施設等で無料で回収すること。北区ではエコ広場館や区民センター等にサンクルポストを設置し、資源を回収している。

小型家電

消費者が通常家庭で使用する電気機械器具であって、効率的な収集運搬が可能であり、経済性の面における制約が著しくないものを、制度対象品目として政令で定めることとしている。

具体的な対象品目は、携帯電話端末、電話機、ラジオ、デジタルカメラ、映像用機器（DVDプレイヤー等）、音響機器（デジタルオーディオプレイヤー等）、理容用機器（ヘアドライヤー、電気かみそり等）、ゲーム機等。

戸別収集

ごみをごみ集積所へ出すのではなく、各家庭の玄関先や集合住宅の前等、建物ごとに出し、清掃職員が一軒ずつ収集していく方法。戸別収集ではそれぞれの玄関先等に出すこととなるので、ごみの出し方に対する意識の向上、それに伴うごみの減量や資源回収率の向上に効果があると考えられている。

さ行

サーキュラーエコノミー

循環経済のこと。従来の3Rの取組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

サーマルリサイクル（熱回収）

廃棄物から熱を回収すること。ごみの焼却処理から得られる熱が、ごみ発電や施設内の暖房・給湯・温水プール・外部への蒸気利用等に利用される。北清掃工場稼働時は、発電及び隣接施設への蒸気提供を行っていた。

再利用計画書

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物について、自らの責任において適正に処理をするとともに、再生利用等を行うことによりその減量に努めることが求められており、北区は一定規模の事業用建築物（対象：3,000m²以上）を所有・使用している事業者に対し廃棄物の種類・量・処理方法等を記載した再利用計画書を毎年提出するよう義務付けている。

雑がみ

新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の資源化可能な紙類のこと。具体的には、お菓子の紙の箱・ティッシュの箱・コピー用紙・包装紙・ポスター・カレンダー・紙袋・封筒等。

資源回収ステーション

びん・缶・ペットボトルの回収場所。区内に約6,000カ所ある。資源回収ステーションの場所の決定や管理は、各町会自治会が行うこととなっており、回収容器の設置・保管は、各町会自治会から選出された地域リサイクラー約180人を中心に、地域の管理者が行っている。

集団回収

町会・自治会・マンションの管理組合・PTAなど任意の団体が、家庭から出る古紙などを集め、自ら契約した資源回収業者に引き渡す、自主的な資源回収活動。区では、活動の推進を目的とし、登録手続きをした団体に対して、資源の回収量に応じた報奨金等を支給している。

食品ロス

食べ残しや消費・賞味期限切れ、売れ残り等、様々な理由で、食べられる状態であるにもかかわらず、廃棄されてしまう食品のこと。フードロスともいう。

清掃事業関連施設

区の清掃事業に関連した収集運搬施設、中継施設やエコー広場館のこと。北区清掃事務所、滝野川清掃庁舎、浮間清掃事業所（車庫）、エコー広場館（富士見橋、赤羽、北ノ台、滝野川西の4カ所）などがある。なお、北清掃工場（焼却施設）は、東京二十三区清掃一部事務組合が管理・運営している施設である。

製品プラスチック

製品自体にプラスチックが使われている文具や玩具類などが該当する。

ゼロカーボン

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を、森林などが吸収する量以下にすることで、温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにすること。

た行

脱炭素社会

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と、適切な森林管理や緑地の保全・緑化の推進などにより吸収される温室効果ガスの量の均衡が保たれた社会のこと。

中間処理

可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理など、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に影響が出ないようにする処理のこと。

東京二十三区清掃一部事務組合

地方自治法に基づき特別区内の中間処理を共同で実施するため、2000(平成12)年4月に特別区(東京23区)が設置した一部事務組合である。管理者は特別区の区長から互選される。事務内容は、①焼却施設の整備及び管理運営、②他ごみ処理施設の整備及び管理運営、③し尿処理の施設の整備及び管理運営。なお、東京二十三区清掃一部事務組合の運営費用は、手数料や売電収入等の歳入の他、23区が「分担金」として、ごみ量の割合等に応じて負担している。

は行

廃棄物管理責任者

一定規模の事業用の建築物を所有・使用している事業者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する業務を担う中心的な担当者として、廃棄物管理責任者を選任し、区長に届け出る義務がある。

廃棄物処理原価

ごみ等の処理で要した人件費、物件費、建物などの減価償却費、起債利子の合計を、資源売払い金などの収入を差し引きごみ等の収集量で割り返して、1キログラムあたりの処理原価としたもの。

排出原単位調査

家庭から排出される可燃ごみ及び不燃ごみについて、世帯人数と蓄積日数、ごみの重量から1人1日あたりのごみ排出量を求める調査。区で毎年行っている組成調査が、各組成の割合を求めるのに対し、排出原単位調査では、1人1日あたりの排出量として解析するところに違いがある。

発生抑制・排出抑制

ごみになりにくい商品の使用や購入、レジ袋や過剰包装の辞退、必要としている人に譲る等により、ごみとして発生・排出する量を減量させること。

フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。フードドライブの推進は、食品ロス削減に資する取組みでもあり、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(2020(令和2)年3月31日閣議決定)」においても食品ロス削減のための施策のひとつとして位置づけられている。

フードパントリー

経済的な事情等により支援を必要としている人々に、直接食料を提供すること。

プラスチック

合成樹脂とも呼ばれ、海洋プラスチックの問題等を契機に、各国で使用量削減やリサイクルに向けた対策が進んでいる。日本では、プラスチック資源循環促進法の成立により、プラスチック製容器包装・製品プラスチックの分別回収、再商品化に向けた取組みが始まっている。

プラスチック製容器包装

商品を入れたり包んでいるプラスチック製の容器や包装物で、その商品を使ったり取り出したあと、不要になるもの。プラマークが目印。お菓子の袋や洗剤のボトルなどが該当する。

ふれあい訪問収集

ごみ（可燃・不燃）の訪問収集を行う際に、ごみの排出がない場合には安否確認を併せて行う訪問収集のこと。

不燃ごみ処理センター

中央防波堤内側埋立地内にあり、東京二十三区清掃一部事務組合が管理・運営する処理施設。区で資源化できなかった不燃ごみを細かく破碎して鉄・アルミ分を回収している。

訪問収集

ごみ・資源（可燃・不燃・古紙・プラスチック）をごみ集積所まで運び出すことが困難な方に対して、収集作業員が玄関先まで訪問して収集するサービスのこと。

ら行

リサイクル率

リサイクル率とは、一般に資源を含めたごみ総排出量に占める総資源化量の比率である。ごみ総排出量には、清掃工場への持込ごみを含んでいる。

リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量（清掃工場持込ごみを含む）

リデュースクッキング

Reduce cooking waste（料理の無駄を減らすこと）を意味しており、普段の調理では生ごみとして、捨ててしまう部分も活用できる調理方法のこと。

レアメタル

地球上の存在量が稀、または技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、工業需要がある（今後見込まれる）ため安定供給の確保が政策的に重要であるものの。

A～Z

S D G s

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のこと。2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDG s）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

数字

3 R、2 R

3 R（スリーアール）とは環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組み（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再資源化（Recycle））の頭文字をとったもの。2 Rとは3 Rのうち、特にリデュース、リユースに関する取組みを推進すること。

北区一般廃棄物処理基本計画 2025

令和7年3月発行

刊行物登録番号

6-1-141

発行 東京都北区生活環境部リサイクル清掃課

東京都北区王子1丁目12番4号 TIC王子ビル

電話03-3908-8538